

令和 6 年

第 7 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 6 年 12 月 10 日

閉会：令和 6 年 12 月 12 日

福岡県東峰村議会

令和6年 第7回東峰村議会定例会

招集年月日 令和6年12月10日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和6年12月10日 9時30分
議長 伊藤 均
閉会日時及び宣告 令和6年12月12日 10時24分
議長 伊藤 均

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため

会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	樋口 修一	ふるさと推進課長	岩橋 俊典
農林建設課長	田嶋 一洋	災害対策室長	前田 光輝
住民福祉課長	梶原 孝司	教育課長	國松 直美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	坂本 浩志		

村長提出議案の題目

議案第37号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第38号	東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号	東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号	東峰村獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について
議案第41号	財産の取得について
議案第42号	令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）
議案第43号	令和6年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
議案第44号	令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）
同意第2号	東峰村教育委員会委員の任命について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）

3番 佐々木孝議員 4番 高倉美紀恵議員

第7回 東峰村議会定例会会議録

令和6年12月10日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和6年 第7回東峰村議会定例会議事日程

令和6年12月10日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第37号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第38号 | 東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第39号 | 東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第40号 | 東峰村獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第41号 | 財産の取得について |
| 日程第11 | 議案第42号 | 令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号） |
| 日程第12 | 議案第43号 | 令和6年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第1号） |

日程第 1 3 議案第 4 4 号 令和 6 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）

日程第 1 4 同意第 2 号 東峰村教育委員会委員の任命について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、令和6年第7回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 3番 佐々木孝議員、4番 高倉美紀恵議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和6年第7回東峰村議会定例会の運営につきましては、11月28日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>議案につきましては、条例の制定が1件、条例の一部改正が2件、指定管理者の指定が1件、財産の取得が1件、補正予算が3件、同意が1件予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日10日から17日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に一般質問を予定いたしております。</p> <p>11日には引き続き一般質問を行い、12日には議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日10日から17日までの8日間といたしたいと思っております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、12月10日から12月17日までの8日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>

日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 村長
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、令和6年第7回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、日ごろから村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につき、ご理解、ご尽力をいただき深く感謝を申し上げます。</p> <p>まず、本年10月に判明いたしました税の年金情報の税情報システムへの取り込み処理の誤りによる課税額等の賦課誤りにつきましては、該当される村民の皆様、住民税のみならず後期高齢者保険料や介護保険料の算定にまで影響がある方もおり、また、徴収方法の変更もお願いする形となり、大変ご迷惑をおかけしていることに対しまして、心よりお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>電算処理の中の処理誤りということで、確認がしにくいものではございますが、マニュアルの整理やチェックリストによる確実な手順による処理ができる体制を取ってまいります。と共に、住民の信頼があつてこそその役場職員という意識を、朝礼などでしっかり意識づけを行い、再発防止に取り組んでまいります。</p> <p>また、11月3日の秋祭りにつきましては、台風接近による設営や準備の影響を考え、31日に中止という判断をさせていただきました。</p> <p>何とか開催できないかと協議を行いました、最終的には安全面を優先し中止という判断をしたところでございます。</p> <p>この2件につきましては、一般質問で通告を受けてございますので、詳細はその際に行いたいというふうに思っておりますが、皆様にご迷惑をおかけしましたことに対し心よりお詫びを申し上げます。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案しております、各議案等についてご説明を申し上げます。</p> <p>本定例会には、条例の制定1件、条例の改正2件、指定管理者の指定1件、財産の取得1件、補正予算3件、同意1件、計9件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第37号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が、令和4年6月17日に公布、令和7年6月1日に施行されることに伴って、条例上の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める必要が生じたため、この条例案を提出するものであります。</p> <p>議案第38号、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年11月26日付、東峰村特別職報酬等審議会の答申を受け、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。</p> <p>議案第39号、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じて、両条例の一部を改正するものであります。</p> <p>議案第40号、東峰村獣肉処理加工施設の指定管理者の指定につきましては、東峰村獣肉処理加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。</p> <p>議案第41号、財産の取得につきましては、福岡県日田彦山線沿線地域振興計画に基</p>

	<p>づく令和6年度福岡県日田彦山線沿線地域振興基金活用事業において、村内周遊促進を図り、交流人口の増加を目的として、デザイン性の高い特徴あるEV電気自動車車両を2台導入するものです。</p> <p>議案第42号、令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれに1億4,730万1千円を追加し、歳入歳出総額を53億1,782万9千円とするものです。</p> <p>歳出では、一般管理費267万1千円、財産管理費20万9千円、総合行政ネットワーク事業費78万3千円、電算事業費211万8千円、税務総務費39万9千円、県知事・県議会議員選挙費429万2千円、国民健康保険基盤安定費1,230万9千円、保健福祉センター管理費326万2千円、特別養護老人ホーム管理費968万6千円、予防費8万3千円、小石原診療所費32万2千円、母子保健事業費55万3千円、健康増進事業費82万5千円、林道維持費137万5千円、美しい村づくり事業費150万円、土木総務費165万円、水源地域整備事業費550万円、水源保全事業費285万6千円、道路橋梁費500万円、道路維持費440万円、道の駅管理費40万円、河川費430万円、住宅費100万円、文化財事業費227万6千円、公共土木災害復旧費7,500万円、償還金の元金3万2千円、利子450万円を計上しています。</p> <p>歳入では、分担金、県委託金、基金繰入金、村債をそれぞれ計上しております。</p> <p>議案第43号、令和6年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、支出に87万3千円を追加し、支出総額を1億175万5千円とするものです。</p> <p>支出では、総係費に87万3千円を計上しております。</p> <p>議案第44号、令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれに1,230万9千円を追加し、歳入歳出総額を3億7,191万4千円とするものです。</p> <p>歳出では、一般管理費23万9千円、交付金償還金1,207万円を計上しております。</p> <p>歳入では、一般会計繰入金を計上しています。</p> <p>同意第2号、東峰村教育委員会委員の任命につきましては、東峰村教育委員会の委員に仲道優氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を申し上げましたが、皆様方には慎重審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第14までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第37号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第37号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和6年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p>

	<p>提案理由でございます。</p> <p>刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和4年6月17日に公布、令和7年6月1日に施行されることに伴って、条例上の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</p> <p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。</p> <p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。新旧対照表でございます。</p> <p>関係条例としましては、5つほどございます。</p> <p>まず、第1条、東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するものでございます。その中で第5条、失職の特例の中の文言を改正するものでございます。</p> <p>19ページから20ページをお願いいたします。</p> <p>第2条、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の文言を改正するものでございます。第19条、期末手当中の文言を改正するものでございます。</p> <p>21ページをお願いいたします。</p> <p>第3条、東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。第4条、失格条項中の文言を改正するものでございます。</p> <p>その下でございます。</p> <p>第4条、東峰村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。第6条の退職報償金支給の制限中の文言の改正でございます。</p> <p>22ページをお願いいたします。</p> <p>第5条の東峰村行政不服審査会条例の一部を改正するものでございます。その第11条の罰則中の文言を改正するものでございます。</p> <p>附則、施行期日、1、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p> <p>2、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。以上でございます。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第38号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>24ページをお願いいたします。</p> <p>議案第38号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和6年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、令和6年11月26日付、東峰村特別職報酬等審議会の答申を受け、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。</p>

	<p>25ページをお願いいたします。</p> <p>お手元のほうにですね、総務企画課の資料を配布させていただいております。これは、全員協議会等で使った資料と同じものがございますが、そちらも併用しながらご覧いただきたいと思っております。</p> <p>お手元の資料の1ページの上段部分になります。</p> <p>東峰村特別職の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。</p> <p>新旧対照表中でございますが、まず、25ページでございます。</p> <p>特別給の改定に伴うもので、現行の2.7月分を2.8月、0.1月分引き上げ改正するものでございます。</p> <p>25ページから26ページにかけて、第1条で東峰村特別職、第3条で東峰村議会議員について、令和6年度の期末手当の支給について、適用の比率について改正させていただいております。</p> <p>6月分は支給済みですので、12月分の1.35月を0.1月上げて、1.45月に改正し、支給することになります。</p> <p>第2条、第4条につきましては、来年度以降につきまして、年間の2.8月分を、6月と12月のそれぞれで0.05月分を引き上げて1.4月分に改正し、支給する内容となっております。</p> <p>26ページでございますが、附則、施行の期日等、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2、第1条の規定による改正後の東峰村特別職の職員の給与等に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第39号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>28ページをお願いいたします。</p> <p>議案第39号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和6年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものである。</p> <p>29ページをお願いいたします。</p> <p>同じく総務企画課資料としましては、1ページ目の下段、それから2ページ目にかけてでございますが、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。</p> <p>月例給について、民間企業との格差を解消するため、初任給をはじめ若年層に特に重点を置きつつ、概ね30代後半までの職員に重点を置いて、俸給表の引き上げ改定するものが、31ページ以降の別表第1の表のとおり改正するものでございます。</p> <p>特別給につきましては、資料の下段のとおりとなりますが、改正としましては、職員の年間4.5月分につきまして、これを4.6月分、0.1月分と、再任用職員の年間2.35月分につきまして、これを2.4月分、0.05月分引き上げるものでござい</p>

	<p>ます。</p> <p>この改正につきましても、先ほど特別職等の改正に準じた形で条建てがされております。</p> <p>まず、29ページの第1条につきましては、6年度分の期末手当及び勤勉手当、それぞれの比率の改定を行っており、42ページの第2条につきましては、令和7年度以降の期末手当、勤勉手当、それぞれの比率の改定を行っております。</p> <p>それから43ページ、資料では2ページ目の下段になりますが、本村には在職等はありませんが、特定任期付職員につきまして、第3条で給料表の改定と6年度分の特別給の改定を、45ページで7年度以降の特別給の改定を行い、年間で3.4月分から3.45月分、0.05月分の引き上げる改正を行っております。</p> <p>45ページをお願いいたします。</p> <p>附則、施行期日等、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2、第1条の規定による改正後の東峰村一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。以上でございます。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第40号「東峰村獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」 補足説明を担当課長に求めます。 農林建設課長</p>
農林建設課長	<p>資料のほうは46ページをお開きください。</p> <p>議案第40号「東峰村獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」 次のとおり東峰村獣肉処理加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。 令和6年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1 指定管理施設の名称及び所在 (1) 名称 東峰村獣肉処理加工施設 (2) 所在 朝倉郡東峰村大字小石原868番地の1</p> <p>2 指定管理者の名称及び所在 (1) 名称 合同会社 山のぼせ 代表社員 泉健一 (2) 所在 朝倉郡東峰村大字小石原868番地の1</p> <p>3 指定期間 令和6年12月16日から令和11年3月31日まで 提案理由でございます。 東峰村獣肉処理加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。以上でございます。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第41号「財産の取得について」 補足説明を担当課長に求めます。 ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>47ページをお願いいたします。</p> <p>議案第41号「財産の取得について」 下記のとおり財産を取得するにつき、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。 令和6年12月10日提出、東峰村長名でございます。 財産の取得及び数量 乗合タクシー用EV車両2台</p>

	<p>取得価格 1,395万2,340円 契約の相手方 静岡県袋井市字刈二ノ谷3-4 株式会社タジマモーターコーポレーション 代表取締役社長 浅井秋彦</p> <p>納期限 令和7年3月31日</p> <p>提案理由といたしましては、本業務は、福岡県日田彦山線沿線地域振興計画に基づく、令和6年度福岡県日田彦山線沿線地域振興基金活用事業において、村内周遊促進を図り、交流人口の増加を目的として、デザイン性の高い特徴あるEV車両を2台導入するものでございます。</p> <p>補足としまして、関連資料といたしまして、先の全員協議会のほうで車両のカタログをとということで、1枚ですね、両面で車両カタログのほうを付けさせていただきますので、ご確認のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第42号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>48ページをお願いいたします。</p> <p>議案第42号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）」</p> <p>令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,730万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,782万9千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>地方債の補正、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。</p> <p>令和6年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>49ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。</p> <p>9款2項負担金469万4千円、12款3項委託金429万2千円、15款2項基金繰入金5,451万5千円、18款1項村債8,380万円、それぞれ増額補正でございます。</p> <p>補正前の額51億7,052万8千円、補正総額1億4,730万1千円、補正後の額53億1,782万9千円でございます。</p> <p>その下でございます。50ページをお願いいたします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>2款1項総務管理費578万1千円、同じく2項徴税費39万9千円、同じく4項選挙費429万2千円。</p> <p>3款1項社会福祉費1,557万1千円、同じく3項老人福祉費968万6千円。</p> <p>4款1項保健衛生費178万3千円、6款2項林業費137万5千円、7款2項観光費150万円。</p> <p>8款1項土木管理費1,000万6千円、同じく2項道路橋梁費980万円、3項河川費430万円、4項住宅費100万円。</p> <p>51ページをお願いいたします。</p>

	<p>10款6項文化財費227万6千円、11款1項災害復旧費7,500万円、12款1項公債費453万2千円、それぞれ増額補正でございます。</p> <p>補正前の額51億7,052万8千円、補正額1億4,730万1千円、補正後の額53億1,782万9千円でございます。</p> <p>52ページをお願いいたします。</p> <p>第2表、地方債の補正、上段から過疎対策事業債9,500万円を9,950万円に補正いたします。内容としましては、土木債のほうを450万円増額でございます。</p> <p>その下でございます。災害復旧事業債1億9,210万円を2億6,710万円に変更でございます。内訳としましては、災害復旧事業債を7,500万円増額でございます。</p> <p>その下でございます。緊急自然災害防止対策事業債1億7,400万円を1億7,830万円、430万円増額です。</p> <p>55ページをお願いいたします。</p> <p>歳入の詳細でございます。</p> <p>9款2項1目、2節老人福祉費負担金、特別養護老人ホーム管理費の施設改修による負担金でございます。</p> <p>12款3項1目総務費県委託金、令和7年3月に執行予定でございます福岡県知事選挙及び同県議選挙の委託金でございます。</p> <p>15款2項1目財政調整基金繰入金4,638万5千円の増額補正でございます。</p> <p>同じく12目施設改修等基金繰入金813万円の増額でございます。内容としましては、施設改修等の基金繰入金でございます。保健福祉センター及び宝珠の郷等が入っております。</p> <p>その下でございます。18款1項6目土木債450万円の増額補正、内容としましては村道改良事業、橋梁点検の釜床橋の保守点検のものでございます。</p> <p>それから、その下、9目災害復旧事業債7,500万円の増額補正、こちらも災害復旧事業債で平成29年災が1カ所、令和5年災が20カ所分でございます。</p> <p>それから、12目緊急自然災害防止対策事業債430万円の増額補正でございます。内容としましては、蔵貫川の河川改修としまして、用地費それから立木補償等の補正でございます。</p> <p>56ページをお願いいたします。</p> <p>歳出の詳細でございます。ここからは関係ある各課ごとに説明させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、総務企画課からのほうでございますが、56ページで、2款1項1目一般管理費267万1千円の補正でございます。内容としましては、職員手当170万1千円の補正。</p> <p>詳細でございますが、先ほど条例改正の増額分としまして20万1千円、それから、災害派遣手当、当初3名で予定しておりましたが、現在4名おりますので、その増額分、1名の増額分150万円。</p> <p>その下、需用費としまして67万円、コピー使用料等が52万円、それから消耗品を15万円。</p> <p>その下、25節寄付金30万円、こちらは令和6年の能登半島の豪雨による義援金の補正でございます。滋賀町、穴水町、能登町への支援金の補正でございます。</p> <p>その下でございます。5目財産管理費20万9千円の補正でございます。内容としましては、宝珠山庁舎並びにいずみ館等の区画線の消えているところの補修工事の補正でございます。</p> <p>それから、その下、13目総合行政ネットワーク事業費78万3千円の増額補正で</p>
--	---

	<p>ございます。こちらのほうLGWAN専用回線の使用料、1月から3月分を補正するものでございます。</p> <p>それから、その下、14目電算事務費211万8千円の増額補正でございます。内容としましては、医療費の関係で医療費年齢の引き上げに伴いますシステム改修分、内訳としましては、ひとり親医療それから障害者医療等がございますが、そちらのシステム改修の費用でございます。</p> <p>それから1つ飛ばして、2款4項6目県知事・県議会議員選挙費429万2千円の増額補正でございます。</p> <p>詳細につきましては、1節報酬費95万9千円、こちらは、係る委員等の報酬でございます。それから、3節職員手当182万8千円、こちら期日前投票等の一般職員の時間外手当等の分でございます。</p> <p>8節旅費2万6千円、10節需用費46万6千円、内容としましては、消耗品が40万円、食糧費としまして1万6千円、こちらは投票立会人の分でございます。印刷製本費5万円でございます。</p> <p>その下でございますが、11節役務費15万3千円の補正、内容としましては、入場券等の通信運搬費が14万8千円、手数料としまして5千円、その下、12節委託料35万2千円、こちら掲示板の設置・撤去等の委託料の補正でございます。</p> <p>その下、13節使用料及び賃借料、使用料としまして1万2千円、その下、賃借料としまして1万円の補正でございます。</p> <p>それから、57ページにあたりますが、事務機器リース料としまして3万円でございます。その下、15節原材料費20万6千円、ポスター掲示板等の原材料費の補正でございます。その下、備品購入費25万円、選挙備品等の購入費の補正でございます。</p> <p>それから、59ページをお願いいたします。</p> <p>12款1項1目元金3万2千円、内容としましては、償還金利子及び割引料、既発債の元金。こちらのほうが、臨時財政対策債が10年ごとに利率が変更することによります、元利均等のため不足する分を補う補正でございます。</p> <p>それから、その下、利子450万円の補正、こちらのほうが詳細としましては、令和5年度現年、それから繰越分の起債償還において、当初時では不確定な額が決まりませんでしたので、現在精査しまして450万円ほどの不足が出ます。そのための補正でございます。</p> <p>総務企画課からは、以上でございます。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>まず初めに、当課におきまして複数回にわたり税の賦課誤りなどが発生し、納税者の皆様、村民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように、再発防止に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>補足説明をいたします。</p> <p>56ページをお願いいたします。</p> <p>2款2項1目、10節需用費39万9千円です。システム標準化全国統一様式化に伴う納付書等の印刷費でございます。</p> <p>57ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項3目、27節繰出金、補正額1,230万9千円。内訳としまして、職員給与改定に伴う国保特会への繰出金が23万9千円、その他繰出金としまして1,207万円、これは、令和5年度の普通交付税及び特別調整交付金返還金として特会へ繰り出すものでございます。</p> <p>8目、10節需用費、314万円。設備修繕費でございますが、いずみ館のお風呂の</p>

	<p>蛇口・シャワー系統の漏水による修繕費を計上してございます。</p> <p>いずみ館は屋外ボイラー、コインランドリーの裏からですね、お風呂場へ温水の配管が2系統ございます。1つは循環式浴槽系統の配管の行きと帰り、もう1つがお風呂の蛇口・シャワー系統への配管、行きと帰りがございます。</p> <p>令和5年1月に修繕いたしましたのは、循環式浴槽の行きの配管が漏水したというものでございます。今回の修繕は、蛇口・シャワー系の行き戻り両方で漏水が発見されましたので、緊急的に修繕を行った費用をですね、計上するものでございます。</p> <p>11節役務費でございます。補正額12万2千円、これは、浴槽の水質検査が必要となったことから、検査を実施した費用を計上するものでございます。</p> <p>3款3項9目、14節工事請負費、補正額968万6千円、特別養護老人ホーム施設更新工事としまして、経年劣化による浴槽のろ過装置の内部破損によるろ過ユニットの更新によるもので、工事費の2分の1を指定管理者にご負担いただきます。歳入に負担金469万4千円を計上してございます。</p> <p>4款1項2目、22節償還金利子及び割引料、補正額8万3千円でございます。これは、令和4年度繰越分の感染症予防事業、風疹抗体検査に係る精算返還金でございます。</p> <p>5目、22節償還金利子及び割引料、補正額32万2千円、令和5年度へき地診療所精算による補助金返還金でございます。</p> <p>8目、22節償還金利子及び割引料、補正額55万3千円、これは、未熟児医療、母子保健衛生、養育医療、子育て応援交付金に係る精算返還金でございます。</p> <p>9目、12節委託料、補正額82万5千円、情報システムの改修費でございます。国のシステムに国が指定する予防接種等の実施に関する情報を送信するため、村の健康情報システムを改修するものでございます。以上でございます。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>58ページをお願いいたします。</p> <p>7款2項6目美しい村づくり事業費、その10節ですね、需用費、こちらのほうの燃料費で150万円の補正。こちらにつきましては、災害に伴いまして、林道の土砂撤去作業のほうをいたしておりますけれども、その分で作業用の燃料、こちらのほうが不足しております。ついては、不足分について補正のほうをさせていただきたいというところでございます。以上です。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>59ページをお願いいたします。</p> <p>10款6項2目文化財事業費、14節工事請負費としまして227万6千円の増額補正を計上いたしました。</p> <p>こちらにつきましては、県指定の文化財である釜床1号窯跡の法面保護工事契約後に、新たに崩落が発生し、追加の盛土と埋め戻し作業が発生したこと、それに併せ、さらなる崩落を防止するために、法面の左右の側面に植生土のうを設置する必要があることが上げられます。また、工事の過程でコンクリートの基礎部分が複数個見つかかり、撤去工事が必要になったこと、それから、以前工事での設置しておりました植生マットの撤去工が必要になったことが上げられます。</p> <p>本来ですとここで図面と、それから写真等で補足説明をすべきところですが、写真につきましては、こちらの認識の間違いで今日ご準備ができておりません。採択の前までには必ず提出をいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。大変申し訳ございません。以上でございます。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>資料の58ページをお開きください。一番上段です。</p> <p>6款2項4目10節需用費としまして、137万5千円の補正です。これは、林道小</p>

	<p>規模補修といたしまして、立木撤去などの林道の維持補修に必要な予算が不足しておりますので、今回補正予算として計上させていただいております。</p> <p>続きまして、8款1項1目、12節委託料165万円でございます。これは、登記事務等委託といたしまして、蔵貫川河川改修等に伴う登記事務費用として計上するものでございます。</p> <p>続きまして、8款1項の3目、12節委託料50万円でございます。産業廃棄物収集運搬処理業務委託料としまして、これは、獣肉処理加工施設の工事で発生しました産業廃棄物の収集の運搬処理を追加増高するものでございます。</p> <p>続きまして、14節工事請負費500万、獣肉処理施設の周辺排水の工事でございます。これは、全員協議会のほうで場所が分からないということでございましたので、そちらのほうの資料も配布してありますので見ていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、5目水源保全事業費、22節285万6千円、過充当基金戻入金でございます。これは、昨年度の令和5年度の水源涵養基金の精査の結果、錯誤による過充当基金がありましたので、戻入するものでございます。</p> <p>続きまして、8款2項1目、14節工事請負費500万、橋梁補修工事費でございます。これは、道路メンテナンス事業に伴う橋梁点検の結果、釜床橋の橋のですね、追加対策で行ったものでございますので、今回この補正予算として計上させていただきます。</p> <p>続きまして8款2項2目の14節の工事請負費440万円でございます。村道維持補修工事といたしまして、これは、舗装修繕や土砂撤去などの費用といたしましてですね、4路線5カ所の村道のほうの維持補修費として不足してありますので、今回追加増高させていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、5目道の駅管理費の14節工事請負費40万、これは、老朽化による浄化槽の修理工事費を追加させていただいたところでございます。</p> <p>続きまして、8款3項1目、16節公有財産購入費30万、土地購入費、これは、蔵貫川河川改修に伴う土地購入費でございます。</p> <p>21節補償、補填及び賠償金400万、物件移転等補償費、これも同様に蔵貫川河川改修に伴う物件の補償、立木の補償になっています。こちらにつきましても全員協議会のほうで徴求資料がありましたので、その資料のほうを参考にさせていただきたいと思っています。</p> <p>続きまして、59ページをお願いします。一番上段のほうになります。</p> <p>8款4項1目、10節需用費100万円、住宅修繕費でございます。これは、村内住宅団地の4カ所のですね、雨どいや浴室などの修繕費用として、今回補正予算を計上するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>59ページをお願いします。</p> <p>11款1項2目公共土木施設災害復旧費、14節工事請負費7,500万上げさせていただいております。</p> <p>内訳といたしまして、R5一般単独災害復旧工事6,600万円、これにつきましては、村道原線の護岸工事や竹布川の護岸工事、また法面の保護工事、それから河床の低下工事、あと埋塞土砂の撤去工事など約22カ所上げさせていただいております。</p> <p>それから、H29一般単独災害復旧工事900万円につきましては、村道屋帷線の法面の補強工事を上げさせていただいております。平成29年度に被災を確認はしておりますが、県の砂防工事や流路工事などで工事ができなかったため、今回上げさせていただいております。以上でございます。</p>
日程第12	

議 長	<p>日程第 1 2 議案第 4 3 号「令和 6 年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>農林建設課長</p>
農林建設課長	<p>資料のほうは 6 1 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 4 3 号「令和 6 年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」</p> <p>総則、第 1 条、令和 6 年度東峰村簡易水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。</p> <p>収益的収入および支出、第 2 条、令和 6 年度東峰村簡易水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入および支出の予算額を次のとおり補正する。</p> <p>支出、第 2 款、科目、簡易水道事業費用、第 1 項営業費用といたしまして、補正予定額 8 7 万 3 千円を計上させていただいております。</p> <p>特例的収入および支出、第 3 条、予算第 4 条の 2 を「地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 2 3 2 万 2 千円及び 2 6 3 万 2 千円である。」に改める。</p> <p>議会の議決を経なければ流用することができない経費、第 4 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。</p> <p>科目、職員給与費 8 7 万 3 千円、合計 5 6 6 万 1 千円となります。</p> <p>令和 6 年 1 2 月 1 0 日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>以降、資料のほう 6 2 ページから 6 7 ページにつきましてははですね、補正予算に関する説明の参考として付けておりまして、補正予算の実施計画書並びに令和 6 年度簡易水道事業の予定開始の貸借対照表と事項別明細書を添付させていただいております。説明のほうは割愛させていただきます。以上で、補足説明を終わります。</p>
日程第 1 3	
議 長	<p>日程第 1 3 議案第 4 4 号「令和 6 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>6 8 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 4 4 号「令和 6 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）」</p> <p>令和 6 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 3 0 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7, 1 9 1 万 4 千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和 6 年 1 2 月 1 0 日提出、村長名でございます。</p> <p>6 9 ページをお願いいたします。</p> <p>第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、1 0 款 1 項他会計繰入金、補正額 1, 2 3 0 万 9 千円、歳入合計 3 億 7, 1 9 1 万 4 千円でございます。</p> <p>7 0 ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、1 款 1 項総務管理費、補正額 2 3 万 9 千円、9 款 1 項還付金及び還付加算金、補正額 1, 2 0 7 万円、補正額計 1, 2 3 0 万 9 千円、歳出合計 3 億 7, 1 9 1 万 4 千円でございます。</p>

	<p>73ページをお願いいたします。</p> <p>2、歳入、10款1項1目、3節職員給与等繰入金、補正額23万9千円、職員給与改定に伴う一般会計からの繰入金でございます。</p> <p>8節その他一般会計繰入金、補正額1,207万円、国県の精算返還金に伴う一般会計の繰入金でございます。</p> <p>74ページをお願いいたします。</p> <p>3、歳出、1款1項1目、2節給与、補正額10万4千円、一般職給与費でございます。</p> <p>3節職員手当、補正額13万5千円、内訳として、期末手当が7万円、勤勉手当が6万5千円でございます。</p> <p>9款1項10目、22節償還金利子及び割引料、補正額1,207万円、令和5年度交付金及び特別調整交付金の精算による返還金でございます。以上でございます。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>75ページをお願いいたします。</p> <p>同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。 令和6年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>氏名 仲道優 住所 朝倉郡東峰村大字福井718番地 生年月日 昭和34年7月24日 任期 任命日から令和8年5月31日まで</p> <p>提案理由といたしまして、東峰村教育委員会委員井上光弘氏の退任に伴い、新たに仲道優氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>76ページに略歴書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。</p>
休憩	
議長	<p>以上で、補足説明を終了します。 10時50分まで休憩します。</p>
	(10時40分)

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10時50分)
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問を行います。 一般質問は、7名の議員より提出されております。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は60分以内となっております。 通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。 それでは、一般質問に入ります。 2番 樋口朗議員の質問を認めます。 2番 樋口朗議員
2 番	私は、今回、4つの項目の質問をさせていただきます。 まず、公営住宅の整備計画について質問します。 昨年3月に策定された東峰村公営住宅等長寿命化計画の新規事業欄には、本年度の計画に10戸建設すると記載されていますが、実際は8戸を建設中です。2戸減少した理由と、この2戸は今後建設するのか、建設する場合は、その時期と建設場所を村長に伺います。
議 長	村長
村 長	10戸の計画でございました。今回8戸という形、いろんな事情、状況等がございまして、そういうふうにしたところではございます。 内容について、この辺は詳しい話になりますので、課長のほうより答弁をさせたいと思います。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	ご回答させていただきます。 公営住宅等長寿命化計画につきましては、国が定めている公営住宅等長寿命化計画の策定指針に規定されているとおり、公営住宅の長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進し、ライフサイクルコストの縮減等をめざすものでございます。また、計画的な修繕、改善を行いながら新規整備並びに建て替えを行う計画となっております。 現在、小松団地横において定住促進住宅を2棟8戸建設中でございます。これは単身向けの住宅でございます。 令和4年度の長寿命化策定時においてはですね、令和6年度、今年度に10戸の整備を予定していましたが、計画のほうを再考しまして8戸建築中でございます。 その理由といたしましてはですね、現地の工事作業ヤードを考慮いたしまして、入口が1つということと資材関係のヤード的に狭いということもございましてですね、まずは先行して8戸の整備を予定しています。 今後、現在の建築中の敷地内にですね、今度はファミリー向けの、世帯向けの1棟2戸のですね、設計の計画を今後行ってまいります。以上でございます。
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	今、課長さんのほうからご説明がありましたが、残りファミリー向けの2戸は来年度の施工になるかお尋ねします。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	一応来年度の工事というか、来年度の設計をまず行いまして、建築のほうがその翌年度、令和8年度を目途にですね、進めてまいりたいと考えております。以上でござ

	います。
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>同じ新規整備事業欄には、別の計画でですね、今年度に10戸分を設計し、令和7年度に6戸、令和9年度に4戸建設する計画です。まだ予定地が決まっていないと聞いています。今年度中か遅くとも来年度すぐに設計に着手しないと、7年度代に6戸の完成はスケジュール的に厳しく、早急に予定地を決める必要があると思います。</p> <p>現段階で建設を予定した候補地の案があるのでしょうか。それが村有地であれば、ここで答えることは問題ないと思いますが、私有地の場合は、今後の交渉にも影響することもありますので、具体的な場所を答える必要はありません。候補地の案が現段階であるかどうか村長に伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>計画に基づいて実施をしているところでございます。さまざまな状況により計画についてはですね、見直しまでいきませんが、事業年度の検討は今行って、ファミリー向けは遅れているという形ではございます。</p> <p>昨年度の災害、その災害において緊急アクセス事業というのを行っております。その地域の買い物弱者に対する部分の整備、そういった部分も全体の財政計画の中で取り組んでおりますので、計画どおり進んでないことについてはご容赦いただきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>今回、新規事業という形で7年度、9年度計画しているものにつきましては、場所としては宝珠山小学校周辺、もしくは跡地で考えているところでございます。</p> <p>小松団地のほうの2戸の分についても、一応ファミリー向けという形で考えておりますので、実際にあの場所がいいのか、もっと学校に近いほうがいいのではないかといいところもあって、ちょっと今年の施工にあたっては、ちょっと遅らせようということ、昨年の災害等もございまして遅らせているところでございます。</p> <p>住宅政策につきましては、今回の部分で空き家が確保できる分についての空き家政策でまず行き、住宅を建てていくという形で計画はしておりますので、年度については少しずつ可能性はあるかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>もちろん候補という形で考えておりますので、その部分について、そこに何戸入るものなのか、どういう方、子育て世帯向けの定住促進という形で考えておりますが、どういう形で住んでいただくか、子どもさん大きくなったら住み替えという地方創生の計画、第2次計画の中で考えていた部分、あくまで子どもがいるときにお試し移住のような感じでファミリー山村留学という表現もしておりましたが、世帯で子どもがいる間に移住体験していただいて、気に入っていただいたら家を建てる、もしくは空き家を買うとかいうときに、住み替えという事業の中で何らかの手当てができないか。</p> <p>これはですね、まだ制度の設計はできておりませんが、そういった形で定住に向けての取組みを行いたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>計画どおりではないけども、去年の災害等で若干スケジュールは遅れるということで、それは理解したいと思います。</p> <p>具体的なスケジュール案の確定したものはまだ決まっていないのか、ちょっとお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>来年、再来年という部分についての具体的なスケジュール案というものは、ちょっとまだ具体的に決まっておりません。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員

2 番	<p>ただ今の、その前の村長さんの答弁でですね、予定地が旧宝珠山小学校跡地ということを知りました。</p> <p>私も実は、もう議員になって当初ですね、私の議会だよりもそこについての案を書かせてもらいました。適地としては非常にふさわしいのではないかと考えています。</p> <p>ただ、あそこは約70年前にですね、もう村長ご存じのように、中原用水をですね、付け替えて、地面というかグラウンドの整備をし直してありますので、これからそういうところを実施するのであれば、その中原用水の管理者等も十分にご相談をお願いしたいと思います。これは質問通告にありませんからですね、答える必要はありません。</p> <p>次にですが、第2次総合計画には定住を促進するため新規転入者、若い夫婦への住宅取得等の支援が、第2期まちひとしごと総合戦略にも子育て世代の誘致に向けた住環境の実現が計画されています。</p> <p>一方公営住宅長寿命化計画では、令和5年度から10年間で20戸の建設を予定しています。現在の村営住宅の中では、老朽化のため新たな入居をお断りしている団地が複数あると聞いています。</p> <p>一方入居可能な空き家の多くは地域おこし協力隊にあてられ、協力隊員でない人に紹介できる空き家が少ないのが現状ではないでしょうか。人口減少のペースを少しでも緩やかにするために、そして複式学級解消のためにも、さらなる公営住宅を整備することが大切だと思います。</p> <p>このような状況を考えて、現計画である10年間で20戸の建設予定は、私は十分とは思えませんが、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>考え方については、概ね私としても同意するものでございます。</p> <p>子育て世代の移住定住という形の中で、住宅を造るというのはやっぱり公共工事で考えた場合、ものすごく1戸当たりのコストもかかりますので、その中で計画として10年間で20戸という形で計画をさせていただいているものでございます。</p> <p>いずれにしても、先ほど申しました空き家をどう活用するか、今協力隊さんが入っている部分をですね、いかに村が重点的に関わって、その住宅をどうそういった、何ですかね、移住しようかなど考えている。問い合わせ自体もやっぱり10件、今年に入って10件ちょっとあっているらしいんですけど、なかなか空き家バンクの登録もないというところで、数件伝え聞くところによるとですね、こっちに転入、移住していただいている方もいるというふうには聞いております。</p> <p>そういったものが、やっぱり住むところがないという問題ではございますので、世帯向けについては、先ほど答弁したとおりですね、どういった形で行うのか。空き家を活用する。協力隊さんの分については、公式には今建てている単身用のほうに、できれば希望する方は移れるよう、そこで空いた部分について定住対策として全面的に改修等を、賃貸、売却でございますが、そういった形でいろんなツールというか素材を使ってですね、移住政策は行いたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>10年前の東峰村公営化住宅等長期整備計画によると、そのときは公営住宅の戸数は55戸で、今回の現計画では82戸に増えています。内訳は、8戸解体し35戸建設しています。九州北部豪雨に伴う中原団地の整備が大きな要因だと思います。</p> <p>長寿命化計画によると、今後10年間で建設後50年を超える住宅が19戸もあります。つまり新たに20戸を建設しますが、解体時期を迎える住宅を差し引くと公営住宅はほとんど増えないこととなります。</p>

	このことを考えると先ほどと同じように、10年間で20戸の建設は、私は十分とは思えませんが、村長の考えを再度伺います。
議長	村長
村長	<p>財政等の関係もご置きます。今の部分で考えているのはですね、20戸ということでございます。</p> <p>1つのまだ私案ではございますけど、やはり民間のそういった部分が、どうにか村のほうに導入できないかな。例えば、平成25年のときに活性化住宅というのを造ったときに、最初のスキームとしては建設をして、その建設について村が借り受けるという形で、家賃を保障するような形で、これはPFIという形ですけど、民間活力の導入という形で導入を検討してたんですけど、やっぱりそれが木造じゃなかったもので、やっぱり木造の1棟2戸建て等の形がいいということで、今の小松団地になったという経緯もござ置きます。</p> <p>ただ、民間住宅が入るリスクというものはやっぱり空き家率ですかね、これをどうリスクとして捉えるかという部分がありますので、こういった部分について、例えば家賃を村が保証するとか借り受けるかという形にすれば初期投資が少なくできるんじゃないかなとか、そういった部分も可能性としては検討しているところでござ置きます。制度としては方針は決まっておりますが、そういったいろんな形で行う、また、村営住宅自体、村営住宅法、公営住宅法に基づく住宅は、やはり住民の住宅困窮者向けの住宅でござ置きますので、これが、やはりニーズがどれぐらいあるかという部分において、適切な戸数を把握すべきものであるというふうに思っております。</p> <p>今の20戸の分については、やはり移住に向けての住宅ということでご理解いただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	今、村長さんお答えになりましたその民間活力ですね、それがこの東峰村でですね、実現すれば本当にいいことだと思いますが、今のところそういった土地とかいうようなことで、何か申入れがあつておればですね、答えられる範囲で回答をお願いしたいと思ひます。
議長	村長
村長	先ほど申した平成25年、それ以降そういった具体的な申入れというものは、あつてはおりません。現実的には以上です。
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>次の質問にまいります。</p> <p>空き家対策について質問します。</p> <p>令和4年3月16日に空き家等対策計画策定協議会が開催されました。私は当時区長として会議に出席させていただきました。</p> <p>そのとき配布された資料には、東峰村空き家等対策協議会設置条例案が示されておりました。しかし、その後この条例案は議会に提案されていません。協議会開催後2年8カ月が経過してあります。今まで東峰村空き家対策等協議会設置条例案を提案しなかつた理由を村長に伺ひます。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>空き家対策は今後重要な事項であるということではですね、考えております。空き家対策について、協議するそういう協議会ですね、等の必要性も認識しておりましたが、これまで具体的にですね、特定空き家という形ですかね、特定空き家に該当するような空き家の取り扱いについてですね、所有者並びに周辺住民からのご相談等がござ置ませんでしたので、具体的な手続きが進んでいなかったのが現状でござ置きます。以上です。</p>

議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>特定空き家についてのですね、相談がなかったということは理解します。</p> <p>しかし、やはり空き家対策というのは、それがあってもなくてもですね、本当に村長の今までの公営住宅の整備の中でもありました、非常に重要な政策ではないかと思えます。</p> <p>この協議会設置条例案のですね、第2条所掌事務に、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する条例、空き家等の適正な管理に関する事項、そして今言いました特定空き家等の措置に関する事項が記載され、これは空き家対策になる、空き家対策の基本になる条例だと思えます。</p> <p>村は今後も高齢化が進み、空き家がさらに増加すると思われます。この条例の制定を急ぎ、空き家対策を積極的に推進していくことが公営住宅の整備と同様に、これからの村づくりの重要施策だと思えます。今後協議会設置条例案をいつ頃議会に提案するのか、その時期を村長に伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この空き家対策計画、計画のほうですね、の中で示されている部分でございます。</p> <p>計画につきましては、国のほうから策定の、これは努力義務でしてくださいという形で言われて、村としてもですね、策定したもので、そのときに基準として示されていた部分にこの対策協議会の部分がありました。実際にそれに基づいて計画を作ったところでございます。</p> <p>その設置にあたっては、近隣自治体の設置状況もございまして、これを構成員等参考にしながら、条例等の制定について努力したいというふうには思っております。</p> <p>時期的にいつという部分は、ちょっとお示しが今回ですね、できないというのはご容赦いただきたいのと、参考までに筑前町や朝倉市においては、内部組織として対策委員会のような形で設置をしている、アドバイザーとして弁護士の方等に入っていたりしているとか、いろんな組織の在り方があるようでございますので、すみません、現実的な組織とするときに専門家の方ばかりだと、なんか違うほうに行ってしまうと困りますので、やっぱり内部の村民の方とかですね、そういった方が入るような組織としてできたらというふうに思っているところでございます。</p> <p>朝倉とか筑前のほうは要綱で設置しているようではございます。条例で設置する部分と要綱等で設置する部分、その辺の検討等もさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>やはり私が参加したそのときの会議ですね、そこでせつかくですね、そのとき考えた条例案が示されています。それではやはり制定するためにですね、案を示されていたと思えます。</p> <p>しかもやっぱり空き家対策は、先ほども言いましたように、公営住宅対策と同等に、非常にやっぱりこの人口減少がなかなか厳しいですね、この村にあっては、よその筑前町とか朝倉市に比較してもっと力を入れるべきではないかなと思えますが、村長、そういったところにもう少しですね、スピード感をもって取り組んでいただきたいと思えますが、そこ辺の村長のお考えをお願いしたいと思えます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>言われるとおりだというふうに思っております。</p> <p>条例等は議会の議決案でございますので、できるだけ早い時期に総務委員会また全員協議会等で、内容を詰めたうえで進めさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員

2 番	<p>私はインターネットですすね、実は不動産情報を見るのが非常に好きなんですけども、実は東峰村の不動産情報を民間でお知らせしているネットがすすね、なかなかないわけすすね。</p> <p>ところが、今の話にありました朝倉市、筑前町、それから福岡近郊の市すすね、その照会した特別な不動産情報、民間の不動産情報はあります。非常に詳しく照会しています。</p> <p>そういうのが民間であると、先ほど村長が言った民間の公営住宅に代わるものとかすすね、そういったところもやはり民間がカバーできると。非常に行政にとってはすすね、ありがたいと思います。</p> <p>ただ、やはりうちの村はそういった不動産の、何と言いますかね、売買とか照会ということが少ないということで、民間がそこまで照会をしてないのではないかなというふうに思います。ですから村独自ですすね、急ぐべきではないかなと思います。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>東峰村空き家等対策計画の、これは条例はないけど計画はできています。「課題5 空き家等の利活用」欄に、「古くとも趣のある空き家等については、地域の資産となるような施設として利活用も考えられます。」とあります。東峰村は空き家が非常に増えていますので、非常に大切な視点だと思います。</p> <p>先日研修で訪れた霧島市横川町で、古い空き家をできるだけ経費をかけないで利用しているすばらしい実践例を学びました。それは下駄屋さんだった建物をカフェ、雑貨のセレクトショップ、ゲストハウスの3つの機能を持つ施設にした例です。</p> <p>私が感銘を受けた点を4つ紹介します。</p> <p>1点目は、古い建物を大幅にリフォームするのではなく、建物や調度品などの古さを活かし、その古さに価値を見出す改築であったこと。2点目は、事業に必要な備品を地域の方が提供していること。3点目は、建物を活かす方法などを話し合うワークショップの参加者の中から経営しようとする人が現れ、他の地域から家族で移住していること。4点目は、リフォームの資金は霧島市の財源ではなく、鹿児島県の支援金を充てていることなどです。東峰村も今後学んでいただければと思います。</p> <p>さて、今回紹介したような古くとも趣のある空き家の活用を、村が考えている物件が村内にあるのか。差支えない範囲でご回答いただければと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>空き家の活用については、村としてもやはり考えなければいけない。</p> <p>よくあるのがすすね、空き家の利活用の中で、社交金といわれる社会資本総合整備交付金を利用した部分等があると思っております。</p> <p>ただ、鹿児島、県のほうがそういう制度をされているというのは、ある意味羨ましいなという部分はございます。確か高知県かなんかも柚子原の関係でやっていたとかすすね、そういった部分はありますが、そういった部分は今後の参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>先ほど質問のございました古くとも趣のある空き家、今現実としてすすね、これという部分は、ないというわけではございませんが、実績として過去の分であれば、いわゆる竹の古民家の「あんたげ」すすね、あるいは建物自体、本当はすごい結構ボロボロだったんですけど、あれがあそこまでなるんだという、活用の仕方の一つの参考例ではないかなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
魏長	2番 樋口朗議員
2 番	先ほど村長言いましたように、東峰村での空き家の利用は、その竹のゲストハウスがあります。それは私も認識しています。

	<p>ただ、やはり比較するわけではないんですけど、やはりあれには相当な建築費なりソフト事業を組んでおります。</p> <p>今回、私が先ほど紹介した、感銘したのは経費をかけてない。そして、見たらびっくりするように、「えっ、これ古い空き家のままじゃないんでしょうか。」と言うほど、古さをそのまま逆に生かしている。先ほど言いましたように、古さに価値を見出す。その価値を気付いた方がそれを利用する、経営する、お客さんになる。そういった私たちが全く新しいものを提供するのではなくですね、その古さに価値を見出す、そういったところも今の若い人とかいろんな方がやはりあこがれて、その店をですね、利用したりとか、あるいは宿泊したりとかしているのではないかと思います。</p> <p>ゲストハウスはゲストハウスで東峰村にありました。けど、それとはまた別のやり方があることに、そのとき気が付かせてもらったのでですね、非常に感銘を受けたということでございますので、村としてもですね、ぜひ、そういったところ、特に、これから財政厳しくなりますからですね、今でも厳しいんですけど、こういった鹿児島県の、それほど経費を使わない、そして地元のお金よりも皆さんの協力によってリフォームしたりとか、あるいは県のお金を利用したとかですね、そういったところをぜひ学んでいただきたいと思います。村長の考えをお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>考え方としては非常に賛同するものでございます。</p> <p>ただ、この事業、私も先ほど議員さんのほうから聞いたばかりでございますので、これ、実際市が公共事業として行っているのか、民間で行っているのか、協議会でやっているのか。そういう部分で公共事業で行うとやはり結構単価は高くなります。</p> <p>そういった部分を踏まえて、ここでお答えというか、今後ですね、そういった形で情報等いただければというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>先ほどのですね、横川の資料と言いますか、見学して感動したこと、これは、実は私たちの視察の目的地ではありませんでした。たまたまこういったことがあるということインターネットで探していましたので、立ち寄ったところが、いろいろ説明を聞くうちに、すばらしい取り組みだなというふうに感銘を受けましたのでですね、今日一般質問でご披露させていただきました。</p> <p>資料もいただいていますし、インターネットで霧島市横川町というようなことで検索すれば、多くの方が紹介しておりますので、村のほうでも検索していただければというふうに思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>空き家対策は村の将来を左右する大変重要な業務です。実務を担当する職員は、専門知識と長い経験の蓄積が必要だと思いますので、人事異動のない専任にし、できれば宅地建物取引士の資格を持ち、不動産業界での経験のある方などを雇用してはどうかと思いますが、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>非常に空き家対策については、専門的分野でもある非常に重要な施策であるという部分は、自分も認識しているところでございます。</p> <p>先ほど議員さんの申しました人事異動のない専任という言葉が、一般職にあたるものなのかという部分、一般職としてはなかなか難しいなというのは思っているところでございます。</p> <p>あり方としては、例えば今、災害において任期付き職員という形で雇っておりますが、そういう立て付け、あれも3年から5年にかけて、特に重要な業務について従事するという形の定義もございますので、どういう形でですね、アドバイザーとして来</p>

	<p>てもらうものなのか、職員として募集をして来てもらうものなのか。物事としてはです、空き家の件数自体の部分もごございますので、ずっとその職員さんがという話も思いではあります、ただ、これを今のような、要するに一般の職員の方が兼務でされているという状況については、やっぱり後手後手になってしまうという状況はあるというふうに思っておりますので、その分については提案いただいた部分で、そういった形での方法がとれないかなというのは、内部で検討はさせていただいております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>実はこの一般質問の前にはですね、担当課の方たちともお話をさせていただきました。直接空き家ですね、いろいろお願いする方は、他の業務、例えば広報の業務も持っていて、それだけでも本当に大変で忙しい方だと思います。</p> <p>先ほど言いましたように、この一人一人空き家の所有者にですね、あたる。これは非常に苦勞の多いことでもありますし、現場に行ったりとかいろいろ現場の事務と役場内の事務、これやはり担当者を分けてですね、事務的なことであれば今の担当者でもいますけど、実務にあたる、空き家所有者とあたるとか、あるいは空き家を求める人と交渉するとかですね、そういったことは先ほど言いましたように、やっぱりある程度長い期間をですね、担当できる、そして専門知識がある、そして、そういったノウハウが蓄積されることが必要ではないかということで、今回の質問をさせていただいたところでございます。</p> <p>村長もですね、そういったことを前向きに検討するということですので、再度ですね、そこ辺の確認をお願いしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>いずれにしても必要なことについてはですね、十分認識しております。これを、今行っていただいております移住コーディネーターさん、後の質問に出ますけど、あれを空き家コーディネーターさんまでしてもらおうとか、そういった部分、空き家コーディネーターって交付税の財源もほとんどあるんですよ。今申請はしております。</p> <p>そういった部分等を踏まえたうえで、任期付きさんというのはやっぱり一般財源でございますので、そういった部分も考えながら最も効果的、効率的なものは何かというものをですね、しっかり把握して進めさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>村長、マスクをはめて答弁してもらって結構ですよ。いいです。許可します。</p> <p>2番 樋口朗議員</p>
2番	<p>ありがとうございます。財源的なことはですね、私では分かりません。やはり村が心配することだと思います。</p> <p>ただ、政策の重要な課題だからですね、やはり村の自主財源でもこういったことは推し進めない、やはり人口減少はどんどん、どんどん加速度的に進むのではないかと思いますから、重点的にですね、この空き家対策、それから先ほどの住宅政策に取り組んでいただきたいと希望いたします。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>空き家バンク・各種相談についてお尋ねします。</p> <p>空き家バンクの登録や問い合わせを活発にするために、ホームページの充実を図ることが大切です。村ホームページの最初の画面からすぐに空き家バンクページに移行でき、民間業者のホームページを参考に、見やすく親しみやすく検索される方が求める情報に十分に答えることができる、空き家バンクをめざすことが大切だと思いますが、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長

<p>村 長</p>	<p>現在、東峰村で検索して出てきます村の公式ホームページのページにはですね、行政情報、観光情報、あと移住定住というカテゴリーで、そこから行くようにしているところがございます。</p> <p>何よりアクセスのレスポンスが一番重要かなというふうには思っているところで、改修等もですね、行っておって、今、だいぶ早くなっているのではないかなというふうに思っているところで、アクセスがしやすくなっているのではないかなというふうに思っているところがございます。</p> <p>また、今年度の事業として、移住サイトの一部改修を行っております。先日改修が終了して、移住者の方の情報がちょっと古いとかあったのがですね、定期的に更新しようということで、今、ちょっと新しくさせていただいているところがございます。</p> <p>あとは村での生活の様子が分かるように、今、写真を多く利用したりですね、ちょっと見やすいフォントを使用するなど、親しみを持ってもらいやすい、検索される方が求める情報に応えることができるサイトとして改修していると思っておりますので、また見たところでより良い提案がございましたら、一般質問等に限らずいろんな形でご提案をご提言いただきたいと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>2番 樋口朗議員</p>
<p>2 番</p>	<p>改修をされているということですが、村のトップページからですね、一発ではまだ行ってないんじゃないかなと思います。やっぱり皆さんホームページを見る方は、やはりそのアクセスと言いますかクリックの回数ですね、それが何回もあると、どこ行って、どこ行って、どうだろうかというので考えなくてはいけませんので、やはり空き家情報等はですね、村外の方たちも見られますので、ぜひ、一発で村のトップページから空き家バンクのトップページまですぐ移行するというのをですね、ぜひ工夫していただきたいと思います。</p> <p>この件についてはですね、ずっと前にですね、社会福祉協議会のホームページを紹介して、非常に素晴らしいということですね、一般質問でも質問の中で述べさせていただきました。</p> <p>やはりそれもクリックの回数が1回で自分の見たいところへ行ける。そんな工夫がたくさんあったのでですね、紹介させていただきました。</p> <p>今回も村のトップページからすぐに空き家バンクに行けるような工夫を、ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>次の質問です。</p> <p>空き家バンク等を見てですね、幸い移住希望者がいた場合は、移住コーディネーターと協力し合い、移住に伴うさまざまな手続きや補助金申請の手伝いを含め、買い物、医療、学校などの生活全般、地域の特徴などの情報提供やリフォームなどの相談に応じ、安心して移住できるための細かいお世話をするのが大切だと思いますが、村長の考えを伺います。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>基本的に言われている内容につきましては、移住コーディネーターさんが行っているところがございます。</p> <p>先ほど、今年問い合わせが少し、10件少々ということで少ないそうですので、知りたい情報にちょっと行きつけてないのかな、というところも少し反省としてはあるのかなと思っております。</p> <p>現在も移住希望者から相談があったときには、コーディネーターさんがいろんな手続きとか補助金の説明等を行ったり、住んだ方に対するそういった不安を解消するためのさまざまな相談等には、随時応じているところがございます。</p> <p>こういった部分について、より分かりやすくなるような情報提供のあり方、これを</p>

	<p>ですね、しっかり検討と申しますか、より良くいい方向に進めさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>今回ですね、移住コーディネーターさんは元役場の職員でもありますし、ふるさと推進課におられた方でございますので、この空き家のことについてもですね、非常に興味があり、また知識も豊富な方だと思いますので、現在のふるさと推進課の担当者と、その経験者でありました移住コーディネーターさんと、今まで以上にですね、連携が取れるのではないかとというふうに期待しておりますのでございます。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>最後に、ホームページの入札情報についてお尋ねします。</p> <p>1年前の一般質問で入札情報の不備を指摘していたので、当時よりは掲載量が多くなっていますが、古い年度のものも依然として十分だと言えません。特に平成29年度1件、30年度2件、令和5年度5件の情報は不十分だと思います。</p> <p>また、前回も指摘した平成29年度から3年間の棚田景観保全プロジェクトの各ソフト事業の委託契約は1件も掲載されていません。</p> <p>昨年12月議会でも指摘しましたが、入札情報公開することは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入札契約適正化法第8条で義務化されています。つまり村の義務です。法律を遵守することが工事の透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除、適正な施工の確保を実現する基本だと思います。入札情報をいつまでに正確に掲載する予定なのか、村長に伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>以前ですね、一般質問でやり取りがあっただけで、そのときに自分も公表の基準等の内容については存じ上げておりませんでした。できるだけ速やかに不足の部分はですね、反映させたいということで、答弁を確かしたかなというふうに思っております。</p> <p>公表する入札情報については整理を行っているというところ、この中で、いつの分から載せるかということについて、できるだけ落とさないようにという形で行っていたところなんですけど、実際には法律等がございます。また、村においても建設工事の発注見通しの公表要領という、例規集にも載っておりますが、に基づいて行うということで、それを実務上で考えると公表期間というものがございます。</p> <p>実際に発注見通しについてはその年度、契約状況については1年間ということで、大体翌年の年度末まで載せるという形で行うということがですね、ちょっと私もその部分に認識があまりありませんでした。</p> <p>そういった形ですね、具体的には250万円という金額は示されております。その工事について、契約の月を含めて1年間、具体的にはその翌年度末を公表期間として整理をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>今は結構中途半端に載る分は載っている、載ってない分は載ってないということですので、他の自治体の公表状況、載せている自治体もございます。朝倉とか1年分しか載せてないとか、そういうところもございますので、これはちょっと後付けの理由になって申し訳ないんですけど、整理をきちんとさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>これはですね、やっぱり多くの方が、村外の方も含めて、それから業者さんとかですね、これを必ず閲覧するのではないかと考えております。</p> <p>うちは入札情報に29年度からの欄が今残っているわけですね。残っているのに、そこに入札情報をクリックすると中身が、先ほど言いましたように、1件とか2件とか5件、これはやはり村としてはあまりにもですね、見た方はちょっと情けないなど</p>

	<p>思うのではないかなと思います。</p> <p>やはりそういった村の入札情報に対する意識とか管理体制はどうなっているんだろうかというふうに思う方もおられるのではないかなと思います。</p> <p>私もですね、他の自治体の入札情報をよく見ます。やはりかなり昔の年限まできちんと入ってですね、特にうちの村は大きな災害があったから、それをすべて載せるというのは莫大な年力がかかるので、それを載せてないことはとやかくは言いませんがですね、それ以外のことはやはりその年度ですね、項目がきちんとありますから、そのときに合った当時の莫大な災害復旧工事以外はですね、きちんと載せることが、いろんな方、検索する方の信頼を得ること、それがまた村全体ですね、信頼度アップに繋がるとしますので、早急な改善をお願いしたいと思います。もう一度村長にご答弁をお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	言われるとおりだと思っておりますので、きちんと整理をさせていただきたいと思っております。以上です。
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	以上で、私の質問を終わります。お疲れ様でした。
休 憩	
議 長	13時まで休憩します。 (11時40分)
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 5番 梶原伯夫議員の質問を認めます。 5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>私は、大きく3つの質問をさせていただきます。</p> <p>前回もお伺いしたんですが、そして、この質問を出した後で、また担当課から我々事業者には多少の質問はあったんですが、それ前に出していましたので同じような質問になるかと思っております。よろしくをお願いします。</p> <p>まずですね、この東峰村交通体系についてお伺いします。</p> <p>今、西鉄バスが来ておりますが、令和7年4月から杷木までの運行がなくなると聞いております。大きくこういうところが変わってくると思うんですが、令和7年4月から杷木までの運行体制はどうなるのか、まずお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さんご指摘のとおり、現在10月からですね、西鉄バスの減便、早朝と夜の便がなくなったということで、それに対応する状態で今運行しているところでございます。令和7年4月からは西鉄バス自体が撤退をするということで、それについては、運行体制としては、元々杷木のほうまでの一と、乗合タクシーを伸ばすという構想ではございましたので、通常の運行をですね、4月以降も何らかの形でやるところで準備をしております。</p> <p>ただ、どういう形でやるのか、定時定路線を一部導入するのか、時刻表形式にするのか、早朝便と日中便のあり方等ですね、何台体制で行くのか、そういった部分非常に重要なことでございます。これを一応予定しております今月12月25日に地域公共交通活性化協議会を行うこととしておりますので、そのときに予定について確認、決定をさせていただいて、できるだけ早く決定したのについてはホームページ等やチラシ等で住民の皆様に公表をしたいというふうに思っております。</p> <p>4月以降、現状より不便になることがないように、きちんと継続はさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>

議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	今ですね、西鉄バスが早朝便と遅い便ですね、なくして、業者が運転しているんですが、今、早朝便と最終便ですね、利用者がどれぐらいあっているのか、お伺いします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	ただ今西鉄の補完ということですね、早朝1便、夜間1便運行をさせていただいているところでございますけども、10月7日からですね、運行のほうを始めまして、先月末までの実績ですけれども、朝の便がトータル28名、夜の便が23名というところで今現在利用をされております。 当初学生の便というところを想定をしておりましたけど、現在のところ学生の利用はなかったというふうに、事業者のほうから報告のほうは受けているところです。以上です。
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	今、利用は、前アンケートのときはいそだったのですが、今はないということなんですが、お金がかかるから仕方がないと思うんですが、ある親から言われたんですね。普段は親が送って行きよるけど、バスがなかったら、親が行かれんときどうするかって。逆じゃないかなと思うんですね。 そういう何と言うんですか、のる一との利用のお願いと言いますか、それが村のほうから何か村民に対してできるものか、お伺いします。
議 長	村長
村 長	利用促進の呼びかけはできると思いますけど、お願いという形は、ちょっとそうに思いつく分はございませんが、やはり今度正式に4月以降ですね、きちんと学生の皆さんの定期券でしたっけ、月額の利用で行える、今の利用されている分よりもですね、当然杷木までが東峰村ののる一という形で、杷木から先については西鉄という形になりますので、同じ村の経費というわけにはいきませんが、やはり負担を極力考慮したうえでですね、定期券、定期利用という形での促進を行っていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	そういうことで利用のあれは分かるんですが、今、平日は運行するけれども、土曜日曜・祝日と言いますか、休日は運行がないというふうになっているんですね、杷木の方面は。 そうなるんですね、何と言うんですか、学生でも部活とかがあっているかと思うんですが、一番はですね、観光客についてはですね、もう来ないでくれと言っているのと同じではないかと思うんですね、土曜日曜、要するに祝日に運行がないとなると。 これ実際お客様から言われたことなんですが、祝日に全然杷木までの便がないとはどういうことかと、いうことは言われたんですが、そういう祝日の運行はどうなるのか、お伺いします。
議 長	村長
村 長	祝日の分、西鉄さんについては、地域の足という形で、どう確保するかというところで、土日の運転はしないというふうに言われておりましたので、うちとしても土日についてはですね、今度4月以降考えておりますというか、「のる一と」自体が地域の交通機関でもございますが、やはり観光としての利用も促進しなければいけないというところで、村外についても土日の運行については考えたいというところで、協議会のほうにですね、お諮りをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長	5番 梶原伯夫議員

5 番	<p>それと杷木方面に行くのにですね、できたら経費がかからないようにするという ことで、1カ所に集めて杷木方面となるのも考えられなくはないと思うんですが、でき ればですね、年配者の方なんか乗り換えなしでというのが一番いいと思うんですよ ね。</p> <p>杷木方面に行くのにですね、今、全然そっちのほうにバスが行ってないから言うん ですが、岩屋方面ですね。岩屋方面も結構人口は村内としては多いと思うんですが、 岩屋方面はやっぱり今までどおり全然行かないということで、杷木との連絡です。は、 行かないということでもよろしいんですか。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進 課長	<p>先ほど述べましたとおり、最終的には協議会のほうにご提示して、決めていくとい うところにはなっております。</p> <p>ただ、現状ですね、朝の2便出して、今のところ状況を見ておるところではござい ますけれども、こちらのほうは朝の西鉄バス、それからドライバー等の時間等、その 辺のところもございまして、なかなか岩屋方面まで行くというのはですね、時間の都 合上なかなか厳しいものが、もしあるのかなというふうには考えておるところです。</p> <p>ただ、日中の便ですね、こちらのほうにつきましては、やり方等を検討しまして、 延ばせないかというところも今調整をしておるところでございます。</p> <p>この辺も含めましてですね、どのようなやり方がいいのか、運行方法それから時間 帯ですね、それからドライバーの確保等ございますので、その辺を含めまして総合的 に考えまして、決定して、また協議会のほうで諮って、決めていきたいというふう には考えているところでございます。以上です。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>そこのところは分かるんですが、何と言いますか、東峰村、案外一筆書きでまわれ ないんですよ。だから、そこのところを考えて、全村民が便利のいいように路線を 組んでいただけたらと思います。</p> <p>それと、結局今言った杷木方面、4月からの運行体制、よく杷木方面に行くと、病 院等の看護師さんとかよく聞かれるんですよ、どうなるんですか。</p> <p>そういうことがあるんで杷木地区ですかね、で東峰村民がよく使う病院等だけにな でもですね、説明と言いますか、お知らせをすることはできないか、お伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>いずれにしても方法が決まった後はですね、できるだけ早く告知をしなければいけ ない。先日も杷木の病院にかかったときに、やっぱり杷木であれば乗合タクシーの東 部便ですかね、赤谷まで行くやつ、あれのチラシ等が置いてあったりしておりますの で、やっぱりそういった形で、待ち時間のときにこういうのもあるんだというのを見 ていただく。</p> <p>当然村の方、病院から直接は、病院で知るというよりは、やっぱり村の中で、こう いうふうに使えるんだよというのを、しっかり告知するというのが一番重要だとは思 っておりますが、病院の中でもですね、そういった情報提供、掲示するとかですね、 そういったご協力は当然お願いしなければいけないと思っております。以上です。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>そういう話し合いの結果と言いますか、それは自分たち業者でやっているんです が、一番言われるのは、我々運転手に言われるんですよ。あんたは特に分かって って、私は言われるんですが、いや、私はまだそこまで話は聞いてないというふう に言ってるんですが、できるだけ早くと言いますかですね、どういうふうになるかとい うある程度の計画でもいいんですよ。</p> <p>そういうことがいつ頃だったら、こっちはできたら、できるだけ早くと言いたいん</p>

	ですが、そういう説明と言いますか、が早くできないのはどうしてなのかというのを お伺いします。
議 長	村長
村 長	<p>この地域交通の件につきましては、いろんな声をいただいて、こういう条件が変わる、状況が変わるときに、どういうふうにしたらいいかという部分をですね、事業者の方と一緒に考えて、やっていって、大体方向性をまとめて、協議会のほうにかけて決定するというプロセスを行っております。</p> <p>今回12月に行うという部分、ここでもう決まればですね、もう年明け早々にでも告知ができると思うんですけど、あまり早すぎるとまた混乱するというのもちょっとございますので、ちょっと時期については、いずれにしても協議会で決定したことについて、できるだけ早く内容については、もういつから変わりますというのを強調したうえで、告知はしなければいけないというふうに思っております。</p> <p>前回の9月、10月ぐらいのときには、協議会自体が、確か8月とかに開催して、ちょっと決定が少し遅れた部分で、公表が少しずれこんでしまったというのはあったかと思えます。それについては、今回もう7年の4月というスタートが見えておりますので、そこについて、皆さんの混乱がないように告知等は行っていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>それから、今度の交通体制については、西鉄バスがやめた理由の一つにですね、運転手不足というのがあるんですよ。今、この本村では普通免許でこののーとには乗れるよということで、講習とかはあっていると思うんですが、受講した人全部がそこに就職するわけではないんですよ、今のところですね。</p> <p>だから、人材不足は否めないと言いますか、地元企業のことを考えてくれるのは分かるんですよ。西鉄バスみたいな大きい企業がもうできないと、運転手が足りないからやめますと云ってるのにはですよ、金額もあると思います。お金もあると思うんですが、安い賃金ではなかなか働く人はいないと思うんです。それ相応の賃金を出せと云ってもですね、村内の事業者ではなかなか難しいんですよ。</p> <p>だから、そのところを考えて、人材のこともあります。お金のこともありますけれども、村内の事業者で運営は大丈夫なのか、村のほうはどういうふうに考えているのか、お伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現在の体制で行っていて、いろんな方にですね、ご協力いただきながら運行させていただいている。これは事実としてですね、実績としてあると思っております。</p> <p>現在の運営の形態が、村が直営という形で、それぞれの事業所の方にいろんな管理とか運転手さんとかお願いしているというところがあって、なかなか変化に対応しにくいというのは実際としてあると思っております。</p> <p>本来であれば協議会なり受け皿がきちんと一つにまとまって、そこが采配というか人員的なものも行える。その人員については、1台に1人ではやっぱりですね、不安が当然ございますので、このやり方としては、いろんな特定地域づくりという話もここで出すものではありませんが、そういったいろんな制度が活用できないかという形ですね、安定した雇用というものを、村内からも当然募集をかけるし、村外から来られる方にこういった部分で関わっていただくというやり方もあるのではないかと いうふうには思っております。</p> <p>いずれにしても今の形態がベストというか、ベターではないというふうに思っておりますので、やっぱり一本のきちんとした芯がある中で運営をしなければいけない。これは、また今後ですね、それぞれの事業者様のご意見やご意向を伺ったうえで、よ</p>

	<p>り良い運行をしなければいけないというふうに思っておりますので、最終的には本当は一本化するのが理想かなというふうには思っているところでございます。</p> <p>この運営が村内の方であればもうベターなんですけど、それができるかどうかという部分は、今後いろんな形で検討をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	<p>そうなってくるとですね、結局今、西鉄バスだけじゃないんですけど、働き方改革とかでいろいろ出てきまして、運転手の方も大変だと思うんですよ。長く働けない、残業はできない、となってくると、そんなにこの事業が儲かってないから西鉄もやめるんですから、入ってくるお金がないんですよ。</p> <p>となってくると、行政がそれだけのお金を出せるか、それもできないと思うんですよ。なかなかそのところ難しいと思うんです。</p> <p>だから、何と言いますか、子育て世帯の人がもし運転手になるとしたら、ある程度の収入もなならないとできないということになってくるんです。</p> <p>かと言って、みんな定年をした60以上の人が運転手というのも、利用者の方からすればですね、あんまり年の行った人が運転しよると怖いという方もいらっしゃいます。ですので、そういう働く人のことも考えているのか、そのところをお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>いわゆる待遇とかそういった面については、今、地域の状況等を踏まえたうえで、今設定をさせていただいているところでございます。</p> <p>今回、他の議案で上程させていただいておりますが、電気自動車等が入りましたら、いろんな経費面のコストとか、当然村外に出ることにもなりますので、今2台体制から、当初は3台体制なのかな、1台は予備として使って、最終的な体制としては、ねっとたくさんの方が使っていただいて、4台行ければという構想もございまして、そういった部分でEVであれば燃料費等も削減ができる。そういった部分の中で、今ある待遇面については、やりくりというわけではないんですけど、実際にはどれぐらいの部分か、適正という言い方も失礼なんですけど、になるかという部分については、今後しっかりと協議を、対応をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	<p>いろんな理由があって西鉄バスがやめるというふうになってきて、せっかくですね、こういう今言ったように、村民が便利のいいような、今以上に便利になるような交通体制を作るというふうになってきたのであればですね、できるだけ行き詰らないと言いますか、ずっと続くような交通体制を考えていただきたいと思います。</p> <p>次に移ります。</p> <p>次はですね、秋祭りの中止についてお伺いいたします。</p> <p>村長は、あいさつのときにも、後で詳細はと言っておられましたので詳しく教えていただけたと思うんですが、祭り自体のですね、中止というのは分かります。台風とかあって、安全性とかの問題があったからですね。</p> <p>それは分かるんですが、5年ぶりですかね、もしあっておれば。そういう間があって、せっかく今度あるからということ、事前準備したという人たちが多くいたと思うんですよ。</p> <p>だから、事前準備した人たちのことはどういうふうにお考えだったのか、お伺いします。</p>
議 長	村長

村 長	<p>議員さん言われるとおり、今回5年ぶりの開催、昨年もですね、開催のところがだったんですけど、災害等があってグラウンドがどうしても土砂の仮置き場になったということで実現ができなくて中止、今年についても台風の影響で中止という形になった部分については、誠に残念というか、申し訳ないというふうに思っているところでございます。</p> <p>5年ぶりの開催で、これまでどおり牛肉の販売、また仙人鍋、お店、ステージ、プロレス、品評会とかですね、各関係機関のご協力のもとに、久しぶりに盛大に開催しようということで、楽しみにしていたところであった部分ではございます。</p> <p>ただ、今回の影響については、いつの時点で決断すればいいのかという部分を、ちょっと内部のほうではしっかり調整させていただいて、やっぱり建て込みの部分とかあって、あと出品者の方にですね、中止の判断はいつまでにすべきかという部分を確認等をさせていただいて、30日の日という話を一つのラインとしていただいておりますので、一応その日までに判断をするということで連絡をし、それぞれの方にご理解をいただいて、10月30日に中止を決定したということの時系列の流れとなっているところでございます。以上です。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>大体分かるんですが、何と言いますか、牛肉等はね、なんか予約販売をして完売したと聞いております。他の農産物等事前準備したものはですね、村が買い取りなどを行ったのかをお伺いします。</p>
議 長	農林建設課長
農林建設課長	<p>農作物等の買い取りにつきましては、村より業務委託して準備していた団体とですね、募集を行って個人でしていただいた方と少し異なります。</p> <p>まず、村が委託していました仙人鍋ないし全員のお米についてでございます。仙人鍋につきましては栗松地区の方に準備していただいたところだったんですけども、既に材料関係を発注し、要はキャンセルできないということでございましたので、お肉と野菜については買い取りいたしました。</p> <p>また、JAのお米につきましてはですね、つかみ取りの計画とか予定しておりましたので、つかみ取りと景品用の白米についてですね、既に精米だったということもございまして、そういったのも買い取りいたしました。</p> <p>なお、今、栗松地区のほうの農作物とJAのお米についてはですね、買い取りしました食材につきましてはですね、東峰学園並びに村内の保育園、保育所、要は児童生徒、園児の給食用食材としてご提供したところでございます。</p> <p>あと個人の出店された方につきましては、買い取り等は行っておりません。以上でございます。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>自分がですね、ちょっと紹介して、仙人鍋用のお米ですか、あれを用意させたんですよ。最初のころは30キロでいいということでしたんですけど、足りんやろうということで1俵用意させたんですよ、60キロ。その人から言われたんですよ。買い取ってくれんとして。いや、買い取ってもろとらんとして。逆にこっちが聞き返さないかんようであったから。</p> <p>だから、米みたいなのは、今言ったように、いろんなところに利用はできると思うんですよ。だから、そういうところの買い取りをどうなったのかというのが、ちょっとお伺いしたかったんですよ。</p> <p>今言ったように、いろんなところで使っていただいたということでしたので、それはいいんですが。今言ったように、1俵ですよ、結構量はあるんですよ。</p> <p>だから、そういう人のことは考えなかったのか、ちょっと再度お伺いします。</p>

議 長	農林建設課長
農林建設課長	今のご質問の個人の方という形になりますけれども、そういった情報をいただいたところはあったんですけども、一応今回線引きさせていただいてですね、個人の米につきましてはですね、今回に関しては買い取りを行ったというのが現状でございます。以上でございます。
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>できたらそういう人のことも考えてですね、買い取りは行っていただきたいと思えます。</p> <p>次はですね、村長は東峰村農林振興協議会の会長もしてらっしゃいますよね。そこでお伺いしたいんですが、いろんなところでお詫びとかやっているとは思いますが、どうしてしなかったのかというのは。</p> <p>というのは、この秋祭りに農産物を出して品評会と言いますか、をやるじゃないですか。あれも中止というその判断は正しかったのか、村長の考えをお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>農産物の品評会の件でございます。</p> <p>秋祭りと一体的に行っていたというこれまでの経緯、秋祭りの目的といたしましては、やっぱり農業振興という形で取り組んでいるイベントというのは変わらないところでございます。</p> <p>その中で、これまで秋祭りと同日開催を行っていた、その関係で、そのときに表彰式を行い、その後のくじ付き餅まきですかね、餅まきをした方に喜んで持って帰っていただいて、すべてご好評いただいているという形で、一つの流れというかセット的に考えておりましたので、品評会もですね、中止という判断をさせていただいたところでございます。</p> <p>これについては、いろんな方から「なんで、これだけでもすればよかったやん」とかいう話もお伺いしたところではありましたが、ちょっとそういう判断をさせていただいたということで、ご了解というか、ご説明は申し上げているところでございます。</p> <p>そういった部分についても、単独で行える余地を残しておくのかという部分については、ちょっと村としては、実施をするのは簡単なんですけど、そのときに誰が来てくれるとか、どう表彰するとか、そういった部分もございますので、これについては、また今後いろんな農振協議会での話でもないとは思いますが、いろんなところでお話を伺いながら、いずれにしても秋祭り実施できる。基本的には雨でもやるんですけど、ちょっと今回台風ということでしたので、ちょっとこの部分については、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>農林業振興なんですよ。やっぱりそういうことから考えますとですね、いろんなやり方はあるとは思いますが、そういうところも考えてですね、そういう天候に関係ないようなことはやっていただきたいと。</p> <p>自分が今、生産検討委員会も役員させていただいているんですが、そういうところもありまして、自分たちにも言われたからですね、ちょっとお伺いしたところでもありますので、そういう人たちのことを考えてですね、やっていただきたいと思えます。</p> <p>次に移ります。</p> <p>次はですね、大字小石原上原地区の河川、内浦川というのがあるんですが、これは村営だと思えますのでお伺いします。</p> <p>29年度災害のときもそうだったんですが、それから何回も土砂がですね、国道に上がって、大きい頭大の石とか、もうこぶし大の石はいっぱい上がっております。そういうふうで交通の妨げにもなっているところなんですよ。</p>

	<p>国道の土砂とか取り除いてはもらっているんですが、道路を挟んだ農地にも挟んでないそばの農地にも土砂が何回も入っているんです。</p> <p>合流する内浦川と上原川、ちょうど合流するところなんです、その合流地点、拡張か何かできないか、お伺いします。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>当該箇所の原因の想定といたしましては、上流の開渠のほうから国道隣接の暗渠部、合流地点のところなんですけれども、その角度が直角に近いことになってますので、水の流れが多めによってですね、水の勢いで議員のおっしゃったように、あふれてですね、国道への越水、土砂の流出ということが考えられます。</p> <p>また暗渠部、上原川のところなんですけれども、水の勢いもあるんですけども、上下流のですね、暗渠の大きさがですね、ちょっと合流部が小さいようになっているような状況が見受けられますので、そういったところを改善する必要があるのかというふうに考えております。</p> <p>今後さらに原因究明をですね、調査を行ってですね、今後測量設計を行って改修に向けて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>次の答えが全部出てしまったんですよ。自分がお伺いしようかなと思っていたところの答えが出たんですが。</p> <p>ちょうど今言ったように、暗渠が50mほどあるんですよ。入口が1m直角なんです。出口は1.2mの円柱が入っています。でも、今言ったように、とても水量があふれてしまうからですね、そのところということでお伺いしようかなと思ったんですが。</p> <p>そのところもあるんですが、上のほうに何と言うんですか、砂防とか、そういうことは考えられないか、お伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>流量の改善については、先ほどお答えと申しますか、あの辺りは確か昨年の災害のときにも状況を見ておりましたので、改良の検討を自分もするというか、数字にも確か上がっておったと思うんですけど、されてなかったんで、これについてはですね、早急にと申しますか、今、緊急自然災害防止対策事業債という事業で、今、年間やっぱり予算で2億近い金額を、いろんな小さい河川とか谷とかの改修を行っております。その順位と言いますか、その中で検討するように、今指示を出して、こういった答えになっているところは申し訳ない、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>砂防については、当然ここ、住宅の件数等と、あとは災害における砂防じゃなくて通常の砂防の要望になると思いますので、地域の方とですね、話をさせていただいて、そういう要望を県のほうに上げるかどうか、この辺りは検討というか調査をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>これちょっと余分になるかもしれないんで、それ言っていないじゃないかと言われたら悪いんですが、これ29年災と昨年の災害もありますけど、そのときに災害の査定とかは、あの川はなかったんでしょうか。そのところだけお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>この質問の関連で調整、情報共有したときには、今上流、家がある上の上流がきれいに三面張りとかになっている部分、これは24年の災害で査定を行って災害復旧を行ったというふう聞いておまして、29年の災害で復旧工事を行ったという実績は、今のところ確かないというふうに理解をしております。以上です。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員

5 番	<p>先ほど村長からも言われましたけど、民家の件数の件もありますと言われたんですが、あそこ2軒しかないんですよ。1軒は喫茶店なんですよ。</p> <p>2軒でそこまでやってもらえるのかというのはありますけれども、一応民家でありますので大変危険だと思います。早急な対応をお願いして、私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>13時50分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(13時40分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時50分)</p>
議長	<p>6番 高橋弘展議員の質問を認めます。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6 番	<p>今回は、4つの大きな質問をさせていただきます。</p> <p>まず、1点目です。</p> <p>相次ぐ税の処理誤りについて、お尋ねをいたしたいと思います。</p> <p>この1年間で、最初は2月に公表された後期高齢者の件について、そして、今年の10月に入って、新たに税に関する処理誤りが発生したところでございます。</p> <p>ホームページでも、1つの案件については11月に公表がなされておりますけれども、今回の10月に発覚しましたこの税に関する処理誤りですね、これについてどういった処理の誤りがあったのか、ミスですね、それと村民の方々が、どういった影響が出たのかについて、まずお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>すみません、開会のときにも申しましたが、相次ぐ税に関する処理誤りが発生いたしまして、納税者の皆様にご迷惑をおかけいたしておりますことにですね、申し訳ないと思っております。</p> <p>今回の部分につきましては、税情報システムという端末のシステムがございしますが、年金の情報、税の情報、それを最終的に村の中で行う基幹系のシステム、そのやり取りの中で起こったミスという形になっております。</p> <p>通常であれば段階、段階ごとにシステムのちゃんとできた、エラーが出た、そういった部分の確認をしっかり行えば未然に防げたのではないかと思えた部分ではあったのですが、その確認方法を担当者が認識していなかったというところで、前年度のデータの集計等と比較すればその可能性、間違いに気が付くことができたと思っておりますので、確認ミス、人為的な確認ミスに起因し、どちらも村民の方からの問い合わせをいただいたことで、調査し発覚したというところになっているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6 番	もう1つ、今回のこの処理誤りによって、村民の方々にはどういった影響が出ているのでしょうか。
議員	村長
村長	<p>影響につきましては、大元の年金の情報が年金機構から送られた部分で、一部反映されていなかったということで、村民税の課税状況、それに付随いたしまして、そのデータをもとに行っております国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、また介護保険料、そういった部分に影響が及んでおるものでございます。</p> <p>その関連で、例えば非課税の方に対する給付金等もですね、影響が数件あったというふうに報告を受けております。</p> <p>影響が出た分については、以上だというふうに認識しております。以上です。</p>

議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>今回の件に関しては、年金受給者の方々がほとんどになるかと思えます。</p> <p>そういった中で、特別徴収、今までされていたものが普通徴収になるという、大幅に村民の方々に手間を強いるような影響が出ているかと思えます。議会のほうでも、一人一人に対して謝罪と今回のことに対して説明をしていくという旨の説明がありましたけれども、村民の方々への説明というのは終えているのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さん申されますとおり、通常の税額で誤徴収の金額が設定されて変更がございましたので、その分については併徴という形で納付書により納付をしていただくという形になります。</p> <p>その分について対象が51名おられました。その方については、しっかり訪問をさせていただいてご了解というか、いろいろとございますけど、ご了解いただいて、支払方法については、実際に農協とかですね、金融機関に行くのが大変な場合は取りに行きますというか、訪問をさせていただくという対応も行っているところでございます。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>私もこの件に関しては、そばでちょっと見ていた部分もあったので、非常に説明は受けるけれども、やっぱり手続きであったり、今までなかった部分というのをしなければならぬので、非常に煩雑な部分を持ったりしている部分と、複数の方から「役場のミスなのに、なんで私たちがこんなことをしなきゃいけないんだ」という、率直にそういう言葉も投げかけられる部分がありました。</p> <p>そのことについて村長、村としてはどのようにお考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>税の賦課誤りという住民の方にとってですね、生活にも影響する大きな間違いによってですね、多大なるご迷惑をおかけしている、これについては、私も村の責任者でございます。職員一同ですね、真摯に反省をしているとともに、これが、税というのはやっぱり住民との信用の最も重要な根幹でありますので、これについて、もう起きた分についてはですね、ほんと真摯にご理解をいただくということしかないんですけど、やっぱり今後そういった部分が再発、絶対ないようにしなければいけないというところで、課の中でもですね、やっぱり信頼というのが一番で、やっぱり確認ですね、ダブルチェックとかいろいろ言いますけど、やっぱり操作する人が第一義的には一番最初に扱う人がしっかり丁寧に確認をする。これを、当たり前のことなんですけど、これができていなかったからこういう事象が起きたということで、そういった部分の確認、再発防止については、しっかり確認というか重々課の中でもですね、当然税に関わる部分のみならずさまざまな行政の中でも、例えば通知が届いてないとか、いわゆる配りものがですね、全戸配布しております分で間違っているとか、そういった部分がやはり相変わらず出ている分があります。</p> <p>これをいかに無くすか、これがやっぱり信頼の第一歩というふうに思っておりますので、こういった部分については、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>今、村長からチェック体制の部分、今後取り組んでいく部分という説明がございました。</p> <p>やはりこの1年間の間で複数件起きているということについては、やはり税の信頼性、行政としての信頼性、すごく関わる部分になってきているかと思えます。</p> <p>これが、もし3度目という部分があった場合には、やはり大丈夫か東峰村と言われ</p>

	<p>でも本当におかしくない。今の時点でも言われても仕方がない部分であるかと思いません。</p> <p>今回、この一般質問でも取り上げたのが、1つはやはり職員が気づかなかった。要は村民からの通報と言いますか、知らせによってこの事案が発覚しているという部分を、やはり深く見ていかなければならないのかなど。そこにどういった原因があるのかをしっかりと把握してないと、おそらく再び同じことが起きてしまうのかなと思って、質問をさせていただいております。</p> <p>先ほど村長が述べられたようにチェック体制をしっかりとしていく、これはもう当たり前のことでもありますし、担当者がやはり最後の最終チェックをしておけばという、タラレバを言うてはもう仕方がないんですけども。そこがあれば今回も防げた部分もあったのかなというところの、税にまつわる部分、業務にまつわる部分の意識ですね、行政、公務員としての意識体制というところに関しては、しっかりと教育であったり上司からの上と言いますか、所管課であったり、そういったところの心構え、心得という部分は、どういったふうに今、東峰村では行われていますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>もうこれについては、日々の業務の中で確認をする。常に朝礼の中でも、そういった部分がないようにという部分、自分も朝礼の中でもしております。</p> <p>日々OJTという言い方もしますが、仕事をしながらやっぱりミスをする。したらどうということが起きるのか。それで自分たちが公務員として村のため、村民のために働いている、その役割をですね、しっかりと認識を持たせる。この部分をですね、なんとなく今、あんまり言えないんですけど、ちょっと言いにくい部分もございまして、少し危機感と言いますか、危機管理的にちょっと薄れている部分も見えるなどというのがございまして、それについては、しっかりと日々の中で確認し指導を行っていく、これしかないのかなというふうには思っております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>この考案的な部分に関しては、本当に公務員である皆様のやはり日々のことでありますので、村長が筆頭になってですね、しっかりとやっていただきたいところと、先ほどのチェック体制という部分に関しても、私ちょっとこの村の行政の仕事に関して、ちょっと2つ思い当たるところがありまして、1つは業務量の部分です。</p> <p>いろんな所管課の方々と接するにあたって、今まではもう1人同じ課に人がいたんですけども、今、人がちょっと他の課に行ってしまうみたいな話が、ちょっと結構あるんですよ。慢性的にいろんな課で人が足りてないというふうな話をちらほらお聞きすることがあります。</p> <p>それでも与えられた予算、業務というのはしなければならぬところではあるんですけども、チェック体制を厳しくしますと言ったときに、じゃあ、今ですら日々個人が持っている業務が多いのにもかわらず、そういった体制が本当に可能なのかなという一つの疑念があるんですけども。</p> <p>今はもう令和6年度予算を執行している場なので、それをどうこうという話ではないんですけども、今後やはり各課の業務量であったり人員配置というのを、もう少しそういったところから見直していくべきではないかなと思っておりますが、村長としては、各課の業務量、個人の業務量について、どういったお考えをお持ちでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>人員配置等については、村長の事項という話もありますが、実際というかですね、課の配分、人員の配分、また仕事の業務の配分については、当然自分が行っている部分であります。</p> <p>その課にこの業務量でこの人員というところ、これが1人足りないという実務のお</p>

	<p>話を今言っていただきましたが、確かにそのとおりだと思っております。</p> <p>災害対策室に今それぞれいる人が、通常モードに戻れば1人ずつという中でも、どうにか頑張ってくれということでやっているところではございます。</p> <p>その中でも、やはり課の中の業務配分については、所属長である課長の裁量になってまいります。それを、本来から言うと、よその民間みたいにフレキシブルに業務量に応じてチームみたいにしてやれるとか、そういうコーディネートというか、ができる体制が理想ではあるんですけど、今のところちょっとそこまで行けてないので、やはり課の中の業務について、足りてるのかと言われたら、もちろん足りないと言われるのは分かりきっているんですけど、その中でも今の人間体制でどこまでできるのか。</p> <p>その中で優先度をきちんと課の中で把握をして、やっぱり理想像を割かなければいけない業務については、しっかり注力をして業務を行っていくというところはですね、庁議等、課長会等でも行っているところではございます。</p> <p>毎年新規採用職員も行っておりまして、人員も定員管理計画等での適正配置とかさまざまなご意見もございます。今の人員の中で少しずつ、災害がいつも起こるといふわけではございませんが、通常の事態を想定する中で、やっぱり人員については採用計画を取っておりますので、今の中でどうにかやりくりができないかなというふうには、ちょっと悪あがきではございませんが、考えているところが実情であるというふうにはご理解いただきたいと思っております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>6番 高橋弘展議員</p>
<p>6番</p>	<p>今、そもそもの東峰村の予算規模、事業規模から言うと、やはりこの村の大きさから言うと、かなり多いのかなというところ、もちろん今、村長がおっしゃった災害の部分でございますけども、やはり職員が一つ一つしっかりと確実にこなせていかなければ、いつかやはり村がいろんなところでほころびが出てくる可能性があるのかなという、一つの危険信号としてもしっかりと捉えていただきたいなど。</p> <p>もう1つに関しては、今の事象として、新しく入ってくる職員の離職率が結構高いかなと、以前に比べて。</p> <p>そういったことで、どういったことが起きてくるかと言いますと、せっかく教えたのにもかかわらず、その方辞められて、また新しく教えるという作業が、たぶん積み重ねられていく世界が、この東峰村でも起きてきているのかなと。</p> <p>都会の企業であったり、そういった民間の企業では、その離職率というのは当たり前のように考えられていて、人が回転していくという部分は往々にしてあっているんですけども、この小さな東峰村においても、やはり人が定着していく難しさという場面に直面をしているところで、やはり今までの行政の業務というのは、やっぱり数年で同じ業務が変わっていくというスタイルを踏襲すると、どうしても要は、伝達事項と言いますか、業務の引継ぎというところが非常に大事になる部分もあるんですけども、引き継いでも引き継いでも、また職員が変わってしまったりとか、そういったところにちょっとエラーが発生しやすくなっているのではないかなと、非常に思っております。</p> <p>なおかつ、私も10年以上議員をさせていただいて、やっぱり職員さんも世代がどんどん変わってきて、考え方も変わってきているのかなと。今の20代ぐらいの人達って、俗に言うZ世代というような方々で、もう学校にいるときからデジタルネイティブと言われる、要は、もうデジタル、スマホ等々は当たり前のように触れるような人たちで、今回の事象を考えても、おそらくパソコンとか、そういう電子操作って得意なほうなのかなって思っていて、ちょっとしたミス、何でしょうね、知らなかったがための話なのか、税の意識的なものなのか、ちょっとはっきりとした原因を直接知</p>

	<p>らないんですけども。</p> <p>そういった世代に合わせた職員教育という仕組みもちょっとずつ変わっていかないと、今までこうやって教えてたのに、うまくいったじゃないかという話も、ちょっといなくなってくる世の中というのをしっかり捉えているかなというのが、ちょっと私なりに仮説としてですね、今回この事案について考えをさせていただきました。</p> <p>最後の3つ目の質問になるんですけども、やっぱり1業務につき1担当者でやっている、特にこの小さな東峰村においては、やっぱり前任者から後任者、上司から部下への1対1の情報伝達というのがされてきたと思うんですけども。</p> <p>なかなかそれではうまくいかないということを考えると、やっぱり日々アップデートされる業務内容であったり、そういう情報が、常時やはり一つの場所に蓄積されて、いつでも引き出ししたりできるような環境を整えていかないと、なかなか誰かが引継ぎミスを犯せば、それが芋づる式になっていく。</p> <p>これは、2月に発生した後期高齢者のときにはそうだったんじゃないでしょうか。うまくいっている引継ぎのときとうまくいっていない引継ぎのときが発生している。こういったところもしっかりと考えていかないと、今結構話題になってきている、うまく行っていない引継ぎが発生している。こういったところをしっかりと考えていかないと、今、結構話題になってきている生成AIであったり、職務のデータベースというのをしっかりと作っていかないと、今後やはり若い職員の方がどんどん、どんどん変わっていく中で、今までせっかく培ってきた旧宝珠山、旧小石原時代からのいろんな行政としての蓄積が、うまく伝達できないことにもなってしまうのかなと思いますが、ちょっと3つの質問、ごめんなさい、前段が長くなってしまったんですけども、そういった、要は業務の蓄積であったり、要は業務の伝達の仕組みというものを変えていく必要があるんじゃないかという質問でございます。ご見解のほうを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>引継ぎという話、また業務のミスを、エラーを減らすためのやっぱり蓄積、これも非常に重要なこと。</p> <p>ただ、それをどういう形で行うのかという部分について、先ほど生成AIという提案をいただきました。これがどのくらいの影響があるのか、全体の業務の中でそういう共有化ですかね、蓄積における、ができるという部分、これは、本来で言うと自治体単独で考えるよりは同じシステム、うちが日立というシステムを使っておりますが、そういったところでのいろんな形の業務の、何と言ったらいいんですかね、そういった場を使うことによってさまざまな業務、それが絶対的な教科書ではない、やはりそれぞれ自治体によってカスタマイズしている部分もございますので、そこを参考としてエラー、ミスの確率を、やっぱりゼロが理想ですけど、ゼロにならないのであれば、やっぱりどんどん、どんどん精度を上げていく、これは当然必要なこと。</p> <p>ちょっと今、それがどういう形で実現するのかというのは、パッと今思い浮かびませんが、これについては、これまでずっと引き継ぎ書という形で書面で行ってきて、それを引き継いで上司が確認をして、次の担当者がそれを持つという形にしております。引き継ぎ書にもいろんな項目だけ書いている分とか、ちょっと自分が失敗した分を書いて、こういうことがあるから気を付けましょうとかいう部分もある。</p> <p>ただ、前任者からの引継ぎしか貰ってないというのがありますので、やっぱり業務についての引き継ぎ書しか貰ってないというのがありますので、やっぱり業務についての引き継ぎ書は何代も行いますので、これの共有化というのも必要ではないかなというふうに思っています。</p>

	<p>また新しい世代に対する部分という提案については、今後勉強というかですね、しっかり検討、研究をさせていただきたいというふうに思っております。こういう提案につきましても大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>村長にshimeteいただいたんで、もう少しA Iの話を副村長にさせていただこうかなと思ったんですけど、またの機会にさせていただきます。</p> <p>したいですか。じゃあ、せっかくなんでさせていただきます。</p> <p>生成A Iを出した話も、実際今、観光アクションプラン推進委員会のほうでA Iを観光業務、窓口業務であったり、そういったところの転用という展開について結構議論されていて、その中でもやはり知の集積、知ですね、そういった部分をうまく活用すれば、結局はすごい幅広い対応ができるという部分が見えてきております。</p> <p>それを副村長に問うのも非常に申し訳ないんですけども、本当に先ほど村長が言われた引き継ぎ書というのを一つ一つやっていくようでは、今後まだまだ行政の業務量が増えていく中では難しいのかなと。</p> <p>例えばのところと言うと、もう東峰太郎君みたいなですね、A I、A Iロボットじゃなくていいんですけども、A Iみたいな知の集積を作って東峰太郎に聞けば、ある程度の業務が分かると。そういったふうな世の中になっていかないと、いろんなスピードについて行けない時代になってくるのかなと思いますが、ちょっと同じA Iの話も聞かれてた副村長に、そういった業務でのA Iの活用方法について、もし見解があればお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>ちょっと今、お問い合わせいただいた内容につきましては、特にA Iはですね、ここ近年発達してきた技術でもございますので、なかなか定型的な意見とか村の考えというのは言いにくいところではありますけれども、そのA Iに限らずですね、その知の集積という意味ではさまざまなシステムとかといったところですね、データベースという形で蓄積はされてきたはずで。それをきちんと形としてどういうふうに落とすことができるか、というところがA Iとデータベースの違いというところだろうと思います。</p> <p>そのデータベースの蓄積という意味では、東峰村はですね、正直言いまして、引き継ぎがうまくいってないというお話もありましたけれども、そういうあまりにも業務のやり方として属人的なところにちょっと力点が置かれすぎてきたのかなと思います。</p> <p>先ほどもこの中の話の中でですね、異動があったほうがいいのかという話もありましたけれども、午前中の樋口議員の質問の中で専門職を置いたほうがいいんじゃないかというような話もありました。</p> <p>要するにこの業務の内容によってですね、異動があったほうがいいのかない場合があるということなんですけれども、どちらにしましても属人的ではない仕事の仕方、いろんな情報をどんどん蓄積していくというところは必要ですので、その点についてはA Iに限らずですね、やっていかないといけないことであろうと思います。</p> <p>A Iも今度技術革新が進めば分かりませんが、やはりA I、この前観光アクションプランの議論の中でもありましたけれども、基本的にはA Iというのは、現在ある知識、データベースを効率よく情報を取ってきて、アウトプットするというシステムだと思います。</p> <p>ですので、仮にやっぱり基本的なことですけども、情報をですね、アウトプットする基本となる情報が正しいかどうかというところ、いわゆるファクトチェックとい</p>

	<p>うんですかね、そういうところが大事になると思います。</p> <p>そういうところをできる能力がいるうちはいいんですけれども、結局その東峰太郎君ですかね、が実現したときに、そのファクトチェックができないような状態になる可能性がかなり高いと思うんですね。</p> <p>ですので、そういった意味で、やはり機械任せにならないような、きちんと制度を理解できているような職員というのを育成する必要があると思います。</p> <p>ただ、やはり税情報システムの話になりますけれども、税の情報ってかなり複雑で昔は手計算だったので職員がみんな分かっていたと思うんですけれども、それをシステム化した結果と言ってはちょっと責任逃れかもしれませんが、なかなか職員も分かりにくい状態になっているというような弊害もあります。それはA I も一緒だと思うんですね。</p> <p>ですので、A I の導入で省力化するのは必要ですけれども、正しい業務がきちんとできることが担保できるような形で進めていけるように気を付けていかないといけないと思います。これは村の方針としてですね、今後考えていかないと思います。以上でございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>分かりやすくまとめていただきありがとうございます。</p> <p>最後になんですけれども、この一連の処理、まだ公表されていない部分もあるのかなと思いますが、最終的に、やはりこの件に対して、村はどのようなふうに責任を取られるつもりかなと、処分であったり、そういった部分。</p> <p>やはり村民の方々には多大なるご迷惑をかけた部分もあるかと思います。ミスとしては本当に軽微なミスから広い範囲へのご迷惑かかる部分になっているかと思います。</p> <p>最後に、村長のこの一件に関しての、村の処分あるいは責任の取り方に、けじめについてお尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>今回の案件についてもホームページ等を出し、報道にはですね、提供したところではございます。ただ、結果として新聞等には確か載ってなかったと思います。</p> <p>ただ、先ほどの質問の件につきましては、検討中と申しますか、分限委員会等での判断を仰ぐ形になりますので、それを受けての話、また、指導的立場にある者としては、それと同時期に、やっぱりある程度の自らを律する考えは持っているということでご理解いただきたいというふうに思います。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>しかるべきときに、村民の方に分かりやすいご説明をよろしく願いいたします。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>スマート農業についてと担い手についてということで、9月議会の折にも農業担い手の部分はありました。ちょっとそういったところの観点からはずれた部分もありますし、ちょっと担い手の話で今、地域計画を今年度策定しなければならないという部分で、策定をしていく段階のときに、もう手段的な部分のスマート農業という話を、いささかちょっと申し訳なさもあるんですけれども、方向性についてお尋ねしたいと思います。</p> <p>今後さらに本村においては人口が減少していくかと思います。その中で農地の管理者というのは年々減少していておりますし、今後もまだ減少する予測があるかと思えます。</p> <p>それに伴って、やはり急峻なこの土地での農業をしている者で、水路の管理であったり農地の管理というのは、やはり今後耕作面積が増えたり、今までは大人数で管理</p>

	<p>していたものが少人数になったりと負担が大きくなる方向が推測されます。</p> <p>そこでスマート農業的な発想、方向性ですね。</p> <p>例えばで言うと、水路であったり井ぞからの取り入れのところに水位センサー、あるいは農地の本当に水辺の水の深さをはっている水位センサーで検知したり、あるいは水門管理というのをICT技術を使って遠隔操作、そういった自動化の装置など、そういったスマート農業のエッセンスというか、そういった部分を取り入れることによって複数農地の管理であったり、少人数でも維持していけるということができないかなということで、そういった村として、そういうスマート農業への導入の支援というかですね、そういった考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>現状としては、そういった制度はないというのはご存じのことだと思います。</p> <p>この水位センサー、水門管理というのを一例としてお出しいただきました。これ、自分はちょうど自分の田んぼにジャンボタニシですかね、が入ったときにいろんな話をする。その中で、やっぱり水管理が一番大事だということで、水深4cm だったかな、を管理する。それは人力的には難しい。それを解決するのにこういう水位センサーを用いてやっている例をですね、いろんな形でされてて、こういうやり方もあるんだということ。</p> <p>ただ、自分でそれはできるのかな。それをすればほんと代掻きのときにきれいに水平にしなきゃいけないとか、やっぱり労力が劇的になくなる。毎日の水管理の労力は減るかなと思っておりますが。</p> <p>そういったところで、こういうものについてですね、どういう性能を持つものなのかというのはちょっと勉強したところではございました。</p> <p>こういった部分、先ほど申しました農業従事者、また農業の日々の管理の重要性、また、その大変さ、これの解決策としてですね、この提案については検討するべき価値があるものではないかなというふうには思っております。</p> <p>値段にしてもですね、簡易的なものであれば水位センサーで2、3万とか、水門管理については、閉めるだけだったら6、7万とか、大きいやつで20万とかですね、そういった部分であります。</p> <p>そういった部分を踏まえながら振興協議会等でモデル導入をしてみるかとか、どういふものか、そういうことについて検討を重ねるものかなというふうには思っているところでございます。</p> <p>スマート農業自体は農業、水稻だけではなくて、さまざまなハウス栽培等でも行われているというのは県内でも実績がございます。ただ、やっぱり費用面が一つのハードルになるかなというふうには思っております。</p> <p>これについて、今後まだ積極的に「やります」という回答まではできないんですけど、可能性について実証なりができたりして、どういうものなのかというのをですね、やっぱり検証するべきものかなというふうには、ちょっと自分としては、今はですね、提案いただいて思っているところであります。それぞれ田んぼもちっちゃい、それぞれの田んぼごとの水門にそれを付けると、やっぱり一農家でもかなりの件数になる。ただ、それが実現できるとかなり楽になるというのは、もうたぶん実態として実感できる。これちょっとバランス的なものもありますけど、ちょっと検討というか、協議会のほうでも議題として上げさせていただきたいというふうには思っているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ぜひ前向きに検討、協議をしていただきたいなと。</p> <p>やはり一番は安全性的な部分でも導入をしていただきたいというのが、やはり全</p>

	<p>国的に雨の多い時期であったり災害時に、やはり水を見に行ってもそのまま流されてしまったという事故は、本当に毎年多く耳に入ってきます。</p> <p>そういった意味でも遠隔で操作ができる。もちろん詰まったりしたら現地に行かないといけないんですけども、そういった部分で少しでも安全性、農業に対しての安全性を高めるという意味合いでも持っていたいただきたいなど。</p> <p>もう1つは、一つ一つのセンサーとか導入に対しての支援というやり方もあるんですけども、このセンターを稼働させるためには基地局が必要になってまいります。基地局をこの中山間地の東峰村であれば、かなりいろんなところに基地局を立てていかないといけないと。</p> <p>そういう業務もありますので、そういった戦略に則った部分であったりとか、そういった大元の支援というの、ぜひ村のほうで主体となることができるかどうかも検討していただきたいなど。</p> <p>いろいろ私も調べてたら、基地局さえあればいろんなところに転用できると。</p> <p>例えば水田だけじゃなくて、ハウスの温度管理であったり、はたまた狩猟のわなのセンサーでもそういった基地局が使えると。</p> <p>そういった基地局を置くことによって、さまざまなスマート何とかというところができる可能性もありますので、そういった少ない人口ながらもこの農地を維持していけるという方法を、ぜひ、ご検討いただきたいなど。</p> <p>次の質問なんですけれども、今年度中の12月に地域計画の策定を行っていきますと、11月の全戸配布でもチラシが入っておりました。ぜひ、その計画づくりを早期に進めていただきたいんですけれども。</p> <p>農林業振興協議会の中でも朝倉普及指導センターさんがですね、協力していただいて、いろんなご助言、アドバイス等していただいたりしておりますけれども、この地域計画に関してはどういったお立場で、この普及センターの方々はいらっしゃるのでしょうか。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>今のご質問についてなんですけれども、農林水産省、国のですね、地域計画策定マニュアルによりますと、都道府県の役割分担がございまして、ここで言うと県の普及指導センターになるんですけども、協議の場におけるですね、新規就農者の情報提供などや普及指導員の派遣となっております。来週から予定しています座談会においてもですね、職員の派遣による支援を行ってもらうように考えております。</p> <p>また、地域計画の進捗管理にあたってはですね、日ごろから先進地の取組みについての情報提供もいただいているところでございます。以上でございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>朝倉普及指導センターもいろんな知識持たれております。私も委員会等終わった後に立ち話程度で、今の村の現状であったりお話しすると、いろんなお答えを返していただくようなこともありました。</p> <p>ぜひ、この普及指導センターの方々のいろいろな知見を使っていたいただきたいと思うのと、やはり災害以降かなりいろんな岩屋地区等でもですね、深く入っていただいたりという案件もあるかと思っております。お願いの仕方次第かなと思っておりますので、具体的に普及センターにどういったことをお願いするのか、ということとはしっかりと定めていただかないと進まないのかなと思っております。</p> <p>今のところ普及センターとこれを共同でしてますと、今後こういうことを共同でしていきますということの事案等がありますでしょうか。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	事案と言いますかですね、実際の実情としましてはですね、村と普及センターの関

	<p>係ですね、それぞれ開催する委員会がございまして、村のほうでは農振協議会、普及センターの会議で言いますと担い手育成協議会の各部会がございまして。そちらのほうに各事務局レベルを設けまして、相互に情報共有、交換を行っているというのが現状でございます。その中で新たなこととか、そういったのを情報共有しているというのが現状でございます。</p> <p>新しい案件とかがあればですね、その都度情報提供なりしていただいているというのが現状でございます。</p> <p>議員のおっしゃるとおりですね、朝倉普及センターは非常に専門知識の高い県の組織でございますので、担い手の育成のことやですね、地域農業の振興に向けてですね、今後も綿密に連携を取ってですね、農業振興のほうに発展するために努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>私も農林業振興協議会の会議、委員会等にいろいろ参加させていただくんですけども、もう少し普及センターの方々にお話をふってもいいのかなと思うぐらい、あまり発言される機会が少なかったりするシーンもありますので、ぜひ話の中に入っていて、なかなかこういう分野でコンサルという部分の、要はまとめ役になる方々がなかなかいない状況で、一番の適役かなというところもあるので、やはりなかなか今マンパワーもないというお話を私もさせていただきましたけども、やはり使うという言い方したら上から目線になってしまうんですけども、一緒に協働していける環境をしっかりと作っていただきたいなと思います。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>次の質問に関しては、村長選挙及び村議会議員選挙について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>先日来から衆議院選挙が終わり、兵庫県知事選挙等、マスメディアではいろいろと選挙にまつわることが多々報道をされていて、ちょっとお腹いっぱいかなというところもあるんですけども。本村においても村長選挙が来年に迫り、その半年後には村議会議員選挙も行われるであろうというところでございます。</p> <p>選挙のたびにですね、村民の方から言っていたのが、東峰テレビを使って政見放送ができないでしょうかという話で、高齢化がやはりもう50%まで近づいてきている中で、なかなか立候補される方の話、思いということを開く機会というのが、出向いて行って行くというのも難しい状況に村もなっているのかなと。</p> <p>そういった部分で、せっかくほぼ全戸で見られるこの東峰テレビを使ってですね、政見放送ができないかというのをよく聞かれるんですけども、こういったことが実際に、テレビを使った政見放送が可能かどうか、お尋ねいたします。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>東峰テレビを用いた政見放送の実施ができないかということでございます。</p> <p>政見放送につきましてはですね、ちょっとまた立て付けになりますけれども、公職選挙法第150条の規定によりまして、国政選挙及び都道府県知事選挙のみ政見放送が可能となっております。</p> <p>また、公職選挙法の第151条の5では、何人もこの放送に規定する場合を除くほか、放送施設を使用して選挙運動のために放送をし、または放送をさせることができないと定めており、村営のケーブルテレビ、東峰テレビでございますが、での政見放送はですね、実施できないと考えております。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>公職選挙法の部分をおの村議会で出ても、なかなかどうにかなる問題じゃないというところは、私も調べていて分かっていたんですけども。</p>

	<p>だとしても、じゃあ、どうにか立候補者となる方々のやはり思いであったり、その話というのを公平に聞く機会が持てないかというところで、いろいろ調べていると、2022年に東京都の西東京市あるいは武蔵野市、三鷹市、神奈川県の小田原市の市議会選挙、市議会議員選挙ですね。あと山形県の県議会議員選挙で、地域コミュニティFM局がYouTube上で政権動画というのを始めたという話を耳にして、いろいろ調べると全国的にもその取り組みが広がってきております。</p> <p>本村でも東峰テレビが使えないとしても、なんか別の形です、公平に有権者の方々が向き合える環境を整えることができるのかというところ、YouTubeをどこかで見られるようにするとか、やり方はあると思うんですけども。</p> <p>他市町村でも放送に関わる部分では使えないけれども、動画を使えばそういうことはできるということで、ちょっと自主的な取り組みでもあるんですけども、こういう動きが広がっております。</p> <p>東峰村においても公平公正な選挙を、今、兵庫県知事選挙では論評はしにくいところではありますけれども、やはり一つの何が正しくて何が誤りなのか、本当によく分からないようなところで、多くの方がネットで真実を知ったという、その一言をもとに大きく投票行動が変わったという話もあります。</p> <p>ネットで広まっている情報は正しいか正しくないか、先ほど副村長がファクトの部分だけを別の形で言われた部分もありますけれども、何が正しいか何が正しくないか、それを管理するのも選挙管理委員会の仕事でもあるかなと思います。</p> <p>そこで、こういう政見動画のような取組みというのは東峰村でできないでしょうか、お尋ねします。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>議員おっしゃられるような政見動画をですね、インターネットを通じまして配信している団体というか、はあります。政策を広く伝えるうえではですね、有効な手段だとは思いますが。これは、また候補者がですね、自ら制作、配信することは公職選挙法上抵触する可能性が低いと考えられます。</p> <p>しかしながら、村営の東峰テレビを利用して、そのような動画を流すというのはですね、やはり先ほどの151条の5の規定により、ちょっとできないと考えております。</p> <p>法律上、地方公共団体とか選挙管理委員会ではですね、選挙時の政見動画の配信といった取り組みはできませんが、選挙の広報を全戸配布することで候補者の政策等を村民の方に広くお知らせするというところではございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>もう一声、そこでネット配信等を使った、もうワンステップ上に行っていたきたいなというところがありますが。ぜひ、今後継続して選挙管理委員会、選挙管理委員さん、もしくは所管課、行政の中でも、この選挙期間のあり方について、ご協議をいただきたいなというところで、併せて今、選挙啓発、主権者教育等の話、広報していくという話もございました。</p> <p>1点ちょっと、ここは教育長と書かせていただいたんですけども、今後有権者となっていく子どもたちの部分ですね、東峰学園について、主権者教育等は現在のところどういうふうなことを行っているのか、知り得る範囲のところをお願いいたします。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	選挙管理委員会としましてはですね、村の選挙管理委員会の構成委員になっております朝倉地域の選挙管理委員会協議会というのがございます。その協議会においてで

	<p>すね、村に住む高校生も通っております朝倉市の朝倉東高校並びに朝倉高校の定時制において、選挙の出前講座などを毎年行っております。実施してない高校につきましてもすね、講座の開設は呼び掛けております。</p> <p>村としましてはすね、20歳の集いなどの対象者に、国及び県からの啓発チラシなどの配布、及び啓発ポスターです、やチラシ等は掲示板や役場の両庁舎などの公共施設で掲示させていただいているところでございます。</p> <p>また、東峰学園のほうでございますが、社会科の授業で選挙制度それから公職選挙法、並びに選挙の仕組み、及び民主主義についての授業を行っているというところでございます。</p> <p>特別な活動としましてはすね、東峰学園内で生徒大会における模擬議会や生徒会の選挙を行っております。選挙の投票用紙記入台とか投票箱とかを貸し出してすね、模擬選挙の体験が実施できるように協力をさせていただいております。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>社会の授業ではおそらく6年生、9年生あたりになるかなと思います。この議場にも来られているという話を聞いております。ぜひ、議会とも一緒になって主権者教育を取り組んでいけたらと思いますし、やはりこれからの子どもたちの率直な意見等々もしっかりと組んでいけたり、それが実現していくためにはという部分が一番の主権者教育になっていくのかなと思いますので、ぜひ、またそういったお話があったらお聞きしたいと思っておりますし、授業のほうもぜひ見に行かせていただきたいと思っております。</p> <p>最後の質問にまいります。</p> <p>ふるさと納税の返礼品について、お伺いします。</p> <p>近年このふるさと納税の返礼品については多々制度が変更になって、毎年のように、半年ごとぐらいに制度が変わっていったような気がするんですけども。</p> <p>つい先日ちょっとあったことが、今まで大体返礼品率というところ30%というように形で認識をされていたかと思っております。東峰村でも寄付額に対して返礼品相当額というのが30%ということだったかと思うんですけども。</p> <p>それがちょっと返礼品の負担額に対して付いた寄付額が、いつもと違う額が付いたので分かったんですけども、それが28%近く、村内のものであれば28%近く、村外出品であれば25%だったかと思うんですけども、スターシード経由のものがそのように返礼品率に変更となっております。この変更になった要因は何になるのでしょうか。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>昨年です、10月からの法改正によりまして、ふるさと納税にかかる経費の捉え方、こちらのほうが変更となりました。</p> <p>村内の返礼品率額が変わった主な要因といたしましては、今までワンストップ特例申請、こちらにかかる経費です、こちらのほうが経費として算入しなくてもよかったですところですけども、この辺も経費として見なさいということになりましたので、基本的に返礼品等にかかる経費、こちらは50%以下に抑えなさいというところがございますので、寄付額のほうを増加させましてすね、総体的に30%から28%程度になるようにというところで価格の設定等をさせていただいたところでございます。</p> <p>今までの実績の経費等を見まして、村外品、こちらのほうをやはり冷凍関係とかです、そういった郵送料等がかなりかかる商品が人気商品として多ございますので、経費率50%以内というところをキープさせると、そういったところを考えますと、村外品等もすね、それ相応に返礼品率を下げなければならないというところで、寄付額等を上げてすね、返礼品率を結果的に下げると、こういった調整等を行わさせ</p>

	たというところで、率等がですね、昨年から今年にかけて大きく変わっているというところになっておるところでございます。以上です。
議長 6番	6番 高橋弘展議員 こういった変更が起きた場合は、やはり返礼品を出品されている方々に、やはり計算方法が変わりましたなり説明会なりですね、今まで出していた額に対しての寄付額が変わってくるので、やはり他の市町村であったり同じ物品の競合他社といわれますか、そういった部分との価格の考え方が変わってくると思うんですね。 今回そういう通知をしなかったのはなぜか、説明会をすべきじゃないのかなと思いますけれども、その辺はどのように考えられていますでしょうか。
議長 村長	村長 この制度と言いますか、最終的には先ほど説明したとおり、3割、5割という枠の中で、どうしても算定しなければいけない費用が出た、また、送料が大変かかるということで、もう商品の価格自体を下げるのか、ふるさと納税の返礼の基準額を上げるのかという形で、うちは基準額を上げるという選択をしたというところを、今説明したところでございます。 制度の変更と言いますか、商品の契約について出店事業者と行っておりますが、これについては、それぞれのポータルサイトやうちで言えばスターシードさんの委託業者と契約をしているということで、契約内容についてはそちらから本来であれば説明をすべきものだとは思っておりますが、ちょっと確認したら、してないかなということでしたので、少なくとも村内の事業者に対しては何らかの説明の機会を持つべきである。村外の事業者と村内の事業者で考え方を考えるというのもちょっと強引なやり方とは思いますが、少なくとも村内の事業者の方には、こういうふうな形で制度と言いますか、スキームが変わっていますという説明はすべきだったというふうに思っているところでございます。 最終的にそれぞれふるさと納税があつて、発注という形で出品事業者さんに行くときの金額は変わっていないというところで行っておいりましたので、最終的に影響は少ない、注文の数量の影響はあると思いますけど、単価における影響は少ないだろうということで、説明をしなかったものというふうに思っておりますので、この分について、先ほどいただいたご意見については、真摯に受け止めなければいけないというふうに思っております。以上です。
議長 6番	6番 高橋弘展議員 このふるさと納税に関しては、一度出品するともう継続的にずっと続いて行くような形で、特段要は、返礼品の出品者が何か変更を届けないかぎりずっと続く形なんですよね。の間に制度がどんどん変わっていく中で、村も方針、指針を変えているということであれば、絶対通知しないとイケないはずだと思いますので、ぜひしていただきたいのと、やはり年度が替わるときに、しっかりと今年度はこういう方針で行きます。今回変更あったのも、どうも10月ぐらいに変更しましたみたいな話があつて、じゃあ、今までの10カ月間なんだったんだよという話ですよ。 なぜ10月から変わったのか、おそらく書き入れ時が10月以降だからという話だとは思いますが、それとたぶん10月に大体ふるさと納税の制度が総務省から変更がかかるので、そこもあるかと思うんですけども。 毎年一度は必ず村のふるさと納税としての方針であつたり指針、特に言われましたけども、やはり経費計算が50%までしかできないというのは、もう全国固定の制度でありますし、なおかつ本村においてもなかなか輸送不便時というか配送不便なところであつたりもするけど、値段的には離島よりは安いんですけども。 そういった中でお願いとして、もう少しワンサイズ小さなサイズにさせていただいて

	<p>とか、逆に小さなサイズの返礼品に関しては率が変わりますとか、大きなものに関してはちょっと多めに、大目というか返礼品率を下げますとか、何かいろんなことをご協力いただかないと、なかなか個々の制度であっち行ったり、こっち行ったりという話があると思うので、しっかりと返礼品業者について説明会を行うか通知文、案内を出すのかということ、もう一つ最後に、返礼品業者、出されている方々が常々言うのは、私たちこれだけ村に対して返礼品として出してふるさと納税の額が入っています。何に使っているか私たちもよく分からんと。いろいろ言うけど、そんなことに使うなら私たちもこんなふうに使ってほしいという話をよく聞きます。</p> <p>そういった返礼品でご協力されている方々の声もしっかりと耳を傾けられるようなやり取り、行政とのやり取りをしっかりと実現してもらいたいと思いますが、最後にご答弁お願いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>繰り返しにはなるんですけど、制度の変更については契約の中で行っているというところで、一義的には契約の業者、ポータルサイトがするべきものであるという認識は、私は持っております。ただ、村内事業所に対してやっぱりするべきであるというところですね。確認になります。</p> <p>あと出品業者の方の関係です。</p> <p>先日自分が伺ったのは、ふるさと納税の返礼品として送るんですけど、自分のところのチラシというかパンフレットは入れるんですけど、それに本来であれば村からのお礼とかですね、そういったものもやっぱり入れたほうがいいんじゃないかというのがあって、昔入れてたけど、最近入れなくなるとかいうのも聞いておりますので、そういった部分の気遣いと言いますか、そういった部分については、そのとおりですねという話をして、今、ちょっと話してはおります。</p> <p>これはもうそんなに手がかかるものではございませんので、そういったものをする中においていろんな説明とかですね、制度についての意見交換等が村内事業所に対してはできればいいのかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>使い道については、いろんなご意見あれば、直接村に届いてない部分もあると思いますので、届けていただきたい部分と、やっぱりホームページではざっくりですけど、載せておりますので、そういった部分で足りない部分があればいろんなご意見いただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
休 憩	
議 長	<p>15時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時52分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(15時00分)</p>
議 長	<p>4番 高倉美紀恵議員の質問を認めます。</p> <p>4番 高倉美紀恵議員</p>
4 番	<p>私は3つの質問をいたします。</p> <p>同僚議員も同じ質問をされておりましたので、重なる部分もあるかと思いますが、質問させていただきます。</p> <p>まず、西鉄バスの減便に伴う対応についてです。</p> <p>令和6年10月5日より西鉄バスの減便、ダイヤの変更に伴い東峰村乗合タクシーが朝夕通勤・通学時間帯に運行されています。</p> <p>この通勤・通学時間帯というふうに銘打っていますが、このダイヤを組むとき、何を基にこの時間帯を組まれたのかをお伺いいたします。</p>

議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>現在、ダイヤのほうを組ませていただいております。朝晩ですね。こちらのほう基本的には通勤・通学の便にというところでございますので、まず、朝のですね、西鉄杷木で朝倉方面に行くバスがございますので、こちらの接続等を考えましてダイヤのほうを組ませてもらっています。</p> <p>また、帰りの便につきましてもですね、朝倉市の高校のほうではですね、帰りの便に間に合うようにというところではダイヤのほうを組ませて、今、運行のほうを行っていただいているというところでございます。以上です。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>私はですね、ほぼ毎日歩いております。ちょうど西鉄バスが運行しているときも、ほとんど乗客は朝の便では乗っていませんでした。現在も乗合タクシーに出会いますが、ほとんど小石原方面では乗客は乗っていないように見えます。</p> <p>今、同僚議員が質問のときに、早朝便では28名、最終便では23名の利用があったということと、その中に学生の利用はなかったということが課長のほうから報告がございました。</p> <p>しかし、それを見ていると、西鉄バスと乗合タクシーの違いは、西鉄バスはフリーバスで、当時村内どこでも乗り降りができていたと思います。今も昼間はそうだと思います。</p> <p>ところが10月5日以降の乗合タクシーは、指定の場所でしか乗降ができなくなっています。これは、せっかく通学生のために、通勤者のために組んだダイヤであれば、私は、これはサービスの低下になっているんじゃないかなというふうに考えます。</p> <p>忙しく子育てをしている親にとって、送迎が軽減に繋がるためのダイヤではなかったのかなというふうに思うんですね。</p> <p>ですが、今、例えば小石原方面から乗れば、塔の元まで送って行かないとバスに乗れないということになりますね。小石原が始発で。</p> <p>途中で、例えば私は蔵貫に住んでおりますが、蔵貫で乗ろうと思っても塔の元まで行かなければ乗れないということになります。</p> <p>であれば、親御さんは今、お子さんを杷木のバス停まで送ってらっしゃる方が何組かいます。であれば、塔の元まで送って行くのなら、もう杷木まで行こうという形になっているんじゃないかなというふうに理解するんですね。</p> <p>ですので、今度令和7年4月からの西鉄バスが全面廃止になるダイヤの改正時には、ぜひ数多くの学生が早朝、高校に行っているわけではないと思いますが、何かこのフリーバスになったから乗るかどうかというのは分かりませんが、フリーバスに乗っていただけるような親御さんたちにアンケートとか、それからご意見を聞くとか、そういうこととかは今後なさるつもりはないのかと、11月に議会報告会のときも親御さんから、部活に土日に行きたいときに親が送れないと。そのときにバスがないと。そのような意見を聞いたこともございました。</p> <p>だから、このダイヤを令和7年4月から変えるときに、ぜひ、そこいら辺の考慮ができないものか、村内はフリーバスにできないかということをお伺いいたします。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>4月からの運行についてはですね、梶原議員のときにお答えした分と重なる部分もございますけれども、基本的にまだ協議会のほうで決定をしておきませんので、まだこちらのほうの検討段階ということではございます。</p> <p>その中で土日についてはですね、運行のほうを観光客等のことも考えて運行したいというところはございます。</p> <p>あと早朝、晩の便ですね、こちらのほうにつきまして、フリーバスというか、ルー</p>

	<p>ト上手を上げればどこでも乗られるというところだと思いますけれども、こちらについてもですね、その辺のところに対応できないかという検討は今、しているところでございます。</p> <p>ただ、朝晩となりますと、今のこの時期は暗ろうございまして、急に道に立たれて手を上げられても、ちょっと見落とす可能性等もございまして、運転手は基本的にそういった大型バスとか、そういった免許を持たれている方と普通の講習を受けた一般のドライバーさんでございまして、そういったところの安全性等を考えまして、今、元のバス停とかでミーティングポイントののるーとでは置いています。そういった決まった地点を手を上げれば乗れるとか、そういったことはできないかというのは、検討はさせてもらっているところで、ちょっとその辺を含めて、できるだけできたらいいなというところで考えておるところでございまして。以上です。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>多くのことを考えていてくださってありがとうございます。どうぞ親御さんが子どもさんの送り迎えのために自分の時間を割く、そういうことができるだけ軽減できれば、安全に子どもは学校に行けるかなという思いがいたします。どうかいい方向に向くようにご配慮ください。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>東峰村の広報活動について。</p> <p>防災無線において7時前、21時前に行政からのお知らせとして項目が放送されます。それを見て、東峰テレビを見られるという方もいるとお聞きしております。そして情報を得ているというふうに言われておられる方もおられます。</p> <p>また、日常生活に関する放送も昨年度ぐらいから熱中症に関して、今インフルエンザ、いろんなことで放送してくださって、大変村民の啓発活動になっていると思っております。役立っています。</p> <p>ただ、11月18日の21時前の放送で、私もたまたま聞いてまして、「行政からの連絡事項はありません。」というふうに放送されました。けど実際には、従来の放送がされておりました。この防災無線のお知らせ項目と東峰テレビの放送内容が相異していることがありましたが、こういう確認というものは行っているのかお伺いいたします。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>防災無線におきましてはですね、朝の7時前それから夜の9時前ですね、こちらのほうで行政からのお知らせというところで放送をさせていただいております。</p> <p>放送のほうですね、録音のほうを夕方行いまして、9時前の分についてはですね、翌日の内容で、朝の7時は当日の内容というところで、システム上ですね、どうしても切り分けられないものですから、晩から朝にかけて同じものが流れるというようなことになっております。</p> <p>東峰テレビの番組のほう、東峰ニュースのほうですね、こちらのほうはですね、朝の6時から夜の10時まで、この1日で同じものを流すというところになっております。</p> <p>以前ですね、9時の分と内容が合わないということがありまして、その前段でニュースのほうの番組を次の番組に更新をするということを行ってございました。ただ、その更新時間が少々時間がかかりまして、その更新をしている間放送が流れないというようなところもございまして、今、現在朝方のほうに放送のほうの更新はさせておるというところで、現状ちょっとシステムのですね、そこの9時の分と東峰ニュースと防災無線のお知らせの内容は合わない、こういったところはどうしても今、出ているところでございます。</p>

	<p>ですので、確認不足とかそういうことではなくてですね、ちょっと今のシステムではどうしようもないというところですね。運用とかその辺のほうでまた変えたほうがいいのかあれば、また検討はさせていただきたいというふうに思います。以上です。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>つい最近ですが、12月7日の21時前、それから12月8日の7時前の放送で、放送の途中で切れてしまう。最初に、あれは何と言うんですか、音楽が鳴るといふか、お知らせしますというチャイムが鳴って、放送内容が放送されて、最後にまたチャイムが鳴りますね。その最後の途中で放送が切れてしまいました。</p> <p>それは、過去にもあったような気はしますが、特にこの12月7日と12月8日が気になりましたので、この放送の操作はどなたがなさってて、その確認、確実に放送が終わったかという確認がなされているのか、お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>防災無線の家の白い戸別受信機が途中で切れたということ、テレビではなくて、家の戸別受信機ですね、分かりました。</p> <p>途中で切れるという現象は、確かに他の自宅でもですね、起きております。これはちょっと電波の関係とデジタル化の関係で、前のアナログであればちょっと雑音の中から何か言ってるねというのは繋がるんですけど、デジタルはある一定の電波強度以下、もう極端な話、木の枝がアンテナとの間に重なったぐらいでも、ちょっとぎりぎりのところであれば基準以下になって切れるときがあります。</p> <p>1回切れたらもう、家の中の端末のほうで放送が終わったと認識をして、それから次の放送開始の、要するに次の時間の開始の合図があるんですけど、それが鳴るまでずっと待機状態になるという、なんかこれはもう完全な仕様らしいんですけど、これになっております。</p> <p>こういった分については、特に災害で避難所放送とか出すときに途中で切れたとか言われるとき、そのときに通常の放送は聞こえるんですかと言ったら、それは聞こえるという形もあって、やっぱり電波の状態によって左右される分がありますので、その放送が、要するに全体がそこで切れたというのであれば、ちょっと放送器具の不具合かな。これはもうタイマーで放送してますので、と思いますけど、たぶんそのパターンじゃないかなというふうに思っております。</p> <p>そういう場合は村のほうに連絡をいただいたら現地を確認して、電波状況等を見ながら受信ができるように、アンテナの出し方、場所、最悪の場合は屋外アンテナを立てるとか、そういう対策を取っているというところでございます。以上です。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>そしたらうちの家の環境というか、そういうところでそういう現象が起きたということに、初めてではないですけど。分かりました。</p> <p>では、次の質問に移ります。</p> <p>東峰テレビのデータ放送についてお伺いいたします。</p> <p>東峰テレビのデータ放送が始まり災害時の避難所の開設とか防災に関することは、情報として早く知ることができて役立っております。</p> <p>データ放送の東峰村からの進捗状況、東峰村からのチラシ情報などのコーナーが分かれています。どのコーナーを見ても「情報はありません。」と表示されます。</p> <p>行政が考えるデータとはどんなものか伺いたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>村として東峰テレビのデータ放送に載せるもの、基本的には住民の皆さんにお配りするチラシ、ホームページ等で載せる情報、そういったものはもうセットで考えなさいと、各課には言っているんですけど、ちょっとそれがなかなか東峰テレビのデータ</p>

	<p>放送まで行き渡ってないというのが現実で、それはもう常に呼び掛けているんですけど、なかなか、それぞれ担当の課のほうで入力しておりますので、これはもう今後ともまたさらに、せっかく持っている財産を使いこなせてないというのが実情ですので、これは就任したときからずっと言っているんですけど、指導してまいります。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>今、村長がおっしゃるとおりなんです。毎月15日に配布される広報で、イベントとかいろんなお知らせというものは確実に配られてきています。だけど、何分実施される月より1カ月前ぐらいに広報で配られるわけですから、その実施される月には忘れていたことが多々あります。特に私はあります。</p> <p>それを確認しようと思ったら、配られた広報をまた探らないと、何かあるなというふうに思います。</p> <p>それで、それをデータ放送の中で載せてくださるととても役に立つ。データ放送を見れば何がいつ起きる。例えば、11月3日に秋祭りがありますよと、だけど中止になりましたとか、いろんなお知らせ、そういうものが、それから人権研修会であるとか、そういうものとかも振り返って1カ月前に戻って広報を見るより、テレビを見たほうが情報を得ることがすぐできるというふうに思うので、非常にあのよう項目を作っているデータ放送が「情報がありません。」というだけで、あまりにももったいなくて、これは、いつ更新をされる、点検というか更新をされているのでしょうか。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>基本的には先ほど村長が申しましたとおりですけれども、更新につきましては、随時各課のほうで行っていただくというようなスタンスでやっております。</p> <p>ただ、なかなか内容が充実していない、していかないというところはですね、非常に申し訳ないなというふうには思っているところです。</p> <p>こちらからですね、入力のほうお願いはしておるところではございますけれども、基本的に職員のほうが認知というか、そこまでですね、また周知等がされていない部分がある、もしかしたらあるのかなというふうにも感じておりますので、運用方法とかですね、その辺のところも問題ないのかということも含めまして、整理等を行ってですね、また入力のほうとかですね、そういったところですね、お知らせと言いますか、各課への依頼等はさせていただきたいというふうに考えているところです。以上です。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>できるだけ、次の私が質問しているホームページのこととも重なりますので一緒に言わせていただきますが。</p> <p>スマホとかパソコンとか見れる人はホームページの中で、村で今何があるかというのは分かると思います。ですけど、それを使えない者にとったら、この東峰テレビでの情報収集というのは非常に大きなものがあると思うんですね。これは高齢であっても見れますし、次に何があるかなというのを確認するときにもとても大事だと思っています。</p> <p>と言いますのが、それからデータ放送の中に村外と村内の催し物というものもあるんですね。村外はほとんど何も、いつも「情報はありません。」と書いてあるんですが、これ西日本新聞に書いてありましたんですが、昨日「ちびっこノリダーワンデー東峰村」、BRTに関する行事があったんですが、これ村民は誰も知らなかったんじゃないかなと思うんです。お子さん向けのレース、村長いらっしゃってましたですね、はい。</p> <p>それから、これもBRTに関するAIR、エアーの催しも同じように西日本新聞に書いてありました。たぶん、これは、知っている人は知っているけど、知らない人</p>

	<p>は知らない。</p> <p>こういうことをデータ放送でするべきではないかと。そしたら村民が、今村で何が あっているか、そういうことが分かるんじゃないかなという気がします。</p> <p>それから、前回の9月の一般質問の中でAEDのことを私質問いたしまして、その 後の議会ウォッチでAEDが村内どこに配置されているかというのを地図に書いて もらって、議会ウォッチで配布いたしました。これも12月2日の西日本新聞に「A EDをためらわず使って」と、非常に認知度は上がっているけども、使用率がなお低 迷して非常に救命率が低い、そういうことが書かれておりました。</p> <p>だから私があの質問をしたときに、「そんなのがあるって知らんやっつ」というこ とを聞くことのほうが多かったんですね。そういうことも保健の情報の中で載せてく ださると、住民に周知できるかなと思っております。</p> <p>よその、私が関係する方に聞いても、東峰テレビで、東峰テレビを持っている村っ てすごいねって、ずっと言われるんです。</p> <p>だけどこれが、いつも聞けば、村民に聞けば同じことをずっと流してて、見る人は あんまりおらんとか、そんなことを聞くけど、内容については、私は情報を得るため の東峰テレビでも十分にいいと、そんなふうに考えますので、どうか情報が、デー タ放送を見て、村民が情報を知っていることが大切ではないかなというふうに思いま すので、どうか今後ともデータ放送の充実をお願いしたいと思いますが、いかがでし ょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>言われるとおりだと思っております。</p> <p>基本的にホームページに載せる内容はデータ放送にも載せるべきという考え方で、 ずっと言っておりました。</p> <p>データ放送自体がチラシの写真データみたいなものを一時期ですね、載せてたらど んどん、どんどん重たくなって、見るのに、次の画面に切り替わるのにすごい時間か かかるとかいう形で、結局村としても更新のときの手間を考えて、だんだん遠ざかっ ていた部分もありました。</p> <p>1つあるのが、やっぱりホームページはある程度テキスト、テキストというか打ち 換えて出していますので、それだったらもうデータ放送にもできるので、もう1セット でしょうという言い方を自分もやってたんですけど、やっぱりなかなか認識が浸透し てないという部分の実態としてございますので、これについてははっきり、やはり情 報発信というのは、自分が1丁目1番地で言ってた部分でございまして、そういう 戦略に基づいたやり方、本当はチェックリスト、例えばチラシを作る、作るときに当 然ホームページのデータも作る、やりました、やりましたというのを決裁のときに ですね、確認できるような、課の中でもチェック体制ではないんですけど、きちんと そういう形で、あらゆる世代に広報ができるツールがせっかくありますので、それにつ いては東峰テレビの、あれで見るときって結局放送も流れますので、自分としてはあ れができたときに、放送を見てもらえる良い機会じゃないかということで、データ放 送を自分は直接担当じゃなかったんですけど、入れるべきと主張して、それが入った ら、本当はチラシの配り物も減るんじゃないかとかいう思惑もあったんですけど、そ れは、告知でという話で言えば、紙で残す分もある、データで見えるものもある、常 に見れるようにしておくという形のやり方というのは必要なかなと思っております。</p> <p>その機能を用いてLG放送ができるというようなのがあって、災害時はそちらのほ うを活用させていただいておりますけど、やっぱり同じ認識で、平時にあってもそう いう情報提供のあり方については、しっかり考えさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員

4 番	それも議会報告会のときに出ておりましたが、もう済んでしまった情報がいつまでも流れると。そういうこともあっておりましたので、システム上それができないのか分かりませんが、そこいら辺にご検討もお願いできますか。
議長	村長
村長	<p>テロップの話であれば、流すときに始まりと終わりの設定ができると確か認識しておりましたので、それを確認させていただきます。L字とかもですね、きちんと終わりの時間の設定をすればその時間に終わるようになっております。</p> <p>ただ、テレビのほうでずっとつけてたら、ずっとなるというのはありますので、例えばテレビチャンネル変えて11チャンネルにしたときにL字放送は更新をされるんですよ。</p> <p>だから、見ているものについて、つけっぱなしだったら1日でも2日でも終わっている情報が流れるとか、そういうこともあります。それは仕様ですけど。そういった分じゃないと思っておりますので、ちょっと時期的なものについては一つ一つ確認をさせていただきます。</p> <p>テロップについては、東峰テレビというか、あちらのほうで入力していただいておりますので、それはしっかり確認をしたいと思えます。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>東峰村の文化財の管理について質問いたします。</p> <p>11月24日に歴史愛好家のメンバーである私は、「英彦山の魅力再発見」ということで、山国町で講義を受け、東峰村に移動しまして、福井神社、大行司高木神社、行者堂と見学いたしました。</p> <p>福井神社、大行司高木神社については、氏子さんの管理がしっかりしてまして、賽銭箱も盗られないように鍵がかかってましたし、中が見れるように大体2つの神社とも格子になっておりました。そこも開かないように鍵がかかっておりました。すばらしい愛情を、神社に対する愛情を感じました。</p> <p>行者堂につきましては、あの行者杉の中に建っております行者堂につきましては、何回か訪れたことはありましたけれども、中に納められている文化財について、私は理解をしておりませんでした。</p> <p>なんとその中に役行者の木で彫られたもの、文化財がありまして、そこを見学して、それはとても歴史を感じるものでございました。なんとその役行者は文禄4年、1592年、桃山時代のものであると小石原村史にも記載されております。</p> <p>その行者の管理が、管理の鍵が壊れていて施錠されていませんでした。役行者の箱については、もう3つぐらい文化財があったんで、それは鍵がかかっておりました。だけど行者堂の入口、戸はあるんですが鍵が施錠されておらずで、なんと戸と戸の間に棒があって、その上に石が乗っておりました。なんとすざまじいものでした。盗難にあえば、これはもう桃山時代のもの、とてもとても取り返しのつかないことになると思いました。このような歴史的な文化財の管理をどうしているのか伺います。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>文化財が保管してある建物等につきましてということで、役行者も含めてなんですが、村が管理する文化財につきましては、主に小石原公民館前の収蔵庫と小石原庁舎、それから選果場跡の建物等を教育課で管理しております。</p> <p>歴史的産物、そういう貴重な建物であったり、その中に貴重な文化財が収納されているということで、基本的に行者堂に関しても建物そのもの、それから、中にある坐像とか含めて、すべて県の有形民俗文化財として指定をされています。</p>

	<p>その管理についても非常に重要なことではございますが、一応これにつきまして、先ほど福井神社とか高木神社のほうのことをおっしゃってましたけど、そこに関してですね、もちろん建物の修復等に関して必要に応じて、県指定でございますので、県の補助金等を使いまして修復等をする場合もございます。</p> <p>ただ、基本的な管理につきましては、そのの氏子の方であったりとか、そういう方を中心にやっていただくということが基本にしているところでございます。</p> <p>もちろん行者堂に関してはですね、役場のほうで鍵を管理してということにはなっておりますが、そこが十分ではないというふうにおっしゃられているかと思えます。</p> <p>必要に応じてそういった修復とか鍵についての不具合だとかというのを相談に応じながら対応していく必要はあるかと思っているところです。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>要するに、入り口に鍵をかけていたから盗難にあわないとか、そういうことはないと思いますけども。鍵穴もどこの鍵か分からん。鍵はいっぱいありました。だけど、鍵が意味をしていない。入口に少なくとも鍵がかかって、中に入れない、そういう状況にはしとかなないといけないのではないかと思うんですね。</p> <p>だから早急に鍵を、そんなに高いものでもないと思いますので、そこはしていただかないと、対馬で仏像がなくなって、何十年って韓国に移って、やっと戻ってくるようになってても、なかなか韓国の方戻してくれない。だから、欲しい人にとったら、あれ何のことなく取って行けるんですよ。私も本当にこれはやっぱりいけない、少なくとも入口の鍵はきちんとかかる、そういうふうなことにしていただくことはできるのでしょうか。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>鍵に関しては村で管理をしておりますが、村史にもございますが、行者堂の管理者としては皿山地区というふうな記載ございます。基本はそちらが管理をしていくということが原則になるかと思えます。</p> <p>ただ、今詳しい事情を聞きますと、管理をできてる状態ではないというふうに聞いておりますので、そこをどうしていくのかというのは、協議が必要なのかなというふうに感じているところです。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>なんとも、要するに、桃山時代から伝わる、そんな大切なものを保管しているところが他にも東峰村にはたくさんあるかと思えます。これはやっぱり歴史的な産物でも文化財、取り戻せないんですよ、これね。</p> <p>だからやっぱり皿山がみよろうが、どこがみよろうが、鍵くらい。</p> <p>もう次に、ここで言います。</p> <p>この講義の中で、東峰村が英彦山にとって重要な役割を果たしていたというふうにお聞きしました。東峰村の歴史、文化財を後世に残さなければいけないと思いました。東峰村の歴史を一堂に知ることができる場所が必要ではないかと考えますが、今のような考え方では、やっぱり鍵もかけられない、管理がどこか分からない、そんな状況ではやっぱりこの文化財を守っていくということは、村長、どのようにお考えでしょうか、お願いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>もう行者堂の話をいただきました。あんまり長くすると、これも記録として残りますので、逆にあおる形になったらいけませんので、ちょっと短めに済ませたいと思っております。</p> <p>実際そういう神社ものとか、例えば山の神様とか、そういったものについては、基本的にはすべてやっぱり関係者、地元管理者、所有者が管理するというのは原則であ</p>

	<p>るといのは、当然お分かりいただいていると思います。</p> <p>ただ、先ほど鍵を村が持っているというところで、持ってるなら鍵は村がしなきゃいけないんじゃないという、それがどういういきさつでなったのか分らないんですけど。</p> <p>ただ、安全管理とか、例えば、逆に言えば盗難防止にレプリカを置くとか、そういった対策については、それはもう公表するものではございませんけど、そういった分についてのことについては、やはり所有者の方が何らかの文化財的価値があるとか県の指定とか受けている分については、ご相談いただいて一緒に対策を考えるということは、絶対的に必要なことではないかなと思っております。</p> <p>ただ、村が勝手に先んじて動くというのは、なかなか所有権のあるものでございますので、難しい部分がありますけど、この提案については、そこまで簡単な問題ではないみたいなので、一応担当課のほうと所有者の方と一度話すというかですね、そういう機会を設けさせていただきたいと思います。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>分かります。</p> <p>ですが、そうであれば管理者のほうに、鍵を付けてくださいというふうに指導すべきだと思いますし、管理がきちんとできるように、責任のなすり合いじゃなく、そういうふうにしていただいて、適切な管理というものができるようにしていただきたいと思います。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>15時50分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15時42分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(15時50分)</p>
議長	<p>和田将幸議員の質問の前に、村長のほうより、先ほどの高倉美紀恵議員の質問に対する発言の申し出がっておりますので、発言を許可します。</p> <p>村長</p>
村長	<p>先ほど高倉議員の一般質問の中で、歴史的な産物の管理についてのやり取りがございました。</p> <p>その中で1つあったのが、鍵についてですね、村が持っている、これは管理用ではなくて、見学とか研究とかのときに村からも一応利用ができるように預かっているというところではございました。</p> <p>ただ、管理については先ほど申しましたとおり、やっぱり文化財的価値があるものについては、一義的にはそういう所有者、管理者がすべきものではございますが、村としてもやはりそういったものが失われるということについては、村としても大変な被害になりますので、やはりそういった管理のあり方について適切な管理ができるような協議また話し合い等でですね、最終的には村はそういった直接的な予算は持っておりませんが、どういう形が一番いいのかとか、そういった部分についてしっかり確認と指導と、支援ができる分は支援をするという形で取り組んでまいりたいと思っておりますので、これについては、いろんな気が付く分がありましたら、またいろんなご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。</p>
議員	<p>それでは、1番 和田将幸議員の質問を認めます。</p> <p>1番 和田将幸議員</p>
1番	私は、大きく3つの質問をしたいと思います。よろしくお願いたします。

	<p>1つ目は、地域交通ののり一についてですが、同僚議員のほうも何人か同じ質問をしますけども、重複するところがあると思いますがよろしくお願ひします。</p> <p>10月5日からの西鉄バスうきは支線の減便に対して、朝夕1便ずつ代替交通を運行していますが、その利用状況が質問の中で、答弁の中で、思ったより少ない数が出ていました。</p> <p>公共交通の代替えの交通としては村としてでも初めてで、通勤や通学利用者が利用するにあたり、どのような形が一番使いやすいか等調査しながら運行していく必要があると思います。利用者数の増加や利便性の向上のために地域住民の要望等を細かく聴く機会はあるのか、そして、少しでも多く利用してもらうために乗降場所の変更、増加、時間の変更など、のり一のと看にもやったように無料期間を設けるなど可能なのか、お伺ひします。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>住民のご意見、ご要望等はですね、今現在もこちらのほうにですね、4件ほど要望等は来ているような状況でございます。細かくですね、なかなか改めて意見を聴く場というのは、今のところ考えてはおりません。</p> <p>これについてはですね、できるだけそういったご要望等があればですね、こちらのほうに随時ご意見等をお寄せいただければというふうに思っております。</p> <p>それから、乗り合い場所と時間と、こちらのほうは、変更等は可能と考えてはおりますけれども、今まで出た要望とかですね、地域からの感触、それから、来年4月からまた通学等はですね、また対象者が若干変わるということも考えられますので、その辺のところを踏まえてですね、あと西鉄バス、4月からの杷木の運行状況、こちらのほうも見据えてですね、交通事業者また地域協議会のこちらのほうでですね、協議して決めていきたいというふうに考えているところです。以上です。</p>
議 長	1番 和田将幸議員
1番	<p>今回代替交通、杷木まで動いてもらうのは、利便性からしても大変良かったとは思いますが、せつかくの予算を使って利用者数が少ない、どうせ村の予算を使うのであれば無料の期間を設けて利便性を体験してもらうなど、4月までにですね。</p> <p>4月からきちんとした体制で運行するのであれば、今の4月までの間に何か試せないか、少しでもいい状況に持っていけないか、そういう動きは難しいのですか。お伺ひします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>総長と夜の便についてのご質問だったと思いますが。</p> <p>現在、村内の料金を杷木まで、一応実証的に半年間するという形でやっておりますので、本来であれば大体西鉄バスと同様の料金体系を、体系というかバス停ごとに値段は変わるわけではございませんが、村内と村外で料金設定をするところで、今のところ協議会のほうでも提案しているところでございます。</p> <p>今については村内料金だけで行きますので、実質的には杷木ルートを超えてからの分については、無料でやっているという実質的なものでございます。以上です。</p>
議 長	1番 和田将幸議員
1番	<p>せつかく地域交通、杷木まで延ばしたのであれば、やっぱり少しでも利便性、便利になったところを村民の方に体験してもらいたいというか、4月に向けてそういう動きもできればなと思っております。</p> <p>それと4月の西鉄バス廃線後のダイヤは、どのような行程で決めていくのか。同僚議員の質問の中で、12月に協議会等で決めていきたいという答弁でしたが、住民の声をその協議会の中に入れる機会を作れるのか、考えをお伺ひします。</p>
議 長	ふるさと推進課長

ふるさと推進課長	<p>来年4月からのダイヤのほうにつきましてはですね、これまでの西鉄バス等を利用した方の実績と、また、今現在運行しています西鉄のダイヤ等ですね、こちらのほうを参考にしつつですね、接続とその他を検討しながら決めていきたいというふうを考えております。</p> <p>この辺につきましても、先ほどから述べておりますとおり、交通事業者それから協議会、こちらのほうで検討して決めていきたいというふうを考えています。</p> <p>また、地域住民等の方からですね、細かくというか、どこまであれですけども、改めての場というのはなかなか難しいところがございますので、できるだけこちらのほうに気になったことがあればですね、ご意見等がいただければ、そういったところも勘案しながら反映させていただければというふうには考えているところでございます。以上です。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>少しでも住民の意見を引き上げて、ダイヤ改正を作っていってもらいたいと思います。</p> <p>ここからは代替交通じゃなく地域交通のるーとですが、のるーとの運行から1年が経った現在の利用状況をお伺いします。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>のるーと、昨年8月21日から実証実験から始めまして、今年4月から本格運行というところで始めさせていただいています。</p> <p>今年の11月末時点ですね、こちらのほう報告によりますと、延べ2,682件予約数ですね、の件数で、実際3,603人の方にご利用をいただいているところになります。日に直しますと、大体9人前後から10人、その程度になるかというふうを考えております。以上でございます。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>地域交通のるーとは、住民の利便性向上のために運行していますが、1年を運行していろいろなところが見えてきていると思います。より良いものにしていくために、現在ののるーとをブラッシュアップし、より多くの住民に利用してもらうための対策はやっているのか、お伺いします。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>一定現在ですね、先ほど述べた3千人から4千人の方に今ご利用をいただいているところではございますけれども、大きくですね、今、ご利用の中心となられている方は、車を持っていない70歳代以上の方、この辺が中心となっております。</p> <p>なかなかですね、電話予約等での予約の方法、こちらのほうが多いところではございますけれども、より便利に使っていただくためにアプリ等のご利用等も推進をしているところでございます。</p> <p>現在、集落支援員さんが訪問される際にですね、乗合タクシーの案内カードとか、そういったところを配布したりですね、あと、今、地域おこし協力隊でDX推進員、こちらのほうを当課で就任をさせていただいています。こちらの方にスマホ教室とかを開いていただいて、この際に乗合タクシーの紹介、使い方とかですね、そういったところも教えて、より便利に使っていただく、そういったところの周知を今図っているところでございます。以上です。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>同僚議員の質問の答弁にもありましたが、土日・祝日の運行もこれから考えていくという話だったんですが、利便性だけではなく小石原とJRを繋ぐ線だったり、地域振興のために少しでも役立つような地域交通にしていってください。</p> <p>次の質問にまいります。</p>

	<p>岩屋駅周辺整備事業について、質問いたします。</p> <p>令和6年3月の予算質疑終了後の全員協議会にて、岩屋駅周辺整備事業については、さらなる協議が必要との答弁でしたが、いまだに整備基本設計の協議ができていません。今年度基本設計を実施するのであれば、少しでも事業を進めないといけなと思います。現在の進捗状況をお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>岩屋駅周辺整備事業につきましては、昨年度に基本計画を策定したところでございます。先ほど議員さん申されたとおり、今年度さらなる内容の精査という形で行うというところでございます。</p> <p>再度駅周辺整備に関する内容について、団体や事業者さんに集まっていたいて、10月の24日にですね、ヒアリング、協議を行ったところでございます。</p> <p>そこでいろいろと出ましたいろんなご意見を現在、実際に今回設計ということで、場所をどう生かすか、どう配置をするかという部分になりますので、その検討を行っております。</p> <p>できるだけ早い時期にですね、一度で終わると思っておりますので、その結果をまた地域のほうにですね、説明等を行いたいというふうに思っております。ちょっと日にちのスケジュールについては、まだお示しできておりませんが、そういう計画で進むところでございます。以上です。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>令和5年度の段階で、地域住民との部会とかじゃなく、地域住民との思いがかなり違ってたと感じましたが、住民との協議はより多くできないか、今年度内に現在の進め方で基本計画は間に合うのか、考えをお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>スケジュール的には間に合うところで進めなければいけないと思っております。</p> <p>内容について先ほど、昨年度との乖離と申しますか、その分について、いろんなご意見、地域説明会をしたときもいただきました。</p> <p>この前のヒアリングのときにも、やはり農協の加工所の関係等のご意見もいただいたところではございますが、実際にどう運営していくかという視点の中で、じゃあ、岩屋地区の運営について投げかけたところ、やっぱしきらんとかですね、そういう話もちょっとあったりするので、今、ふるさと村のほうにお話をしているというのは、この会議の中でも進めているところでございますので、そういった形で、どういう機能を持って、コアとして運営する方、それが同地域に波及して、地域の方がこれでやっていくと地域も良くなるねという形でのまとめ、まとめをですね、していかなければいけないかというところで、この辺りについてご理解いただきながら、協議、説明を早い時期に、まだ第1回目地域説明会というのは行いたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>岩屋駅周辺には、先ほど村長も言いましたように、湧水の関係でふるさと村もおりますしJAの農協さんもおられます。湧水の利用者も結構来ています。別に村の加工所とかを利用している団体さんとかもかなりいます。</p> <p>自分たち住民に、じゃあ、その場所を造ったら、地域住民の方に運営してくれと、できるのかと、そう言われたら、みんな「ちよつとそれは」というような感じになってしまいます。それともう仕方ないと思います。</p> <p>自分たちが求めているのは、こういう団体さんとかが結構いる中で、より良いものを運営する仕組みと一緒に作ってくれないか。その仕組みを作る中で地域住民と他の団体とかと協力し合って、いいものがないかと思っておりますので、地域住民と</p>

	の意見交換のほうも、もう時間がそんなにかもかもしれませんが、時間を取ってもらって、少しでもくみ上げていけたらと思います。そういうことは可能でしょうか。
議長	村長
村長	<p>村としては、コアとなる事業者があって、その方たちと地域と一緒に考えながら、より良いものをする。じゃないと地域に置く意味がございませんので、そういった形でできればというふうに思っております。</p> <p>その中で、やはり先ほど申しましたとおり、地域の意識、気運の情勢と申しますか、そういった部分もしやくし定規にドーンと出すと、さっとできんとかいう話の中で、だからといって地域の関りを諦めているというわけではございませんので、しっかりその辺りについては協議の場を設けて、そういった部分については、話し合い等をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>時間的にもいろいろ協議する機会も取れないと思いますが、少しでも多く時間を取ってもらって、地元の意見も吸い上げていってほしいと思います。そして、仕組みづくりと一緒に地域住民とも話してほしいと思います。</p> <p>岩屋駅近辺は29年度の災害でも大きな被害を受けています。地元の人たちはやっぱりそこが復興して復興の証しとなるんじゃないかなと思ってますんで、ちょっと大変かもしれませんが、協議を重ねていい仕組みづくりをよろしくお願いします。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>村道、林道の管理について質問いたします。</p> <p>現在、国県道や村道、林道の管理、草刈りは地域住民が作業したり村の労務班が作業したりさまざまです。住民の多くは自分たちの住んでいる地域は自分たちできれいにしたいという思いで頑張って管理しています。</p> <p>ですが、人口減少、高齢化が進み管理するのがかなり難しくなっていて、危険な状態で管理している人も少なくありません。地域によっては無理をしてまで管理している地域もあれば、無理をしてまでは管理をしない地域もさまざまです。なるべく地域の管理は地域でやってほしいと私も思いますが、高齢化に伴いできないところも出ているのが現状です。危険性のある箇所や無理になっている箇所を自分たちでやっては続かないと思いますし、村への要望書などを出している地域もあれば、そういう出し慣れてない地域もありますので、公平に安全に管理できる体制を作れないか、村で聞き取りなどを行うなど、そういうことはできないか考えをお伺いします。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>議員のおっしゃった村内の道路管理につきましては、地元住民の皆様のご協力によって成り立っているという状況でございます。</p> <p>しかしながら、おっしゃるとおり、高齢化や人口減少というところもございまして、思うように管理ができないという状況も見受けられます。</p> <p>当課、農林建設課の職員もですね、外出する際には道路状況には気を付けているところでございますが、やはり村内には多数の路線もあってですね、村道、林道いくつもあります。実際に地区内で生活している住民の皆様から寄せられる情報は貴重な判断材料となっております。</p> <p>現在、道路に特化した聞き取りは行っておりませんが、基本的には要望等ございましたらですね、地元区長さんを通じまして要望書を提出いただきまして、村道、林道の件であれば村で対応、検討、国県道であれば福岡県のほうにですね、要望書をしっかり進達いたしまして、地域の声をお伝えしたいと思っております。</p> <p>さっきの要望書のほうにつきましてもですね、地区によっては作りやすいところと、なかなか難しいところについてはあると思うんですけども、難しいところについ</p>

	てはですね、地区担当のほうと協議なり誘導してですね、進めてまいりたいと考えておりますので、まず要望書があればですね、次のステップに行けますので、そういったのを引き続きお願いしたいと思っております。以上でございます。
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>今答弁にありましたように、本当にこういうことだけじゃなく、要望書全体的話なんですけども、出す地域と出さない地域が結構差があります。</p> <p>やっぱりそういうアナウンスをするなど、なるべく危険なところはですね、もう高齢者の方には危ないところが本当にあるんで、そういうところは村のほうからでも聞き取りをするなどして、していってもらえませんか。考えをお伺いします。</p> <p>通常の管理の中でも、道路の横とか5m以上の高いところとかに70代、80代の高齢者の方とかが草刈りを持って切っている姿をよく見ます。自分たち見ているだけでもちょっと怖いなど最近思うことが多々ありますので、そういう事故が起こる前に、やっぱりそういう危険箇所については、どうにか村のほうでできないか。</p> <p>地域から言う前よりも、こちらから判断して、そういうところを拾って行って、ケガとかそういうことがないように事前にできないか、お伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>非常に悩ましい話だなというふうに思っております。実情としては非常によく分かるし、区長会等でもですね、そういう話はいつも出るところでございます。</p> <p>特に、道路愛護のときに関しては、やはり危険と思うところは無理をしないでくださいということですね、重ね重ね申しておるところではございますが、やっぱり村道であれば村の管理する道路なんで、それは管理するのは村でしょうと言われるれば確かに村なんですけど、地域の方に管理をしていただいている、感謝を申し上げるところであります。</p> <p>ただ、村のほうから管理が難しいとか、ありますかと言うときに、ちょっと検討しなきゃいけないんですけど、線引きと申しますか、基準と申しますか、そういった部分の整理も非常に大変難しいかなという部分と、やっぱり個人、公共の道路であればやっぱり地区で草刈りとかしていただいていると思うんですけど、地区でできない分は、ほんといきなりボンと村という形の村の組織のスキームの中で、何か今、労務班という形でいくつか要望があったところは対応している部分もございます。</p> <p>何かそれ難しいところがあって、この前美しい村連合の審査というのがあったんですけど、その前草が生えてたから切ったほうがいいかなという話もしたんですけど、それを切ると極端な話、じゃあ、村で切ると言われるところもあるんで、どうしようかなと一部見た目の悪いところだけ、危ないところだけ切ってですね、実際こんな草ぼうぼうで審査通るのかなと思ったけど、非常にきれいにされてますという評価をいただいて、先日審査は無事通ったところなんですけど、美しい村はですね。</p> <p>美しい村という観点から言っても、やっぱり日ごろのそういった管理は何とか考えなきゃいけないなと思っておりますので、ちょっとすぐ答えが出るものではございませんけど、今後の宿題とさせていただきますと思っております。以上です。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>私も管理しきれないところがないかって、そう投げたら、一気に来ると思ってます。</p> <p>だから、なるべく地域の管理は地域でもらって、その線引きですね、今、村長が言うように、線引きというか、そういうラインをきちんと作ってもらって、区長会とかで本当に危ないところは出してもらおうとか、そういう形で進めていってほしいと思います。</p> <p>これで、私の質問は終わります。</p>
散会	

議 長	<p>これもちまして、本日の会議を終了します。 明日11日は午前9時30分から開会します。 本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(16時19分)</p>
-----	---

第7回 東峰村議会定例会会議録

令和6年12月11日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和6年 第7回東峰村議会定例会議事日程

令和6年12月1日開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>9番 黒川隆康議員の質問を認めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9 番	<p>私は、まず初めに、空き家対策について伺ってまいりたいと思います。</p> <p>この空き家対策については、昨日同僚議員が質問しておりまして、重複することもあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。</p> <p>この空き家問題は、全国的にも大きな課題として取り上げられています。本村も例外なく、というよりも、他の自治体よりも大きな課題として取り組むべきであるというふうに思っております。</p> <p>それでは、質問に入らせていただきます。</p> <p>まず初めに、現在の村内での空き家の数はどのくらいあるのか、把握しているのであれば、その件数をお伺いいたします。</p>
議 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>令和4年度の計画策定時の調査をもとに、空き家対策の計画の策定時の調査結果では、村内で約80件の空き家が確認できております。</p> <p>内容としましては、外部からの目視ではございますが、建物に損傷がない、または少ない空き家が49件、うち3件ほどが今空き家バンクのほうに登録されております。一部損傷があり内部または修繕する必要がある空き家が18件、著しく損傷があり大部分の修繕または除却が必要な空き家が13件でございます。</p> <p>80件のうち土砂災害特別警戒区域の指定にある空き家が、このうち32件ある状況でございます。以上でございます。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>80件のうちに32件が土砂災害地域にあると、レッドゾーンということなんですかね。イエローゾーンは大丈夫なんですよ。はい、ありがとうございます。</p> <p>今、この空き家対策としてですね、管理面も含めて、行政としてどのようなことをされているのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>空き家対策、いわゆる危険空き家、特定空き家の部分、また、空き家バンク等での活用さまざまございますが、基本的には適正な管理や危険な空き家等についての相談を総務企画課のほうで受け付けているところでございます。</p> <p>その中で、空き家の利活用等、空き家バンク等貸したいとかですね、そういう意向がある方については、いまのところはふるさと推進課のほうで相談を受けて、空き家バンクへの登録についての話等を行いながら活用を行っているところで、有効活用についての支援を行っているところでございます。</p> <p>空き家対策に対する情報についても広報誌等を利用して行っていたり、税の年度当初の賦課税通知を出すときにですね、「空き家の登録しませんか。」とか、そういったチラシを同封したり、そういった形での取り組みを行っているのが現状でございます。以上です。</p>

議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	<p>空き家対策はですね、さまざまな問題がありますし、対応としても難しい面もあろうかと思います。</p> <p>ただ、冬期における水道管の破裂等による漏水などですね、そのまま放置できない面もあります。また、相続放棄により持ち主不在となり村が解体をした危険家屋も実際にありました。</p> <p>管理をされる方がいらっしゃれば問題はありませんが、所有者がいなくなっただけではですね、対応が遅くなることもあります。常に関係者と連絡は取れる体制を作っておく必要があると思いますが、このことに対してどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。</p>
議 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>議員おっしゃられるとおりですね、計画をもとにですね、危険と思われる空き家の所有者の特定ですね、これは大変重要な問題とっております。</p> <p>もちろん所有者を辿っていかねばならない場合、辿っていかねばなりませんので、そのことを踏まえましてですね、今後空き家対策に尽力を尽くしたいと思っております。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	<p>所有者が分からなくなった場合、大変苦勞するんですよね、追跡していくのがですね。ですから、そうなる前にですね、関係者と連絡を取る努力というものが必要になってくるんだろうと思いますけど、今、そういうことはされてないということですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>空き家、一度ですね、平成27年か28年ぐらいに一度台帳を作って、空き家に対する意向調査というものを行った経緯がございます。</p> <p>そのときに、ほぼほぼ「お貸しする意向はない」という方がほとんどだったというところですね、年に1回ぐらい帰って来るとか仏壇があるからとか。</p> <p>ただ、そこで村として、そういった意向調査はですね、それ以降行った経緯が確か自分の記憶の中ではございません。</p> <p>今回いろんな形で空き家はもっと村は積極的に関わっていくべきという話の中で、一度その持ち主、相続人、承継人の特定と、そういった意向調査については、やっぱり一度というか、定期的に行う必要があるというふうに感じているところでございます。やっぱり必要があるなと思っております。以上です。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	<p>今、村長がおっしゃったようにですね、本当にこれは常日頃から気を付けて、やっぱり行政としてですね、携わっていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、このこともぜひですね、力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。</p> <p>空き家バンクとしての活用も空き家対策の一つであるというふうに思います。空き家バンクの登録については、年間5、6件の申し込みがあっていると、担当者から聞いておりますが、8年前に創設されてから今までに何件の申請がなされているのか。</p> <p>計算上ではですね、年平均5、6件としても8年ということは40件以上の申請があったのかなというふうに思うんですが、現在の申請数と、それから、その申請された中でどのくらいの登録数、空き家バンクに登録されているのか、お尋ねしたいと思います。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>現在までにですね、今まで登録された件数というのが、全体で48件ほど登録されております。</p>

	<p>その内ですね、契約まで至った件数、こちらの方が大体27件ほど契約のほうまで至っております。</p> <p>今現在登録されている件数というのが、空き家のほうが3件、それから土地ですね、空き地のほう、こちらのほうが8件、今のところ登録されているというところがございます。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>48件の申請ですよ、そすですよ。登録が27件。</p> <p>空き家バンクに登録が48件あるということ。</p>
議長	<p>もう一度説明させます。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>すみません、説明が分かりづらかったのであれば申し訳ございませんけれども。</p> <p>申請されて登録された件数、こちらのほうが、今までの累計で48件ということがございます。その48件のうち契約まで至った件数というのが27件というところになっております。</p> <p>今現在ですね、空き家バンクのほうに登録されている件数というのが、空き家が3件で、空き地のほうが8件、これが現在登録されている。</p> <p>当然取り下げとか途中あたりとか、契約をしてですね、件数等は減りますので、今現在はそういった状況というところがございます。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>ありがとうございます。</p> <p>となりますとですね、登録48件のうち契約が27件で、21件ぐらいが契約されてなかったということで、これがどういうふうにご利用されたのかは分かりませんが、そのままの状態になっているということなんですかね。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらの差ですね、21件というのは、11件が今、すでにまだ現在登録されている分ですね。それ以外はさまざまな事情で取り下げ等をされたというところの件数というふうに理解しております。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>事情がよく分からないですけど。</p> <p>そのうちの、今登録というか、27件のうち現在契約されているのが3件で、登録が3件、3と8で11件ということでしょう。だから空き地が8件で空き家が3件。11件ということは、ずいぶん減っていると思うんですけども、これ何か事情があるんですかね。</p>
議長	村長
村長	<p>差の11件については、基本的には持ち主さんの事情で取り下げですね、登録を取り下げたということと伺っております。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>ちょっと理解がなかなかできなくて申し訳ないです。</p> <p>それではですね、今利用されているのが11件ということでもいいんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>ちょっと整理をいたします。</p> <p>前段については、実際には空き家として平成28/年度から、登録したのが48件ありました。その中で27件が契約が成立いたしました。残りの21件という形になります。</p> <p>そのうち現在ホームページで空き家バンクとして、情報として見れるのが空き家が3件と空き地が8件ということで11件、これが現在空き家バンクに登録中というこ</p>

	<p>とで、その差の11件については、持主さんの事情で取り下げというふう聞いております。もう登録自体を取り下げて、落としているという形で行っているという形になっています。</p> <p>ですので、先ほどの11件というのは、今、ホームページ等で見れて、空き家バンクとして借りたり買ったりできる部分の件数ということでございます。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>分かりました。</p> <p>それで48件の今まで登録があって、実際に契約が27件だったということですね。あと21件が、どっちかというと契約できなかった。</p> <p>どっちかという住民の方がですね、登録をさせていただいたんですけども、それが活用できなかったということになります。</p> <p>というのは、やはりそこに応募していただく方が少なかったということでしょうから、昨日もそのことでは利用者をもっと増やすべきだというような、同僚議員の質問の中でもありましたけども、ホームページの充実、それから移住コーディネーターの活用等してですね、ぜひ、これを増やしていただきたいという話もありました。私もそういうふう思います。</p> <p>せっかく皆さんが提供してくれた空き家ですので、できるだけ活用していただくことに努めていただきたいというふうに思います。</p> <p>それで確認ですけども、ちなみにですね、村としての補助金制度について、賃貸借契約が成立した後に改修をするとき、改修に要した費用の2分の1で50万が上限、これが補助金ですね。それから引越し支援補助金として10万円、それから家財道具等処分補助金として10万円とあります。これは間違いないですね、こういうことで。これは、この補助金一覧表には入っています。</p> <p>この中でですね、引越し支援補助金、それから家財道具等処分補助金、これは業者等使わずに、自分でしても補助金が出るんですかね。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちらの補助金ですね、要綱的には村内の事業者、こちらのほうを利用して行われたものが対象としているところでございます。以上です。
議長	9番 黒川隆康議員
9番	ということは、業者さんをお願いせんと補助金は出ないということで、そういう理解でよろしいんですか。
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	理解的にはそういったところでよろしいかと思えます。以上です。
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>この引越しをする、荷物を運ぶ、する場合でもですね、自分で車で荷物運んだりする人も結構いると思うんですよ。</p> <p>これここに書いてますけども、領収書等証明書類のあるものが必要だということで、今おっしゃったように、業者さんを使わんとこれが出ないということになるとですね、わざわざそこまで、業者さんをわざわざ使わんでも出るようなことはできないんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	引越しの支援については定額で、本来であれば領収書を添付という形で行っておりました。これはもう立て付け上そういうふうにしておりましたので、そういったお声があるのであればですね、これについては引越しという形で歴然と結果というか、形が見えますので、これは事業所にこだわる必要はないのかなということは、今

	<p>ちょっと意見をいただいてももらったんですけど、これちょっとどういう形であるかという部分については、また検討させていただきたいと思います。</p> <p>あと家財道具の処分についてと空き家改修については、村内事業者の利用というところも含みおきがありますので、家財道具についてもやはり適正な処分という見地もありますので、これについては、やはりそういった事業者という形で行うべきではないかなというふうに思っているところではありますが、これについては、再度内容について精査、検討させていただきたいと思います。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>引っ越し支援補助金をですね、ぜひ、自分たちだけでですね、しても出るような方法を考えていただきたい。</p> <p>それから、家財道具等の処分の分でもですね、これは、自分たちでもできる範囲もあると思うんですね。わざわざ業者さんに頼まなくてもできるのであれば、それはそれでまたいいんじゃないかなと思うんですけども、そのところもぜひ考えていただきたい。</p> <p>それから、引っ越し業者としても村内にそういう方がいらっしゃるわけではないので、そういうことも考えていただいてですね、いい方向で対応していただきたいと思いますが、いかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>これ言いにくいんですけど、祝い金という形のもの、給付金という形ではありませんで、実際に必要な費用に対して補助をするという形ではございましたので、あり方自体を、例えば今、移住支援金とか行っている部分と、この引っ越しとか空き家に住むことに対して、お金がかかる部分に対しての補助を行うという立て付けがですね、これまでそういう形で行っておりましたので、そういう部分も含めて、総合的と言ったらまたぼやけてしまうんですけど、どういう形でやっぱり移住を進める、移住の人が東峰村に来たい、東峰村に来たときに、「こういうところがあるね」というものを感じてもらうための制度でありますので、全体的に一度こういった制度を考え直してみたいというふうに思っています。</p> <p>自分も先日申しましたけど、住み替えという精度、お試し移住的なものから実際家を建てるときに、そちらのほうの補助等も行うべきじゃないかと思っております。そういった部分についても、併せてやっぱり移住対策・政策については、ちょっと転換期に来ているのかなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>今の件については、ぜひ善処のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>今回ですね、空き家について、村内のいくつかの地域を見て回る機会がありました。空き家バンクに登録されていない物件が、まだまだかなりありました。さまざまな要因で空き家バンクに登録しないのでしょうかけれども、その原因を調べる必要もあると思いますし、問題があれば相談等にも乗り、問題解決のためのアドバイスをして、申請を待つのではなくてですね、積極的に登録を働きかけることが重要だと思いますが、行政としてどういうふうに取り組んでいくお考えか、お尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>積極的な働きかけというのは、今後絶対に必要になってくる部分だと思っておりますので、先ほどちょっと申しましたとおり、一度意向調査をしております。それから新しく発生した空き家については新規にはなるとは思いますが、元々のデータがございますので、それをもとに再度意向調査をする。それがスタートになるのかなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員

9 番	<p>本村ではですね、利活用する宅地が少ない中、空き家を有効活用させていただくことが必要なことだと考えております。ぜひともですね、前向きに取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。</p> <p>次にですね、旧宝珠山小学校のグラウンドについて伺います。</p> <p>このグラウンドについては、大行司駅周辺整備の中で活用方法を検討することになっておりますが、大行司駅のバリアフリー問題の中でスロープカー設置問題が暗礁に乗り上げております。そのために大行司駅の整備に着手できず、周辺整備もいつになるのか分からない状態であります。</p> <p>現在、グラウンドは整地されており、利用したいと思いましたが、管理が悪く車の轍の跡や草などがあり、利用できませんでした。活用が決まるまでもですね、利用できるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>旧宝珠山小学校のグラウンドにつきましては、一旦過去ですね、平成29年に老人クラブさんのほうから要望があって、芝生化という要望の中で取り組んだ中で、ちょうど工事の途中で九州北部豪雨があって、仮設住宅の用地という形で利用したところでございます。</p> <p>その後、仮設住宅の期間が過ぎた後、そのグラウンドについては、そのままという形になっておりました。</p> <p>それで、要するに削った土地のまんまでしたので、水がたまるということで、一旦昨年土を入れて、そういった水たまりになるところだけは防止しようということで土を入れた。そのときに非常にきれいでしたので、いろんな活用ができるという話をしていたところでございます。</p> <p>ただ今年度、先ほどご意見等、利用の申し込みがあったときに、草ぼうぼうで使えないという中で現地を見たときに、やはり低い草、高い草、いろいろと生えておまして、やっぱり管理されてないというのが実感でございましたので、私としても、先週ちょっと乗用の草刈り機で刈るのは刈ったんですけど、やっぱり低い草というのはなかなか取れないので、これについては、せっかくグラウンド整地いたしましたので、定期的に草を取る、車で引っ張っていくやつですね、あれを購入なりをして、きちんと定期的に整備をしないと、ほっておくと後がものすごく大変なんで、そういった部分については反省として、管理者である総務課のほうとですね、共有をしているところで、これについてはそういった形で、少なくとも使えるような整備はですね、しなければならぬというところで考えているところでございます。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>あその場所的にはですね、老人クラブとか使う場合、一番近くて便利がいいんですよ。ぜひ、皆さんが利用できるような、何かあと活用が決まるまでもですね、利用できるようにしていただければ、みんなが喜ぶのではないかというふうに思います。よろしく願いいたしますして、私の質問は終わります。</p>
議長	村長
村長	<p>しっかりやりたいというふうに思っております。</p> <p>併せて、先ほど言い忘れておりましたが、宝珠山小学校のグラウンドや部分につきましては、毎年歴代PTA会長様のほうにですね、草刈り等行って管理をしていただいている。この部分についても非常にありがたいということで、感謝申し上げたいと思っております。</p> <p>この場をお借りしてではございますが、そういうお礼を申し上げたいと思います。すみません、答弁になりませんが、よろしく願いいたします。</p>

休憩	
議長	10時15分まで休憩します。 (10時01分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。 (10時15分)
議長	3番 佐々木孝議員の質問を認めます。 3番 佐々木孝議員
3番	今回は大きく3点から質問をさせていただきます。 まず、村長のDX推進策についてです。 昨日の同僚議員の質問にも東峰テレビのことが出されて、情報を広く知らせることが大切だと言われましたが、DX推進上の上からも大切なことだと私は考えております。 さて、村民がどれぐらい喜んでいるかは分かりませんが、とほっぴペイをはじめの一と事業など、村長のDX推進が進んでいるのではないかと思いますけれども。 以前私は質問の中で、地域の方の中にもスマホなど得意な方たちがおられると、そういう方たちを活用したらどうかということも、ちょっと意見として言いましたけれども、村ではDX推進員を雇用したと広報でも紹介がありました。 現在何人いて、その方たちがどこで、どのような仕事をしているのか、まずお聞きします。
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	現在村では、DX推進員さんを雇用させていただいております。今年の7月から1名、9月から1名、現在2名の方に仕事をしていただいております。 業務の現在内容といたしましては、今年の10月ですね、10月に「やさしいスマホ体験」と題しまして、村内ですね、全行政区の公民館等を回りまして、体験会のほうを実施させていただいております。 今後はですね、住民の方へスマホの使い方、この辺のところをお伝えするためにですね、スマホ教室やよろず相談、この辺のところを受け持って活動をしていただくかというふうに思っているところでございます。以上です。
議長	3番 佐々木孝議員
3番	今の回答については、また後で質問をします。 村のDX推進の施設として、テレワークテラス宝珠があるかと思いますが、4月から有料になりました。機器の使用料については、わりと低額で村民も使いやすくないかと思っておりましたけれども、デジタル寺子屋、これもずっと引き続き今もされておるようではありますが、この方たちについては、毎週楽しく活動をされているようです。 この方たちを入れなくて、現在までの利用者数と入居企業はどうなっているか、お聞きします。
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	利用者数ということでございますけれども、10月末ですね、こちらのほうで本年の利用者数は350名ほどでございます。これはデジタル寺子屋を含めた数になっておりますので、そちらを除きますと180名の利用のほうがっております。 それから、入居企業数ですね、こちらのほうは現在5社、こちらのほうが昨年から引き続きという形で入居をいただいております。 入居の使用料、こちらのほうにつきましては、1企業当たり16,000円というふうにひと月させていただいておりますけれども、経過措置等も受けまして、昨年から

	ら引き続きの企業につきましては、今現在、無料のほうで提供させていただいているというところになります。以上でございます。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	ちょっと最後聞きにくかったんですが、今、無料と言われましたでしょうか。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	そうですね、昨年、一昨年からですね、引き続き入居されている企業というところで、その前は無料で提供をさせていただいておりましたので、急に使用料が発生するというのは、ちょっとその辺のところの経過措置等をですね、設けたいというところでございます、現在、無料のほうで提供させていただいているところになります。以上です。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	今年の4月から有料化するというふうな形ですね、デジタル寺子屋の皆さんについては、村内の方たちが喜んで利用しているということで、2時間は無料だと。あとは有料ということで、1時間当たり200円払っている方もおられると聞いておりましたけれども。 確かに企業、無料、今まで入ってたので無料というのは分からないではないんですが、それで経営は成り立つんでしょうか。
議 長	村長
村 長	経過措置で無料という話でございます。 これについては、県の事業で整備をした。県のKPIとか数値目標の達成もございまして、県のほうから直接今年補助金があるわけではございませんが、その分で、ちょっとまだ自分もいつまでという分は確認はしておりませんが、現に当初から入っている方については、使用料なしで入居という形で行っているというふうになっております。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	なんかそうなるのを心配していたところもあったので、昨年の12月にも同じようなことを私質問したんですね。 そのときには、このままではいけないので、さらなる利用促進に向けてPRや情報発信をするというような回答があったかと思います。無料で経営しているというのは、ちょっとびっくりしておりますけれども、これまでの取組みについてお聞かせください。
議 長	村長
村 長	現在の取組みについては、村外の方に向けてはですね、いろんなイベントがあります。マッチングイベントとかですね。そういった部分に村としてもエントリーをして、来年年明けになりますけど、一応2社お答えとか意向を示している事業所がございまして、そこと一応面談という形で行うようにしております。 これはまだマッチングレベルですので、まだ成立するかどうかというのはその後の流れになりますが、そういったイベント等を使ってPRを行う。また、いろんなところでパンフレットやチラシを配布、また、村のイベントの時期等の情報発信に加えて、テレワークテラスのインスタグラムやSNSがございまして、それで発信を行っているところがございます。 村内の方もですね、当然利用、寺子屋だけでなくさまざまな利用をお願い、期待するものでありますので、全戸配布のチラシを行ったり、今、DX推進員さんがスマホ教室等を行っております。これとかいきいきサロン等でもですね、スマホやパソコンで分からないところがあれば、テレワークテラスのほうの寺子屋もご利用くださいというふうにお伝えしている。併せて、今困っているところ、分からないところはDX

	<p>推進員さんが今後、まず最初でしたのでですね、スマホ教室のような形で、集合形式で行っておりますけど、今後使っていく中で分かりづらい部分については、直接DX推進員さんがその方に対して個別に使い方等をですね、できるだけ細やかにやっていくという形で行う。そういう形で今活動を行っているところでございます。</p> <p>また、今年秋祭りのときにVRゴーグルを使った体験会をしたいという、今テレワークテラスがやってるんですけど、それをイベントのときにやりたいということをおっしゃっていましたが、秋祭りが中止になりました。</p> <p>その代わりではございませんが、先週の日曜日にキッズバイクレースが行われた会場でですね、ブースを作りまして、テントでVRゴーグル体験コーナーのPR等で、村もこれだけデジタルを頑張っているんだというPRをですね、行ってきたところでございます。以上です。</p>
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	<p>今、村長ちょっといくつか紹介をされましたけれども、私も体験会に今年の初めぐらいですかね、1回楽舎等々であったときに参加したんですけども、VR体験もしました。</p> <p>おおっということで、この村にとってはおもしろいものになるのかなというところではあったんですが、あれ以来全くそういう体験会ももちろんなかったし、一般の方たちがああいうものを使って、あるいは180度使える。見方によっては360度撮影できるようなカメラもテレワークにはありますけれども、日ごろ一般の方が使っているという利用もあまり聞かないし、私自身も残念ながら使ったことがありません。</p> <p>そういった状況の中で、本当に村が真剣に取り組んでいるのかということですね、ちょっと不思議な面もあるわけです。</p> <p>スタッフを見たら、テレワークテラスの主なところは、東峰テレビのスタッフが関わっているということで、東峰テレビ、昨日もちょっと問題がありましたけども、東峰テレビのスタッフ、少ない人数で番組制作もやり、テレワークテラスのほうの世話もしているというようなことで、なんとなく中途半端な施設になってしまっているのかというふうに、私は思うところがあります。</p> <p>さらに村長はですね、昨年12月のときにもDX推進協議会を立ち上げるというようなことも言われたと思います。これの協議会で可能性を共有し進めていくというようなこともありましたけど、どのような話がなされたかお聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>テレワークテラス宝珠の運用についてはですね、県がされていたときと概ね体制としては変わってないというところで、県が委託するか、村が委託するかという話で、その活動について、ある程度重要度を持たせたうえで、村と一緒に取り組んでいるというところは、ご理解いただいているのかなというふうには思っております。</p> <p>それについて、今後ですね、さまざまなVRについても、年度当初は、たぶんドコモさんが行ったスマホ教室かなという、ちょっとドコモさんがスマホ教室等を、本来10月以降DX推進員さんが行っていましたスマホ体験会、ちょっと違う事業でございましたので、ちょっと分かりにくかったかと思いますが、今後はDX推進員さんがしっかりそういったスマホ等の、そういうデバイス関係の体験については、しっかり取り組んでいくところではございます。</p> <p>DX推進協議会の質問をいただきました。DX推進協議会については昨年立ち上げまして、これについては、産・官・学・金・言ということで、さまざまな業界の方、関係機関に参画をいただいて、東峰村におけるデジタル推進の話、また、全体的なデジタル技術の状況、またそれぞれの分野におけるデジタルの現状等の意見交換を行</p>

	<p>い、最終的には東峰村におけるDXの推進、また住民の生活の質の向上を実現することを目的として立ち上げて、今、今年がまた来週協議会がごさいますが、定期的に行っているものでごさいます。</p> <p>昨年のDX推進協議会については、デジタル化を始めて1年目ということで、デジタル化によって見えてきたプレミアム付き商品券等の、とほっぴペイにはなりますが、利用者のデータを分析をしたりですね、村の若者を対象としてデジタルをテーマとしたワークショップを、デジタルと地域振興をミックスしたようなワークショップを開催をしたり、例えば、金という部分から福岡銀行さんから、アプリを利用したマーケティングの取組みの事例等の発表をして、それについては、ちょっと実現とかですね、そういった部分はまた別として、そういう技術もあるんだよというのを提案、共有するという形で協議会を行っているところでごさいます。</p> <p>今年度については、いろんな先進事例の取組みを検討いたしましたり、NTTさんが持っている人流分析ツールというのがあって、どこの施設、例えばピンに落として、半径10mとか、そういうくくりをしたら、そこにどこから人が来ているのか、そこにどれぐらい、15分以上滞在した方が何人ぐらいいるのか、そういうツールがあるということで、私も知らなかったんですけど、それをもとに大体どういう形で人が流れているのか、こういった部分の分析を行ったりして、それは人の流れで、どういふふうにDXを推進して経済のDXに結び付けていくのか、そういった部分の話し合い等を行っているところでごさいます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>今、説明をいただきましたけども、あんまり分からないところが多いような気がいたします。</p> <p>推進協議会で話し合われたことが、全く村民に、私たちに伝わってきてないんですね。できたら広報などで、こういう話をして、こんなやってますよとかね、そういったこともぜひお知らせをしていただければと思います。</p> <p>ピンポイントで調べて、人の動向が経済効果に現れるとかいうようなこともですね、目に見えなければいくらやっても一緒だろうと思いますので、ぜひ、広報等でいろんなことを教えていただければなというふうに期待するところです。</p> <p>先ほど2人のDX推進員の方がスマホ教室等々やるというようなことでしたけれどもですね、役場に日ごろ常駐されているんですよね。役場では一般の方たちが、やっぱり尋ねに来るのにはちょっと来づらいのかな。</p> <p>先ほども言いましたように、このDX推進の拠点をテレワークテラス宝珠にするのであれば、テレワークテラスに常駐させて、そこでやれば東峰テレビのスタッフも仕事が半減するのかなという勝手な思いもしたんですが、推進員をテラスのほうに常駐して、そこでいろんな村民の方たちへの対応もする。あるいはそこでの授業もやるというようなことを含めて考えたほうがいいんじゃないかというふうに私は思うんですが、村長いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>DX推進員さんの活動の拠点、それはいろんな考え方があっておられます。</p> <p>現在行っているスマホ体験会、また、今後めざしております、それぞれプッシュ型でいろんな困っている方に、こういうふうにやったら使えますよ。それをどんどん、どんどん重ねていくことで普段使いのツールとしていきたい。そういった部分についての目的を達成するため、それについて、どういう形で拠点を置くか、これについては、今のところはですね、きめ細かく飛び回ってもらいたいということもあって、特に役場が行っている事業、村の事業で、村のふるさと推進課と一緒に取り組んでいく事業が、現在としては主になっておりますので、今のところは役場というかふるすい</p>

	<p>のほうに拠点としては置くべきではないかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>ただ、何年前かな、視察に行きましたけど、徳島県だったかな神山町とあるんですけど、そこはDXの推進員さん、これは別に協力隊員ではないんですけど、3名。あそこは人口が多ございます。まるごと高専とかやっているところなんですけど、そこがやっぱりデジタルの推進で、そこは委託の事業所があって、そこに3名常駐して、いろんな地域に回っているということを知って、そういうやり方も自分の理想というかなですね、最終的にはございます。</p> <p>ただ、今、テレワークテラスで行っている事業と村でDX推進員がそれぞれ個別の皆さんのもとに出向いて行っていきたい。それは少し、今のところは合致してないという部分もあるというふうに自分は思っておりますので、現在のところは役場に置くべきであるというふうに、現在ですね、思っているところでございます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>今の説明では、ちょっと私は、納得はあまりできないかなというところがあります。</p> <p>やっぱり村のDXの推進拠点として本当に考えとるのであれば、それは、村長としては役場にいてももらったほうがやりやすいというのかもしれないと思いますが、お二人おるのですからですね、1人は向こうにやってもいいんじゃないかと思えます。検討をいただきたいと思えます。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>村内にはまだ携帯電話等が繋がりにくいところがあるというふうなことも聞いたことがあります、村の通信環境、どうなっていますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>すごい広い質問をいただいたんですけど。</p> <p>通信環境においては、一義的には各それぞれの携帯のキャリア、ドコモさんとかauさんとかソフトバンク、今、楽天モバイルも一部来ております。その戦略におけるものだというふうには感じております。</p> <p>ただ、一部場所において、例えば山村広場とか鼓の一部地区とか、繋がりにくいという部分があるというのを感じているところであります。その分については、各通信事業者のほうにはお伝えをして、要望等は行っているところではございますが、いつまでにやりますとかいう約束を取り付けているところではありません。</p> <p>基本的に住まわれているところについては、ほぼほぼカバーできているのではないかなというふうには思っているところでございます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>機種によってというか、会社によって入りにくいところと入りやすいところと、やっぱりあるようですね。村長もちょっと言われましたけども。</p> <p>その入りにくい会社に対してどのような働きかけをしているか、ということをお聞きしたかったですけれども。いかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>入りにくい部分については、そういう現状をお伝えし要望するという形と、電波が弱い、家の外なら繋がるけど、中なら繋がらないとか、そういった部分については、そういうご家庭はですね、それぞれの携帯会社が電波状況改善のための機械、なんか子機みたいなやつを貸し出しをして、家の中が繋がるようになったとか、そういう話も聞いておりますので、そういうのを無償で貸してくれるサービスもあるということで、これについては、全部の携帯会社がやっているのであれば、村がこういうサービスありますと言えるんですけど、やっぱりそれぞれ事業所ごとのサービスになりますので、そういう部分もいろんな形で、村の中で広報をする。どことどことどこができ</p>

	<p>ますという部分があれば、村の中でも状況改善のためのお知らせという形でできるのかなというふうには思っておりますけど、民間事業者でございますので、どういう形で扱うか、そういう部分については検討させていただきたいと思いますが、そういったサービスもあるということで、ご承知おきいただきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>個人ではなかなか電話会社に要求もできませんのでね、ある程度やっぱり村が把握したなら、代表して一言でも言っていただくようお願いをしたいと思いますところですよ。</p> <p>やっぱり村が言うのと個人でお願いをしてもというのがありますので、よろしくお願いをします。</p> <p>併せてWi-Fi環境なんですけれども、個人で、自宅でやっている方たちは今多いと思っておりますけれども、村の施設、道の駅とか、いろんな小石原では買い物等々で、焼き物の窯元などにも行くんでしょうけれども、Wi-Fi環境については、個人の情報云々等々もあろうかと思いますが、村としては何か環境を整備するかという予定はありましょか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>Wi-Fi環境については、過去さまざまご意見をいただいております。</p> <p>今、3つの駅にはですね、今サイネージという形で情報端末を置いております。その関係もあって、一応Wi-Fiが繋がる環境にはしているところであります。</p> <p>あといづみ館についても、多目的ホールのほうは、やっぱりいろんなイベント等がありますので、そこはWi-Fiが、たぶん届かないと思っておりますけれども、受付のところ、今回ARGという形でレジをちょっと更新している関係もあって、それを繋ぐWi-Fiを整備しておりますので、これもパスワードが要りますけど、一応繋がるという形にしているところでございます。</p> <p>あと繋がってない施設等で欲しいという分があったら、ちょっと具体的にいろんな声を上げていただきたいなというふうに思っているところです。</p> <p>役場の中とかについては、いろんな情報、今、回線を分けてるんで漏れるということはないんですけど、結構サイバーセキュリティの関係で、県警のほうから役場のWi-Fiについては、あまりオープンにしないほうがというふうなご意見もいただいておりますので、これについては、繋がる環境にあるんですけど、一般に今のところ公表等はしてないというところでございます。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>できるかぎりですね、環境は整備していただければなというふうに思います。</p> <p>それから、10月の民陶祭のときの話をちょっと聞いたんですが、お客さんがたくさん来られて混雑をしているときに、電子決済カードがうまく機能しなかったとか不具合が生じてですね、時間が非常にかかったとかというような話を聞いたんですけども、これは利用者数の回線利用が多かったからかなと私は勝手に思ったんですが、このようなことを通信会社へは、何か働きかけ等はされているんでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>10月というか5月のときにすごく渋滞があつて、繋がらなかったという話ですね、これは、自分は何件か伺ったところでも、ちょっと聞いておりますし、実行委員会のほうでもお尋ねをして、実行委員会のほうでの課題意識等を共有させていただいたところでございます。</p> <p>10月のほうについては、確かそこまでなかったというふうに伺っております。</p> <p>原因としては、もう議員さん言われるとおり、たぶん渋滞の中で、結構今、最近動画とかを見る方が多いので、かなりデータ量が多くて、やっぱり新規に入ってくる決</p>

	<p>済等の電波については、はじかれたのかなというふうに思っているところで、そういった部分について、今、NTTではありますけど、そういう通信会社にですね、状況を話して、共有というか、しているところで、具体的にすぐ増強とかいう部分は会社の都合になります。</p> <p>それについてもどうにかならないのか。例えば、移動中継局を持ってくるとかいう話も、雑談の中ではあっているんですけど、そういった部分について何らかできないのかな。</p> <p>もう1つあるのは、生活に必須の部分と動画を見るとかいう娯楽という失礼なんですけど、そういった部分の例えば交通整理ができないのかとかですね、そういった部分については、意見交換をさせていただいているところですけど、ちょっと具体的にまだ答えというか、出ているところではないというところがございます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>平成29年の災害時もスマホが使えなかった、大変いろんな方たちが苦労したということも実際ありました。日頃から環境を整えるということが、やっぱり村長が言うDX推進の基本ではないかなというふうに思うところですけども。</p> <p>そのときになって慌てるようなことが絶対ないようにですね、していただきたいというふうに思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>テレワークテラス宝珠の利用促進の1つ、入居企業が今、検討中も2件あるというようなこともありましたけれども、入居企業の職員さんたちが東峰村に来て、寝泊まりするところがない。</p> <p>ほうしゅ楽舎に泊まればいいじゃないかということでしたけども、値段が高い、それから食事もどうしたらよかろうかというところで、悩んでいるというようなことも話を聞いたことがありますけれども。</p> <p>村長は、村内の宿泊施設と連携を図り、滞在型の利用を伸ばすということもおっしゃっておられましたが、これまでどんな取り組みをしてきたのかお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>宿泊施設との連携というのは、前のやり取りでの私の話ということですね。</p> <p>そのときの争点としてはほうしゅ楽舎ではあったんですけど、結局、当初テレワークテラスで来られている業者さん、結構日田のホテルに泊まられているという方が多かったんでございますね。</p> <p>そしたらほうしゅ楽舎の宿泊、これもちょっと連泊のときの費用をどうするかとか、その辺の整理ができてないところではあるんですけど、日田のホテルで交通費使って宿泊するよりはほうしゅ楽舎のほうが安い、ほぼ同等という形の中で、そちらのほうでの滞在を進めるという形での連携が取れるのではないかという話で、内部では話してたところであります。</p> <p>今のところはそういった取り組みを行っているというところが、現状ではあるところでございます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>一日二日の滞在であればですね、ホテルとかそういう楽舎でもいいんでしょうけども、ちょっと長期とかになると、なかなかやっぱり宿泊費もかさみますのでね、そういうところは、なかなかやっぱり利用しづらいんじゃないかということもありますし、以前聞いた話では、村には住むところがないから、結局は朝倉市や日田のほうに借りているというような方もおられたようです。</p> <p>もう少しほうしゅ楽舎あるいは、今後どうなるか分かりませんが、アクアクレタの宿泊施設などをですね、もう少しやっぱりそういった方たちには、使いやすい</p>

	<p>ような状況で貸し出すというようなことも、あっていいんじゃないかというふうに思います。</p> <p>都会のほうではマンスリーマンションとかいうようなのも、短期滞在という形です。ね、貸し出しがあつてますけども、そういうふうなことは考えられませんか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど議員さんの提案された部分については、私も賛同というか同意するものがあります。</p> <p>最初テレワークテラスができたとき、奥に三角の空き地があるんですけど、ちょうど浄化槽とかがございますけど、そちらのほうに今度簡易型の簡単な宿所を造るような方法もあるんじゃないですかというのを、今委託というか、プリズムさんのほうに話したことはあつたんですけど、ちょっと実現しなかつたというところはございます。</p> <p>あと、やっぱりそういう滞在する施設、ほうしゅ楽舎という話もいたしました。空き家の活用の中でも、やっぱりお試し移住という中期滞在型の住宅を整備することも必要ではないか。そういうものができればですね、多面的な利用という形でできるのかなというふうに思っている部分もあります。</p> <p>また、ちょうど地元の誘致企業でもありますけど、オークマさんがムービングハウスというのをですね、先々月からかな、何か協議会があつて、その中でオークマ宝珠山工場で造っているという情報も、この前第1棟目ができたという話を聞いております。</p> <p>これは、よくあるコンテナハウスがありますけど、コンテナハウスの40フィート、20フィートのサイズで、そこに住宅の機能を詰め込む。オークマさんが造る分なんで当然木造、鉄骨ではなくて。造るところで、「今やってみーす。」というPRもいただきました。</p> <p>そういった部分も協定なりで、結構値段はするんですけど、そういった部分でのものをですね、一緒に共同して使うとか、そういう活用、住宅としては厳しいんですけど、やっぱり一時滞在型としてはそういうのの活用もですね、どうにかできないかなということで、この前会長さんとかが来たときにお話をしたところでございます。</p> <p>そういった部分で何らかの中期滞在型の宿泊ができる施設については、やっぱり当然必要なものであるなというふうには思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>以前宮崎県の西米良村に視察に行ったときに、そこではやっぱり村にしばらく滞在用の方たちのためのアパートがありました。ここに住みながら村で働く。そして、いろんな出会いもあつて、実際ここに住みながら働いて、村の人と結婚したというような方も何組もあつたということでしたけれども、村にもやっぱりそういうようなものがある必要がある。移住に向けてもですね、必要なものではないかと、私もちょっと思っているところですが、今、村長もそれに近いようなものも考えているということでした。</p> <p>ムービングハウス、これは一つの取組みとして、今後検討する必要はあるのではないかと、伺いながら私も思ったところです。</p> <p>今、小松団地のほうに新しい単身者向けの建物が造られております。以前は村外に住んでいる村の職員、独身の村の職員が住んだらどうだろうかとか、あるいは地域おこし協力隊の方たち、お一人で来ている方が多いので、そういった方たちを住まわしたらどうかというような意見も出とつたと思いますが、村長は、今できている小松団地のほうの対象者と言いますか、入居対象者はどのように考えておられますか。</p>

議 長	村長
村 長	<p>入居対象者としては、当然ですけど、公募という形にはなるというのは致し方ないと思っております。</p> <p>その中で、これまでさまざまなやり取りで行ってございました協力隊につきましても、そちらのほうに移る意向があるかという部分のお話はさせていただいています。</p> <p>ですので、募集がかかるときに応募という形で、そのときに何人の方が応募されるかはですね、そのときの話になりますが、ちょっと優先という形ですが、やっぱり村の公共事業としてやっている以上は、ちょっと難しい部分がありますので、あくまで公募という形で、それに応募していただくという立て付けの中でやりたい。</p> <p>職員についても同じような条件で、今回も職員採用試験のときに、ちょうど住宅造っている、それに入る、居住の自由はありますので、そこは言えませんが、気持ちがありますかと言ったら、やっぱり住みたいという話はさせていただいています。</p> <p>これについても、はじめが肝心という言い方をしては失礼になるんですけど、そういった形もあります。ちょうど時期的にマッチングする時期でもありますので、そこらあたりの呼びかけはですね、当然行っていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>呼びかけはする、それから公募するということはとても大事だと思いますけれども。</p> <p>今、協力隊の方たちが、ほとんどがファミリー向けにしてもいいぐらいの一軒家に住んでおられますが、そういうことを考えたときに、協力隊の方にそこに入ってきて、ファミリー向けの住宅を何とか確保していくというような村長の考えもあったんじゃないかと思いますが、再度確認したいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>意向としては、そういう意向を持って、内部で検討というかですね、協議で進んでいるところでございます。貴重なご意見と申しますか、ありがとうございます。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>ぜひ、その方向で考えていただきたいと思うんですが、協力隊員の方たちは3年過ぎたら、その住居を出て行かなければいけないというような制約があるようですけども、残りたくても残られなくなってしまうような方たちもおられるわけですが、これまでもそういう形で出て行った方もおられると思います。</p> <p>村では、そういう協力隊員の方たちについては相談に乗るということですが、実際どのようでしょうか。相談に来る方はおりますか、それとも相談にどれぐらい対応できているのか、お聞かせください。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>今までの協力隊員さん、住居があれば残って住みたいという方、確かにそれなりにいたというふうに認識しております。</p> <p>こちらといたしましてはですね、基本今住まわれている方は、家主と村との契約、こちらのほうで行ってございまして、任期が来ましたらその契約は解除というふうになっております。</p> <p>だからと言いましてですね、協力隊と家主の方が合意さえいただければですね、そのまま住んでいただく分には特段問題ないという認識をしておりますので、その辺家主の方を紹介したり、その辺の繋ぎとか、そういったことをしたりということを行ってはおります。</p> <p>また、移住コーディネーターさん等もおりますので、村内の物件等を一緒に見たりとか紹介したりとかしてですね、この辺はどうですかというような相談ですね、こう</p>

	<p>いったところの対応はさせていただいているところではございますけれども、やはり家主さんが最終的にはどう思うかと、あと実際その物件等を見てですね、協力隊の方がどう思うか、こちら辺のですね、意思のお互いの合意というところが図られないと、なかなか進まないところもございますので、その辺のところはですね、コーディネーターさん、それから村、この辺で連携してですね、相談等、支援等はしていきたいというふうに考えているところです。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>協力隊員の方たちも優秀な方々がたくさん来られておりますので、任期が終わった後もですね、何らかの形で村がフォローアップしながら、この村に移住・定住できるような方向で、ぜひお願いをしたいというふうに思うところです。</p> <p>議員の報告会でも住宅の問題が上がっておりまして、今回のこの議会にも同僚議員がいろいろ住宅問題については取り上げておられました。</p> <p>空き家対策ももちろんそうなんですけれども、昨日の話の中では10年計画の中で建てていくようなことも言われましたけども、住居がやっとそろったなというときには住む人がいなかったとか、移住してくる人ももういないぞと、いうようなことになっては何もなりませんので、早々にやはり計画を立てていく必要があるんじゃないかと思えます。</p> <p>私の私案ですが、私は、ちょっと大きいマンションタイプの建物を建ててもいいんじゃないかというぐらい思っているところですが、村長はいかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>いわゆる戸建てと集合住宅という形で考えたときの話になります。</p> <p>村としても、やっぱりそんなに広大な土地がないということもございます。</p> <p>今、今後10年ぐらいで想定している部分のファミリー向けについては、やはり昨日来からの一般質問等でも申したとおり、やっぱり子ども世帯をどう移住に結び付けていくかという部分が最も重要な施策だと思っています。</p> <p>今小学校の、教育長も申しておりますが、今2クラス、5、6と4、3が複式になっております。</p> <p>これはどうかここを通り過ぎれば、今生まれている方たちが小学校に上がる方が順調にいけば、とりあえず複式は回避できるんですけど、その後、今生まれている方が一桁、そういった形の中で、やっぱり小学校に上がる、その方たちが上がる6年後、それまでの目標を持って、やっぱり計画的に住宅を造っていかねばいけないと思っております。</p> <p>ただ、一気に10棟とか20棟とか造ると、どれぐらい埋まるのかとか、そういった心配もあるところではあります。今、結構定住促進住宅を造って、今、結構移住のサイトとか外部に呼びかけをしてやっておりますけど、ちょうど時期的にマッチングがずっと入ればですね、移住の政策になるんですけど、現実として今、村内の方が居住されているという現状もあって、大体何棟ぐらいを第一弾として作るのか。</p> <p>自分の私見ですけど、としては、木造で造りたいというのはもちろんございます。あと、子育て世代に重点を置いて、子育てが終わった、高校生等がいなくなった方については退居して、本来の住居を建てるとか空き家のほうに住まうとか、そういう住み替えという事業になりますけど、そのほうに繋いでいけるような期間限定型子育て世代のファミリー山村留学という言葉をよく使ってますけど、そういった目標がはっきり見える住宅で、ちょっと皆さんから、職員からもちょっと「ん？」って言われるんですけど、自分は3階建てで6棟ぐらいの木造マンションとまで言えないですけど、を造って、やっぱり村としても特徴のある住宅をするべきではないかなというところは、思っているところではあります。</p>

	<p>ただこれは、今後の計画の中で設計等を行って行きます。いろんなニーズ等もあると思いますので、そういった部分を踏まえながらやっていきたいというふうに思っているところであります。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>施策というのは、ある意味思いついてやらないと、できないということもあると思いますので、この村の将来のどうするかというところの視点に立ったうえで取り組んでいただければと思います。</p> <p>質問を、次に行きます。</p> <p>先日、小石原から三奈木のほうに車を走らせたときに、狭い道なんですけど、あの短い時間の中で、十数台の大型トラックとすれ違いました。29年度の災害以降ですね、土砂等々が流れて、これの片づけが大変なんだろうと思いますけれども、これ東峰村だけでなく、他の地域にもたぶん土砂を持って行っているんだろうというふうに想像はしたんですが、十数台というのはちょっと多いなと思っながらですね、見たところでした。</p> <p>事業者が所有している土地に、処理することに問題はないんだろうと思いますけれども、処理場周辺に住んでいる方たちの中には、砂埃や騒音などといった、環境問題について心配している方も実際おられます。村はこのような実情をどれくらい把握しているのか、また、環境を守る観点から、今後どのようにしようと考えているのかお聞かせください。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>残土処分場や造成工事等の開発事業のために、他の土地から搬入される土砂等により、総面積が3,000㎡を超える区域を埋め立てる場合には、土壌の汚染防止と災害発生防止のため県知事の許可が必要となっております。</p> <p>このことにより、土砂の適切な処理を図るとともに、行政による積極的な指導を実施し、不適正な処理の未然防止を図られているところでございます。</p> <p>万が一土砂等の埋め立て等に関して、不適正な処理が行われたときには、それを是正するために、許可の取り消しや一時停止命令、改善措置命令などを指示ができるようになっております。</p> <p>なお、村では、公害の防止に関し、緑豊かな生活環境を保全するために、東峰村自然環境保全条例を定めています。</p> <p>この中で事業者の責務として、事業活動による公害の防止に関する施策に協力しなければならないことを定めています。事業活動に伴う環境保全については、事業者の責任において適切な措置を講じていただくものと考えております。以上でございます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>災害室長の言われることはよく分かりますし、これが表の、何というかな、取り決めだろうと思うんですけども、それだけでは解決できないものが実際起きているんじゃないかと思っますね。</p> <p>その辺りを村がどう、今言われるように、村も指導できるというふうなことでしたけれども、県の事業、県知事の許可を得てやっている分については、村がどれだけ指導ができるのか、やっぱり県から指導してもらわないとできないのか、その辺りちょっと分かりませんので、もう少し詳しく教えてください。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>議員さんがおっしゃるとおり、県のほうの指導に関してはですね、県と一緒に指導をしに行くということでは可能です。</p> <p>ただですね、あと、村の自然環境保全条例というのがございますが、この中では改</p>

	善勧告等を出せるというところまでしか今のところございません。以上でございます。
議長	3番 佐々木孝議員
3番	たぶん勧告までだろうということではあるでしょうけどもですね、県に村から相談をして指導すると、というようなことは可能だろうというふうには思うんですね。そこ辺りはやっぱり積極的に村も、村民の生活が懸かっているわけです。生命がかかっているわけですから、積極的にやれるところはやるということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。
議長	村長
村長	<p>残土処理場と、今、最終処分場というか、一般廃棄物か、の処理の分が、今2つですね、事業があっていると思っております。</p> <p>残土処理場については、どっちも同じなんですけど、やっぱり許可権限者が県である。県としては、やっぱり基準を満たす分については許可せざるを得ない、許可をするという方針は変わらないところであります。</p> <p>その中で、ちょっと不適切な分があった行為については指導を行う。それについては村と県共同して、村のほうにもそういう情報があったときには、県のほうに共有をしながら現地を確認したりとかですね、そういった分はしております。</p> <p>そういった事業の許可をするときに、やっぱり地域の同意というもの、土捨て場にしても区長さんの同意とか、そういう手続きで行っているというところは行っておりますし、村に照会があったときには地域とのやっぱり協議、合意をしないと駄目というのは、ちょっと法律上できないというのがございますので、きちんと地域の方と話して、そういった対策を取ることににおいてという意見を付して、そういった許可についてですね、県から意見照会があったときに回答を行ったりしているところではございます。</p> <p>現在も事業所としては、やっぱり地域の方に説明とかは行っているというふう聞いております。ただ、どういった要望があるのかという部分について、そこについてはもう村が介在できる余地というのは、なかなか厳しいというのが実情であるというのは、ご理解いただきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>先ほども言いましたように、やっぱり村民の生命、やっぱり健康等々に関わることでですので、それから今、ちょっと村長が言われた中にちょっと気になったのは、災害が起きてからでは遅いんですね。そうならないためにも、積み重ねている土といくかな土砂、残土、そういったものが壊れないように、やっぱりやっていかなきゃいけない。それはもう当然のことと思います。</p> <p>また、事業者もそういう法律に則って、きちんとおかしくないようにやっているとは思いますが、自然災害というのは、いつ、どこでどうなるか分からない。そういったことも含めて、やっぱり村行政もですね、県の事業だからといって二の次になるんじゃないかと、やっぱり積極的に関わり、そして県と一緒にやって事業者の方にも協力をいただくと、というような方向での工事をぜひお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>事業者さん、住民の方、いろんなご意見当然伺っておりますし、お話はしております。</p> <p>ただ、村としては、強制力がないという部分がございますので、話をして、どうか解決の方策を、お互いの合意点というか、なかなか合意できる事項ではない、もう最終的な合意は、何もやるなという話になると思いますが、それはちょっと、村も</p>

	<p>公共工事を推進している中で、やっぱりそういった土捨て場については、うちも村営の土捨て場もございます。そこはきちんと誠意をもってやっている。それはもう個人であろうが民間であろうが行政であろうが、すべて同じ基準で行っておりますので、それについて、不適切な部分等にあつては、そういった県と一緒に指導とか、そういったことはできるんですけど、村が積極的に関わるというのは、話し合い調整の部分是可以するんですけど、指導とか命令の部分については、もう言われる気持ちはほんとよく分かるんですけど、非常に難しいというのは、ご理解いただきなというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>私がお願いしたいのは、親身になって住民の意見を聞いてください。そして、できるところはぜひお願いしますと、というようなことでのお願いとして聞いていただければと思いますけれども。</p> <p>なんもかんも村が解決できるとは思っておりません。ぜひ、村民の生命をですね、しっかり大切に行政を行っていただきたいということで、私の質問は終わります。ありがとうございました。</p>
議 長	以上で、一般質問を終わります。
散 会	
議 長	<p>これもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p>明日12日は、午前9時30分から開会します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(11時14分)</p>

第7回 東峰村議会定例会会議録

令和6年9月12日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和6年第7回東峰村議会定例会議事日程

令和6年12月12日開議

開会宣言

議事日程報告

- 日程第 1 議案第37号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第38号 東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第39号 東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第40号 東峰村獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第41号 財産の取得について
- 日程第 6 議案第42号 令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第43号 令和6年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第44号 令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）
- 日程第 9 同意第 2号 東峰村教育委員会委員の任命について
- 日程第10 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程につきましては、皆さんのお手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第37号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結します。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第37号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第38号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第38号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第3	

議 長	<p>日程第3 議案第39号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第39号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 議案第40号「東峰村獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第40号「東峰村獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第41号「財産の取得について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>3番 佐々木孝議員</p>
3 番	<p>財産の取得ということで、今度EVのタクシー用の車両2台ということですが、当初の予算よりはずいぶん安くはなっていると思うんですけども、2台で1,400万ほどなんですけど、デザイン性の高い特徴あるEV車両2台ということで、いただいた資料はデザイン性が高い車とも思えないわけですけども、たぶん外装というか、い</p>

	ろんなデザインをするんだらうという想像はするんですけども、この値段の中にそういうデザイン料等々も入っているのでしょうか。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	今回ですね、上げていますこちらの財産取得の分につきましては、あくまで車両本体の購入費ということで、今現在別にですね、デザイン関係等は行方、その準備をしているところでございます。以上です。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	ということは、改めて車両のデザインをするということになるかと思いますが、この予算については、別枠また補正を組むとか何かあるのでしょうか。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちら、そのデザイン分まで当初予算のほうで、総枠で予算のほうは組ませていただいておりますので、現在の予算の範囲内で行うということにしております。以上です。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	分かりました。 今使っている車両と合わせて4台になるかと思いますが、どういうふうな形で今後、これが入った後運用するのか、よろしく願います。聞かせてください。
議 長	村長
村 長	一応2台EV車を購入して、4台という体制になります。 一応来年4月から村外、杷木方面等ですけど、に行くという話の中で、今、4台をですね、3台運行して、1台予備という形で使わせていただきたいというふうに思っております。最終的には4台フルに動けるように、そこ辺の利用を期待しているところでございます。 基本的には、来年からは3台で、1台が予備という形で、4台を回して使うような形で行いたい。 EV車両が四輪駆動ではございませんので、やっぱり冬場の利用とか、あとEVのほうは燃料費が低いとかありますので、それについては事業者さんのほうのやりくりのほうでですね、車両については利用したいというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	今、課長の答弁の中では、このデザインをする部分に関しては別発注という話でございました。 この納期限、今回の議案の納期限に自体が令和7年の3月31日ということで、そのデザインする部分の発注の仕方、あるいはデザインの設計する部分というのは、どのように発注されるのか、もう少し詳しくお尋ねいたします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	先ほど述べましたように、デザインは別発注をいたします。 車のデータですね、資料等を発注先のほうに渡しまして、並行してまずデザインのほうを決めていく。ある程度車両のほうが完成しましたら、その後ですね、外装と内装ですね、シート等の変更、この辺のところを併せて施工して、車両のほうの完成まで持っていきたいというふうに考えておるところです。以上です。
議 長	ないようですから、質疑を終結します。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結します。

	採決します。 議案第41号「財産の取得について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議長	日程第6 議案第42号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 2番 樋口朗議員
2番	58ページをお願いします。 58ページ中段ですけど、8款土木費、1項土木管理費、その中の真ん中、水源地域整備事業費です。獣肉処理施設周辺排水対策工事請負費500万です。この工事の概要を、説明をお願いします。
議長	農林建設課長
農林建設課長	工事の概要を説明させていただきます。 工事の概要はですね、今回の目的はですね、この獣肉処理施設の排水対策といたしまして、外周のですね、U字溝の排水工事、並びに屋根からの雨漏りがございましたので屋根の一部の補修、ないし雨どいのはですね、破損、老朽化もございましたので、その取り換えを予定しております。以上でございます。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	57ページをお願いいたします。 3款1項8目保健福祉センター管理費の設備修繕に関してでございます。 全員協議会の折にもこの修繕箇所等の説明もございました。議長のほうからも、度重なる修繕に対しての部分の全体的な補修の必要性という話もございました。 改めまして担当課、村からのですね、この保健福祉センターの今後の修繕計画、管理方法について、改めて見解を伺います。
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	いずみ館の今後の改修ということでございますが、いずみ館は建築して20年以上が経過をしております。それから、施設・設備類の経年劣化というのもですね、見られております。 今までは修繕という形で対応してまいりましたが、空調設備、エアコン類につきましても修理部品がないといった状況もございます。また、燃料等ですね、高騰ということもございますので、1回ですね、設計コンサルに施設全体を見ていただきまして、長寿命化対策とか空調等の比較検討を行ったうえでですね、改めて空調等の整備をしていきたいというふうに考えておりますので、そういった費用をですね、近いうちにまた予算として計上させていただきたいというふうに考えております。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	別の質問です。58ページをお願いいたします。 8款1項5目水源保全事業費の過充当基金戻入金ということで、前年度ですかね、この基金から繰り入れた部分を戻入するという話であったかと思いますが、どの事業について、なぜこの、要は充当というのをできなかったのか、その事業とその理由についてお伺いいたします。
議長	農林建設課長

農林建設課長	理由については、また別途説明したいと思っているんですけども、今回令和5年度 のですね、基金の水源涵養基金のほうのですね、精査をした結果ですね、錯誤による 過剰の基金のものがございましたので戻入するものでございまして、詳細は手持ち に持ってないもんですから、またご説明したいと思っています。
休 憩	
議 長	9時55分まで休憩します。 (9時45分)
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (9時50分)
議 長	農林建設課長
農林建設課長	先ほどは失礼しました。 先ほどの8款1項水源涵養基金について回答いたします。 水源保全事業といたしましては、こちらは水源涵養基金ということになっていまし て、通常小石原地域のほうで使う目的である基金でございます。 一応、今回その誤りがございまして、実は宝珠山地区のほうのですね、間伐ない し作業路の整備としてお金を充当しておりましたので、その誤りがあったというこ とでございましてですね、今回それを戻入するということでございます。以上で ございます。 昨年度の基金になっております。以上でございます。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	58ページの美しい村づくり、7款2項6目の需用の燃料費のことについてお尋ね をしたいと思っております。 議会運営委員会の時ももう少し詳細な説明をということで申しておったんですが、 議案の説明の時は、災害による林道の作業ということだけしか返ってきませんでした ので、ここで敢えて質問をさせていただきます。 当初の燃料費は80万円だったと思っております。その80万組んだのが、この12月時 点で150万円ということですので、この補正の算定の根拠といえますか、基礎とい えますか、そういうのを担当課長のほうに説明をお願いしたいと思います。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進 課長	燃料費につきましては、今年度から林道のほうと美しい村、こちらのほうで分けて おったのを一本化して計上させていただいておるところでございますが。 通常、例年ですね、美しい村づくり事業として林道の整備とかその辺のところを行 う分で、まずは一旦計上させていただいておりました。 ただ、若干説明もあったかと思っておりますけど、災害に関しまして、かなりですね、土 砂撤去等、そちらのほう重機等、作業機械等を使う作業のほうが増加しました。 基本的に災害箇所で行っておりますが、大日福井線、第二大日福井線の災害の分と いうところになりまして、この分が燃料費の高騰と、あと作業箇所の増というところ で、予算がかかったというところで不足が出ましたので、今回それを補うという形で 補正のほうを上げさせていただいたところでございます。以上です。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	美しい村と、それから災害のやつ、同じように使ってしまったということなんでし ょうかね。言ってるのが、ちょっと私も理解ができなかったんですが。 3月当初予算で組まれた80万、美しい村づくり事業の中での燃料費ということ ですが、今の課長の説明では、災害のほうでどんどん、どんどん使ってしまったから、 ここの箇所の燃料費が足りなくなって、150万の燃料費を組みましたというふうに

	聞こえたんですが、そういうふうな解釈でよろしいのでしょうか。
議長	村長
村長	<p>先ほど課長が説明いたしました。</p> <p>今年度より林道維持費で行っていた労務班の事業と、美しい村づくりで行っていた労務班の事業、これを一本化した、その分で美しい村づくり事業が80万円という燃料費であった。この分はご理解いただいたと思います。</p> <p>あと今年度、労務班の皆様、ちょっと林道部分の土砂撤去もやっていただいたということで、その分の業務が非常に増えて燃料費と、現在も、今、80万という予算でしたが、それをちょっと流用で行っているというような状況でございまして、その分について足りないというか、3月までの必要な見込みの部分を、今回ちょっと金額は大きいんですけど、上げさせていただいたところでございます。以上です。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>3回目の質問になりますが。</p> <p>当初予算のときに作業の報償金720万とか作業の補助員600人とか、最初の予算当時のときには、そういうふうな人用で組まれていたはずと思ったものですから、燃料費もそういう中での予算かなと思ったけど、災害上の発生した作業によって、この時点でもう燃料費がなくなってしまったということですね。</p> <p>作業していることにどうこうというわけじゃないんです。ただ、この時点で150万の燃料費というのが出てくるのが、どういうふうな理由で、やっぱり出てきてしまったのかなど。</p> <p>それとも1点は、林道とか災害とか言えば事業費が違うのかなと思ったんですけどね、回答はもう要りません。中を村長から説明がありましたので、分かりました。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>同じ58ページ、8款1項の3目水源地の整備事業費のところですが、産業廃棄物収集運搬処理業務委託料ということで50万上がっております。これは、どこの処理なのか、また、具体的にどんなものを処理しているのか、お聞かせください。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>まず、場所なんですけれども、獣肉処理施設のほうの側面のほうになりまして、既存の建物ですね、改修する形ですね、今回施設を設けているんですけども、既存の壁ですか、壁のほうの除去をですね、入口を施工するんですけど、その壁の除去の分ですね、ところについての産廃が出てきまして、その除去となります。</p> <p>徴求資料のほうを見ただけですでしょうか。</p> <p>資料1と右上に書いている写真が4つ入ったものがあるかと思うんですけども、そちらのほうですね、ちょっと写真のほうには写ってないんですけども、図面のほうですね、ちょっと見づらいんですが、左下に洗い場というところがあるのを、図面の左側の側面ですね。</p> <p>洗い場がありまして、獣肉処理のほうの、獣肉を持ってくる時の一番最初の入口になるんですけども、そちらのほうから入る際にですね、元々あった既存の壁ですか、壁を取り壊す必要が出てくるということもございまして、その産業廃棄物になるということが分かりましたものですから、そこを除去するためのですね、委託料として、今回50万計上しておるところでございます。以上でございます。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>58ページをお願いします。</p> <p>8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁費、2目道路維持費。</p> <p>まず、1目の道路橋梁費の工事請負費500万、橋梁補修工事費です。それから、2目の道路維持費、同じく村道維持補修工事440万、これの場所、工種、延長を分</p>

	かる範囲でご説明をお願いします。
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>まず、橋梁補修工事のほうなんですけども、場所はですね、村道釜床1号線という橋梁は釜床橋という橋梁でございまして、位置は喜楽来館の付近になるんですけども、そちらのほうの橋梁になります。</p> <p>ここはですね、道路のメンテナンス事業の一環といたしまして、橋梁点検を行ったうえでですね、対策する工事でございます。実際現地のほうにですね、元々ある既設の橋梁のほうにですね、さび止め防止ということですね、鉛が入った塗料を使っております。今、風化、劣化もありましてですね、鉛が表に出てきまして、その点検した調査をしたときにですね、今の環境基準値を超えた形の鉛の値になっていまして、有害物質にあたるということが分かりました。</p> <p>そこで、それを除去する対策としてですね、今回その工事としてですね、追加費用として今回計上しているところでございます。</p> <p>続きまして、村道維持補修工事の概要なんですけども、村道の4路線、5カ所の舗装修繕並びに土砂撤去をする追加工事をですね、今回補正計上させていただきます。</p> <p>場所というのは、一応村道名で申しますとですね、村道町芝峠線と板屋線が2カ所、あと中崎・砥石渡線と一部里道の寺村のほうですね、計5カ所の舗装の修繕並びに土砂の撤去を今回追加対策として計上しております。以上でございます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>56ページをお願いします。</p> <p>2款4項の6目の3節ですが、職員手当のところ。これ知事選挙・県議会議員選挙ということで上がっておりますけれども、先の衆議院選挙のときに、期日前投票に来たとき、職員さんが数名、5、6名ぐらいバタバタと来られたんですね。</p> <p>投票に来たのは私1人でしたが、1人のために5、6人、これは勤務時間内であったと思うんですけども、時間外でもこれぐらいの人たちがいつも詰めているのかどうか、本当にそれだけの人数が必要なのかどうかお聞かせください。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>こちらのほう公職選挙法上人数が決まっております。投票管理者とか立会人、それから事務従事者等々がですね、人数決まっておりますので、要するに決まった人数を期日前でも配備しなければなりませんので、その分で補正等を行っております。</p> <p>実際に、5人は必ず必要です。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>58ページをお願いいたします。</p> <p>8款3項1目河川費についてです。</p> <p>農林建設課より資料のほう、資料2の部分で、今回のこの該当する予算の場所のほうは把握できたんですけども。</p> <p>以前からこの蔵貫川に関しては、平成29年災、令和5年災でも大きな被害が起きております。その関係だと思っております。</p> <p>ちょっと今回係る部分が、河川であっても中流というか、そんなに長い延長ではないんですけども、であって、以前話で聞いていたところでは、この秀山窯元さん付近を通して、要は大肥川まで抜けるような新たな河川改良みたいな形の話もありました。</p> <p>そういった話が進んでの、この今回の予算立てなのか、もう現状の河川の、ただ単なる改修という立ち位置なのか、その辺の位置づけをお願いいたします。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	この蔵貫川河川改修についてはですね、一応上流側と下流側ということで、下流側

	<p>は先ほどの窯元さんのところと国道211号と宝珠山川のほうなんですけれども、まずは上流側ですね、施工という考えも持っていて、今回のこの補正予算につきましてもですね、上流側のほうですね、補正予算を計上させております。</p> <p>というのがですね、まず、現況の水路幅がちょっと狭いということでございますので、それを拡幅するということがまず一番最優先、高いのかなということを考えてまして、拡幅することによって、山のほうから下って来る左岸側と言いますか、徴求資料の資料2の右上の写真のところの建物があるんですけども、そこに拡幅として必要な幅が必要ということでございまして、その土地の購入費と建物の移転代の補償、ないしまた立木関係の補償をですね、考えております。</p> <p>まずは上流側のほうの今施工で、下流側についてはですね、一旦上流側のほうの施工をしたうえでですね、状況を見つつですね、やっぺいこうと今考えているところでございます。以上でございます。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>59ページをお願いします。</p> <p>10款教育費、6項文化財費、2目文化財事業費、14節工事請負費227万6千円、釜床1号窯跡法面保護工事。</p> <p>これ、昨日ですね、朝方、せっかく資料を配布しましたので、この配布資料に基づいて、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>昨日お配りしましたA3のカラーの資料をご準備いただきたいと思っております。</p> <p>こちらにつきましては、釜床の法面保護工事の変更分の内容となります。</p> <p>今回、説明を昨日いたしました、雨等の状況で盛土に崩れがまた新たに生じまして、盛土量と埋め戻し量が増えたことにより、作業等が増加したことによるものと、それが横断図のほうになります。</p> <p>こちらにですね、点線で中ほどにあると思うんですけども、右側の部分が元々予定していた、ピンクで塗っている箇所が元々予定していた箇所になりますが、そこからさらに崩落が進みまして、点線から右側の部分が増えたこととなります。</p> <p>崩落部分のピンクの箇所と、それから水色の箇所、埋め戻し量のところが新たな今回の工事になります。そこに伴う写真が、その下の左右の部分になります。</p> <p>1期工事におきまして法面を掘削いたしまして、2期工事が始まるまでの間にビニールシートできれいに覆っていたんですけど、そこが雨によって崩れまして、ばらばらになったような状況でございます。</p> <p>それから、左側の平面図でございますが、こちらにつきましては、2つ目の説明で、作業中に新たに処理が必要になった、コンクリートの基礎撤去工が必要になったこと。こちらにつきましては、右側の法面の崩落図のところのですね、右側の写真のところ①と書いておりますが、その部分にですね、掘削工事を行っていた際に、左側のこのようなコンクリートの基礎の内容の部分が出てきたような状況です。</p> <p>これをですね、掘削して取り出し、それから、実際に処理をするための費用が新たに発生したものです。</p> <p>さらに、法面の左右の部分のところ、新たにまた雨等が今後また増えてきた際に、左右に崩落が進むことを防止するために、法面の左右に植生土のうを設置するものでございます。</p> <p>そして、③番目としまして、植生マットの撤去工としておりますが、こちらにつきましては、以前何度かこちら、雨等により崩れていたんですけど、そのときに応急手当てとしまして、植生マットを設置しておりましたが、そういった工事が進むにつれて、前撤去していなかった部分を、今回撤去をしなくてはいけなくなりましたので、</p>

	<p>そういったところで、法面の上部のところにあったマットを撤去するような状況になっております。</p> <p>図についての説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第42号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第43号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>簡易水道事業の会計の方法が変わって初めての補正予算となります。</p> <p>今回の補正予算の出方も初めて目にするものなんですけれども、企業会計、公営企業会計になったことに伴って複式簿記になっております。</p> <p>そのせいかからか支出の項目しか上がってきてない部分は、複式簿記としてはよく分かる部分ではあるんですけれども、以前特別会計を組んでいたときから考えると、収入はどうなっているのかっていう部分も発生してくるかと思いますが、その辺の、この企業会計の捉え方と収入部分については、どういうふうに捉えればいいのか、お尋ねいたします。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>収入のほうにつきましてはですね、現在の予算の中でですね、賄っているというのが現状でございます、ということで今回、ここの歳入というか、には一応計上しないというのが現状でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結します。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第43号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>

日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第44号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第44号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>先日の総務常任委員会の折にも、この任命のことについての説明は受けました。</p> <p>今回に関しては、前任の方の退任に伴いという部分であったんですけども、この前任の方が8月末で退任をされているということで、この期間ですね、3カ月ちょっと空いていることがあると思います。</p> <p>その間ですね、教育委員さんが退任されているということ、議会に説明が全くなかったと思うんですけども、なぜ、そういった人事案件に関わる部分もあるので、選任に関して問うものではないんですけども、やはりその辺の伝達が大切ではないかなと思いますが、その辺のご説明をお願いいたします。</p>
議長	教育長
教育長	<p>教育委員さんの新しいメンバーになるまでに、基本的に前の井上委員さんの、もう少し延長というところで説得なり、そういったもので動いておりました。</p> <p>それを再三行ったうえで、なかなか厳しいというところで、次の人選という形で動き出しました。</p> <p>そういった意味で、ちょっとまだ流動的な部分がありましたので、その辺りをまだ明らかにしてはしなかったというところがございます。以上でございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>いろいろ理由はあったかと思うんですけども、やはり退任日というところがきちりと説明があっている以上、やっぱり退任されたということから3カ月ほどですね、1名の教育委員さんが不在ということになっているということをしっかりとお伝えいただかないと、いろんな場で「あれっ、なぜ1名いらっしやらないんですか。」となった時に、やはりお互いの関係性という部分が、やはり信頼関係が崩れてしまいますので、ぜひ、その辺の伝達と言いますか、それをしっかりしていただきたいと思</p>

	いますが、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>言われること、確かにそのとおりで思っております。</p> <p>ただ、人事に関する部分でございますので、非常に取り扱い方についてですね、迷われた部分があったというところで、今回の部分についてはご理解いただきたいという部分と、次の後任の、今回議案、提案しております。この方の兼ね合い、その時に言って、その次の方が、本来は後任が決まるまでは、本当は継続するとか、確か法律上はそうになっていたと思うんですけど、そういった部分の取り扱いもあって、本人のちょっと病気という関係で、もう活動ができないというところで、その日をもって扱いをさせていただいておりました。</p> <p>確か法律上は後任が決まるまでは、確か留任という形になっている等もございましたので、今回にあたっては、なかなかその辺りについても説明がしづらかったというふうに理解はしているところでございますので、というところでございます。以上です。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定されました。</p>
日程第10	
議 長	<p>日程第10 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から、閉会中の継続調査申出がなされております。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申出がっております。これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>12月10日から本日まで、令和6年第7回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案について、原案どおりご可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。</p> <p>議案審議の中でいただきました貴重なご意見、提言につきましては、今後の行政運</p>

	<p>営にしっかり生かして今所存であります。</p> <p>さて、12月に入り非常に寒い日が続いております。村では冬の風物詩、JRひこぼしライン眼鏡橋のライトアップを今月7日から1月4日まで行っております。ライトアップされた眼鏡橋の上をカラフルなBRTが走る風景を、皆さんもぜひご覧いただきたいと思っております。</p> <p>併せて、現在3つの駅にレンタル自転車の実証運用を行っております。電動アシスト付の自転車を借りて村内を周遊できる魅力的なツールだと思っております。3つの駅ならどこから借りてどこに返しても大丈夫ですので、ぜひ、村民の皆様も使ってみていただきたいと思っております。</p> <p>ただし、スマートフォンとクレジットカードの登録、また4時間800円の利用料が発生することはご了解いただきたいというふうに思っております。</p> <p>年末年始にかけ気ぜわしい日々が続きますが、議員皆様各位におかれましてもお体をご自愛され、さらにご活躍くださいますよう心からお願い申し上げ、閉会のあいさついたします。どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、令和6年第7回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (10時24分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>